潤水都市 さがみはら

相模原市財政白書

平成26年度普通会計決算の解説

平成28年4月

はじめに

昨今の経済情勢は、企業収益や雇用情勢の改善など、景気の緩やかな回復基調が続いているものの、中国をはじめとするアジア新興国の景気が下振れし、わが国の景気を下押しするリスクが懸念されるなど、先行きは不透明な状況にあります。また、本市においては、社会保障施策の充実や高齢化の進行などに伴う扶助費を中心とした義務的経費の増加など、依然として厳しい財政運営が続いておりますが、政令指定都市への移行を経て地方分権改革を推進し、効率的な行財政運営に取り組んでおります。

平成 26 年度は、積極的な歳入確保や徹底した事務事業の精査・効率化などを進めるなか、防災・減災対策の推進、教育環境の向上、子育て支援、高齢者福祉・障害福祉の充実、産業・商業振興や再生エネルギーの普及、広域交流拠点性の向上や交通ネットワークの充実など、さまざまな重点施策に取り組んでまいりました。

これらの事業を推し進めるなかで、他の政令指定都市との比較や過去 10 年間の推移を掲載することにより、現在本市が置かれている状況を明確にし、市民の皆様に現在の相模原市の財政の状況を十分にご理解いただき、財政をより身近に感じていただきたいと思い、本書を作成いたしました。

本書が、専門用語や仕組みの複雑さなどから、とかく分かりづらいと言われる財政についてご理解いただく一助となれば幸いです。

本書のご利用にあたって

本書は平成 26 年度相模原市普通会計決算について解説したものです。

本書は、全国的な統一指標として活用される総務省の「地方財政状況調査（通称：決算統計）」の各種数値に基づき作成したものです。

本市は平成 18 年 3 月に旧津久井町、旧相模湖町と、平成 19 年 3 月に旧城山町、旧藤野町と合併しているため、それぞれの年度の数値は旧相模原市と各旧町の決算額を団体相互の現金の行き来を相殺した上で合算しています。

なお、総務省の本市に関する決算資料においては、便宜上、合併以前の決算額について、旧相模原市と旧津久井４町の各団体のそれぞれの決算額を相殺せずに単純合計したものを、相模原市の決算額としていることがあるため、数値が異なる場合があります。

本書における制度については、平成 26 年度時点で作成しています。

〇各年度の数値の捉え方

平成 17 年度	旧相模原市、旧津久井町、旧相模湖町の純計後の数値
平成 18 年度	旧相模原市（津久井・相模湖合併後）、旧城山町、旧藤野町の純計後の数値
平成 19～26 年度	新相模原市の数値

他市のデータは、総務省が公表している平成 26 年度地方財政状況調査関係資料から引用しています。

また、第５章の「第１節－２．固定資産の状況」及び第６章の「財務諸表」は、新地方公会計制度における総務省方式改訂モデルによる財務諸表の作成方法に基づく数値をもとに作成しています。

「**白書早読み**」について

本書は、各章の先頭（第７章は除く）に、その章のダイジェストページを挿入しています。時間の無い方や詳細を読まれる前に概要を把握するときなどにご活用ください。

なお、「白書早読み」内の表、グラフ番号は本文中の番号と統一しています。

目　　次

はじめに
本書のご利用にあたって

第１章　普通会計の概況

白書早読み（第１章）…… 2

第１節　予算と決算…… 3
第２節　普通会計とは…… 4
第３節　普通会計決算の概要…… 6
　１．決算の規模
　２．収支の状況
　３．政令指定都市の状況（他市との比較）

第２章　財政指標からみた相模原市

白書早読み（第２章）……16

第１節　財政力指数……17
第２節　実質収支比率……18
第３節　経常収支比率……20
第４節　健全化判断比率等……24
　１．実質赤字比率
　２．連結実質赤字比率
　３．実質公債費比率
　４．将来負担比率

第３章　歳入

白書早読み（第３章）……34

第１節　歳入の状況……36
　１．概要
　２．歳入構成の推移
　３．他市との構成比比較

第２節　市税……39
１．市税収入の概況と推移
２．市税の種類と内訳
３．相模原市の特徴
第３節　地方交付税と臨時財政対策債……43
１．地方交付税
２．臨時財政対策債
第４節　譲与税・交付金……48
１．譲与税・交付金の概要
２．譲与税・交付金の収入状況
３．譲与税・交付金の推移
第５節　国庫支出金、県支出金……52
１．国庫支出金、県支出金の種類と収入状況
２．国庫支出金、県支出金の推移
３．国庫補助金と県補助金
第６節　繰入金……54
１．繰入金の収入状況
２．財政調整基金
３．財政調整基金の積立額、取崩額の推移
第７節　市債……57
１．市債の種類と役割
２．市債の発行可能額
３．市債の発行状況
４．市債の発行額の推移
５．市債の発行手法
第８節　その他の収入科目……61
１．使用料、手数料、分担金及び負担金
２．財産収入
３．寄附金
４．繰越金
５．諸収入
第９節　歳入分析……64
１．自主財源と依存財源
２．一般財源と特定財源

第４章　歳出

白書早読み（第４章）……72

第１節　歳出の状況（目的別）……74
１．概要
２．目的別歳出構成の推移
３．目的別歳出
（１）議会費
（２）総務費
（３）民生費
（４）衛生費
（５）労働費
（６）農林水産業費
（７）商工費
（８）土木費
（９）消防費
(10) 教育費
(11) 災害復旧費
(12) 公債費
第２節　歳出の状況（性質別）……91
１．概要
２．性質別歳出構成の推移
３．他市との歳出構成の比較
４．性質別歳出
（１）人件費
（２）物件費
（３）維持補修費
（４）扶助費
（５）補助費等
（６）普通建設事業費
（７）災害復旧事業費
（８）公債費
（９）貸付金
(10) 繰出金
(11) その他の支出科目
ア　積立金
イ　投資及び出資金

第３節　義務的経費と投資的経費……107
１．義務的経費
２．投資的経費
３．義務的経費と投資的経費の推移
第４節　事業繰越の状況……110
１．繰越の種類
２．繰越の状況

第５章　資産と負債の状況

白書早読み（第５章）……114

第１節　資産の種類……115
１．基金の状況
（１）基金の種類と状況
（２）基金額の推移
２．固定資産の状況
（１）普通会計に属する固定資産の状況
（２）固定資産の額の積算方法
３．投資等
（１）投資等の状況
（２）投資等の積算方法
４．貸付金
５．その他の資産科目
（１）未収金と長期延滞債権
（２）回収不能見込額
第２節　負債の種類……123
１．市債現在高
（１）市債現在高の状況
（２）借先別現在高の状況
（３）市債残高の推移
（４）市債現在高に関する財政指標と他市との比較
２．債務負担行為
（１）債務負担行為の状況
（２）債務負担行為の種類
３．引当金
（１）退職引当金
（２）賞与引当金

第６章　財務諸表

白書早読み（第６章）……134

第１節　財務諸表とは……136
　１．新公会計制度と採用モデル
　２．財務４表とその相互関係
　３．作成基準
第２節　貸借対照表……138
　１．貸借対照表の見方
　２．本市普通会計の貸借対照表
　３．前年度貸借対照表との比較
第３節　行政コスト計算書……145
　１．行政コスト計算書とは
　２．本市普通会計の行政コスト計算書
第４節　純資産変動計算書……147
　１．純資産変動計算書とは
　２．本市普通会計の純資産変動計算書
　３．行政コスト計算書、純資産変動計算書の前年度比較
第５節　資金収支計算書……150
　１．資金収支計算書とは
　２．本市普通会計の資金収支計算書
第６節　財務諸表を用いた財政分析……151
　１．社会資本の過去及び現世代負担率
　２．社会資本の将来世代負担率
　３．純資産比率
　４．市民一人当たりの公共資産
　５．市民一人当たりの負債額
　６．市民一人当たりの純経常行政コスト
　７．市民一人当たりの貸借対照表

第７章　外部による評価

第１節　市監査委員による審査結果と意見……156
　１．審査結果
　２．決算審査意見書に付された意見

資料編

相模原市決算カード……158
政令指定都市財政指標等一覧……160

用語解説……165

第１章　普通会計の概況

白書早読み

早読みは、この章を簡単にまとめたページです。

※早読みページ内のグラフ番号は本文の番号によります。

第１章　普通会計の概況

平成 26 年度の本市の普通会計決算は、歳入については、市税、地方消費税交付金などが増収した一方、国庫支出金などが減少しました。歳出は、国直轄事業負担金の減などにより普通建設事業費が減少した一方、扶助費などが増加しており、財政規模は前年度を上回りました。

平成 26 年度の歳入決算額は約 2,607 億円、歳出決算額は約 2,527 億円で、前年度に比べ歳入では約 58 億円(+2.3%)、歳出では約 63 億円(+2.5%)の増額となり、歳入、歳出ともに前年度を上回りました。また、財政収支の状況は、「実質収支」が約 68 億円の黒字で、実質収支比率が 4.9%でした。

グラフ２　普通会計財政規模（歳出決算額）の推移

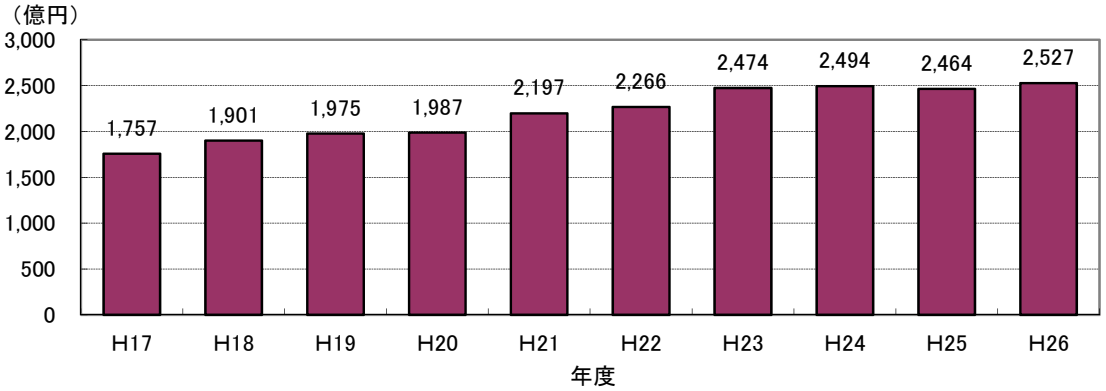

平成 26 年度の本市の財政規模（歳入決算額）を他の政令指定都市と比較すると、20 都市中で 20 位と最も小さく、市民一人当たりの財政規模も、約 36 万円と 20 都市中 19 位で小さい方から 2 番目となっています。このように、本市は人口でも財政規模でも他の都市に及びませんが、「小粒でも堅実、健全な財政運営」を実現しているといえます。

グラフ３　普通会計財政規模（歳入決算額）比較

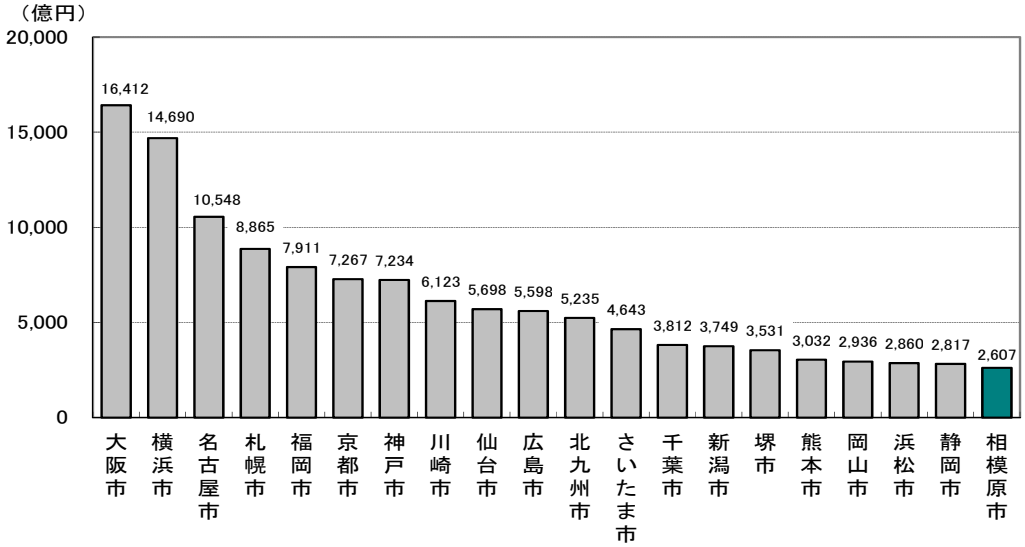

第１節　予算と決算

国や地方自治体の予算とは、1 年間の収入（歳入）を計算し、どのような仕事にどのくらいのお金を使うか（歳出）を見積もったものです。1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間です。予算は、歳入額と歳出額を過不足無く同額で見積もり、市議会（3 月定例会議）に提案し、議決を得て成立します。

これに対し決算とは、予算に従い 1 年間の仕事を終えた後の歳入額と歳出額の結果をまとめたものです。言うまでもなく 3 月 31 日までに終えた仕事についての歳入歳出が決算ですが、年度末近くに完了した仕事に関する収納や支払いにある程度の時間を要することから、地方公共団体には出納整理期間が設けられていて 5 月末日までに歳入歳出の整理を行って決算額を確定しています。

予算の歳入歳出は同額ですが、幅広くまた多くの仕事を行う地方公共団体では、決算額は一般に予算の見積もりと全く同額とはならず、歳入の多少の増減と歳出の若干の減額があるのが普通です。歳出については予算額を超える支出は認められておらず、繰り越しによる年度間の行き来の影響を除いて、予算額を超える決算額となることはありません。

歳入歳出予算の増減により、歳入歳出の差し引きが黒字であったり、赤字であったりします。これを収支と呼んでいます。

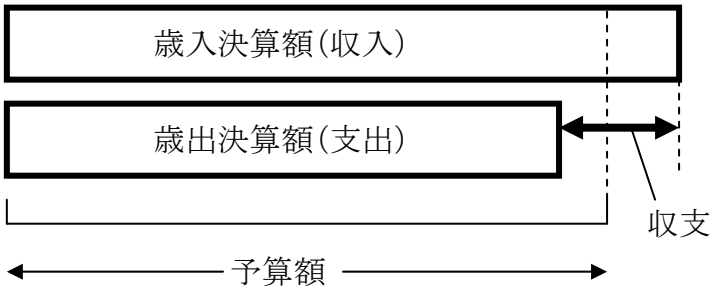

第２節　普通会計とは

地方公共団体では、一般に「一般会計」「特別会計」といったいくつかの会計に分け、予算を管理していますが、一般会計や特別会計の分け方については法律に区分される以外の厳密な定義はありません。各団体では、それぞれの行財政の実情に合わせて会計分けをしており「一般会計」でも団体により計上する内容が一部違っていることがあり、決算の単純な比較ができません。

これを比較可能な内容に作り変えたものが「普通会計」と呼ばれ、予算を計上する範囲など全国統一のルールが細かに定められています。このルールに従い各団体が「一般会計」や「特別会計」を変換し「普通会計」の数値を作成しています。

つまり、普通会計とは実際に日常の会計管理を行うためのものではなく、国が行う地方財政状況調査での統計上の目的で作成されている会計区分なのです。

本市の場合、「普通会計」は、「一般会計」から一部を抜き、「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」、「公共用地先行取得事業特別会計」及び「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業」の全部並びに「自動車駐車場事業特別会計」、「介護保険事業特別会計」、「後期高齢者医療事業特別会計」及び「公債管理特別会計」の一部を組み入れて「普通会計」としています。

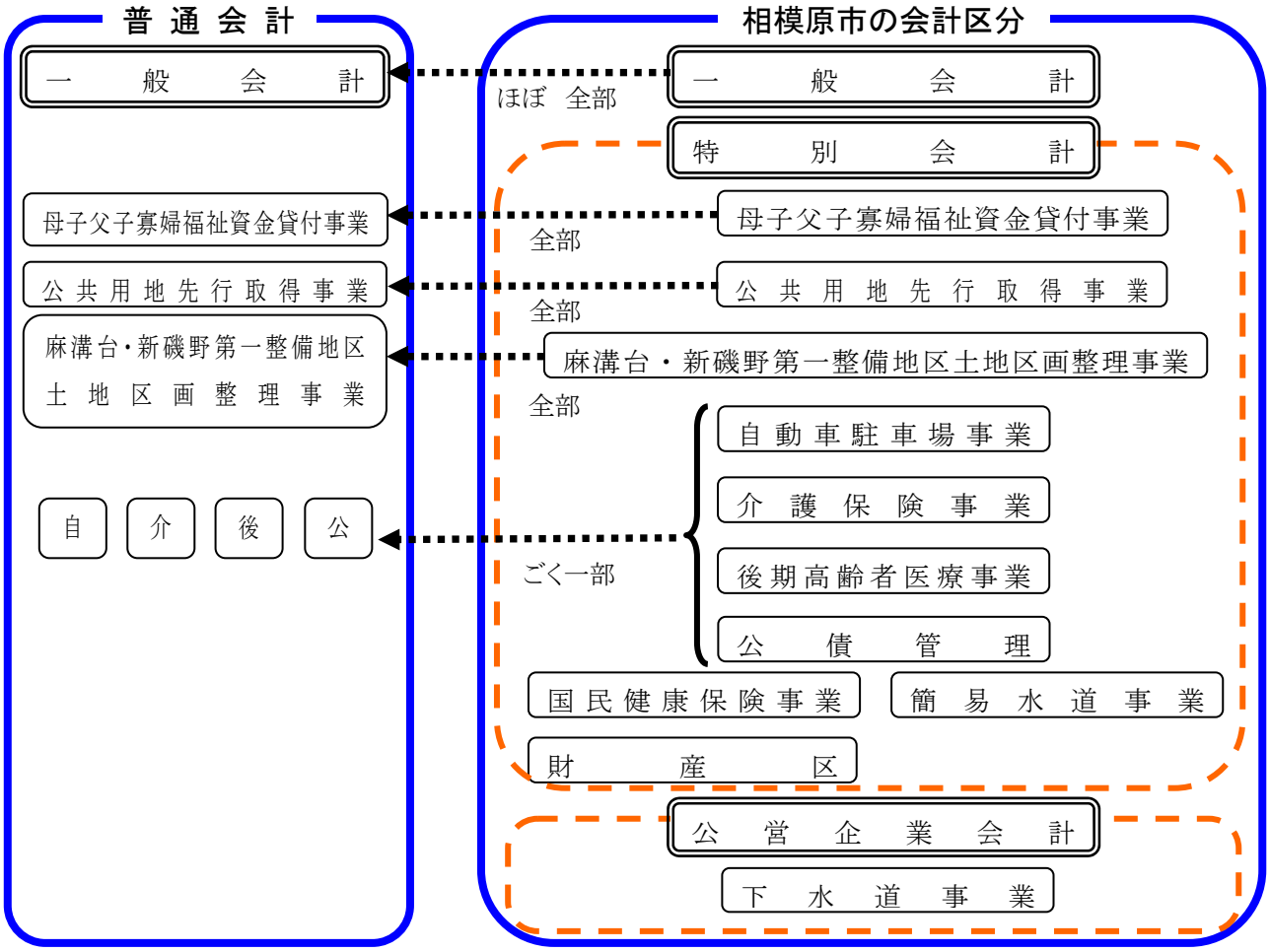

表１　相模原市一般会計と普通会計の平成 26 年度決算額

	一般会計	普通会計
歳　　入	259,292,922 千円	260,746,596 千円
歳　　出	251,350,384 千円	252,652,445 千円
利用形態	普段の会計管理で使用	統計上の目的で使用

また、経費の計上方法も本市一般会計と普通会計に若干の差異があるため、変換を行っています。具体的には、防災対策に要した経費の一部を総務費から消防費（P86 参照）に移し替えたり、普通建設事業（P101 参照）に要した人件費を普通建設事業費に移し替えたりするなどして普通会計のルールに従い変換しています。

第３節　普通会計決算の概要

１．決算の規模

表２及びグラフ１・２は、本市の普通会計の財政規模について過去 10 年間の推移を表したものです。

平成 17 年度以降は特に津久井地域との合併により、財政規模が大きく膨らんでいます。

平成 26 年度の本市の普通会計決算額は、歳入決算額約 2,607 億円、歳出決算額約 2,527 億円で、前年度に比べ歳入では約 58 億円(＋2.3%)、歳出では約 63 億円(＋2.5%)の増額となり、歳入、歳出ともに前年度を上回りました。

歳入については、市税、地方消費税交付金及び県支出金などが増額となりましたが、国庫支出金などが減額となりました。一方、歳出は、障害児者介護給付費や生活保護費などの増により扶助費が増額となりましたが、国直轄事業負担金の減などにより普通建設事業費が減額となりました。

表２　普通会計財政規模の推移

年度	歳入		歳出	
	決算額	対前年度伸率	決算額	対前年度伸率
	千円	%	千円	%
H17	184,409,196	11.1	175,745,971	9.6
H18	197,182,787	6.9	190,143,676	8.2
H19	204,637,965	3.8	197,537,572	3.9
H20	205,371,391	0.4	198,725,970	0.6
H21	226,541,377	10.3	219,694,078	10.6
H22	235,975,414	4.2	226,601,995	3.1
H23	253,882,464	7.6	247,369,927	9.2
H24	257,075,372	1.3	249,394,961	0.8
H25	254,860,641	△0.9	246,416,620	△1.2
H26	260,746,596	2.3	252,652,445	2.5

グラフ１　普通会計財政規模（歳入決算額）の推移

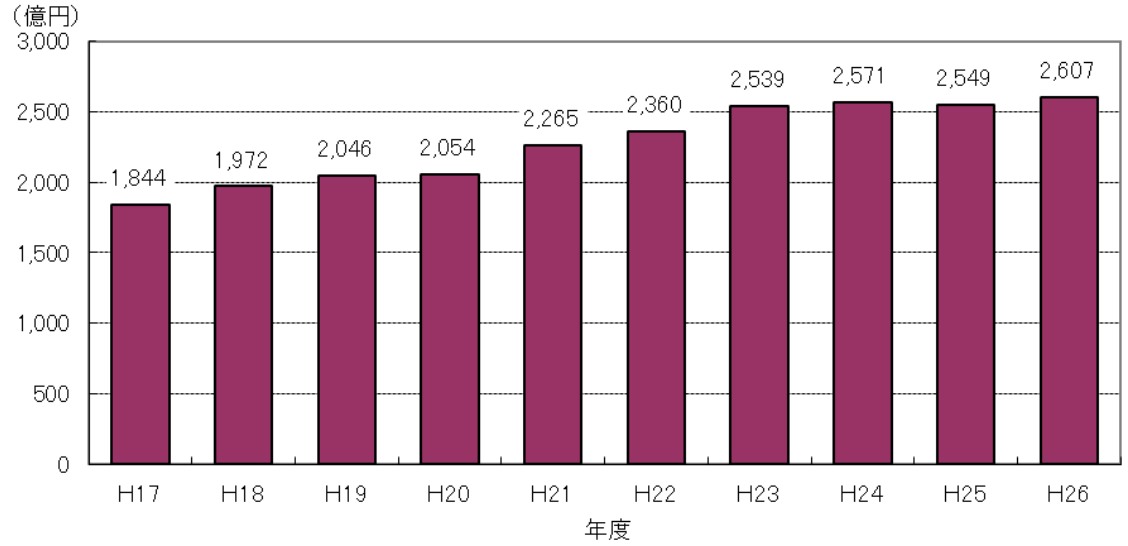

グラフ２　普通会計財政規模（歳出決算額）の推移

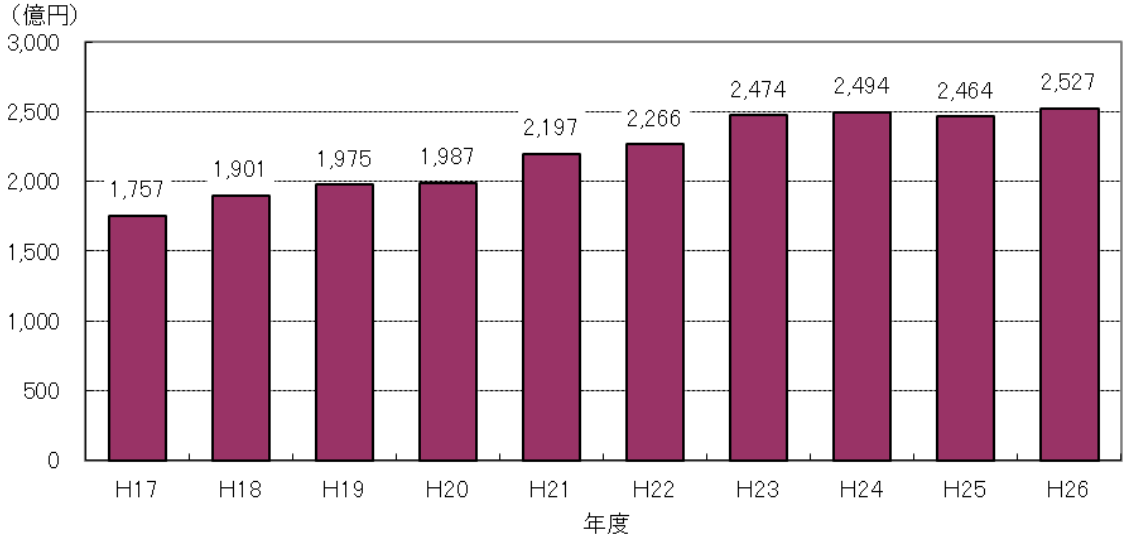

２．収支の状況

財政収支には、単純に歳入から歳出を差し引いた形式収支のほか、実質収支や単年度収支などいくつかの財政指標が存在します。

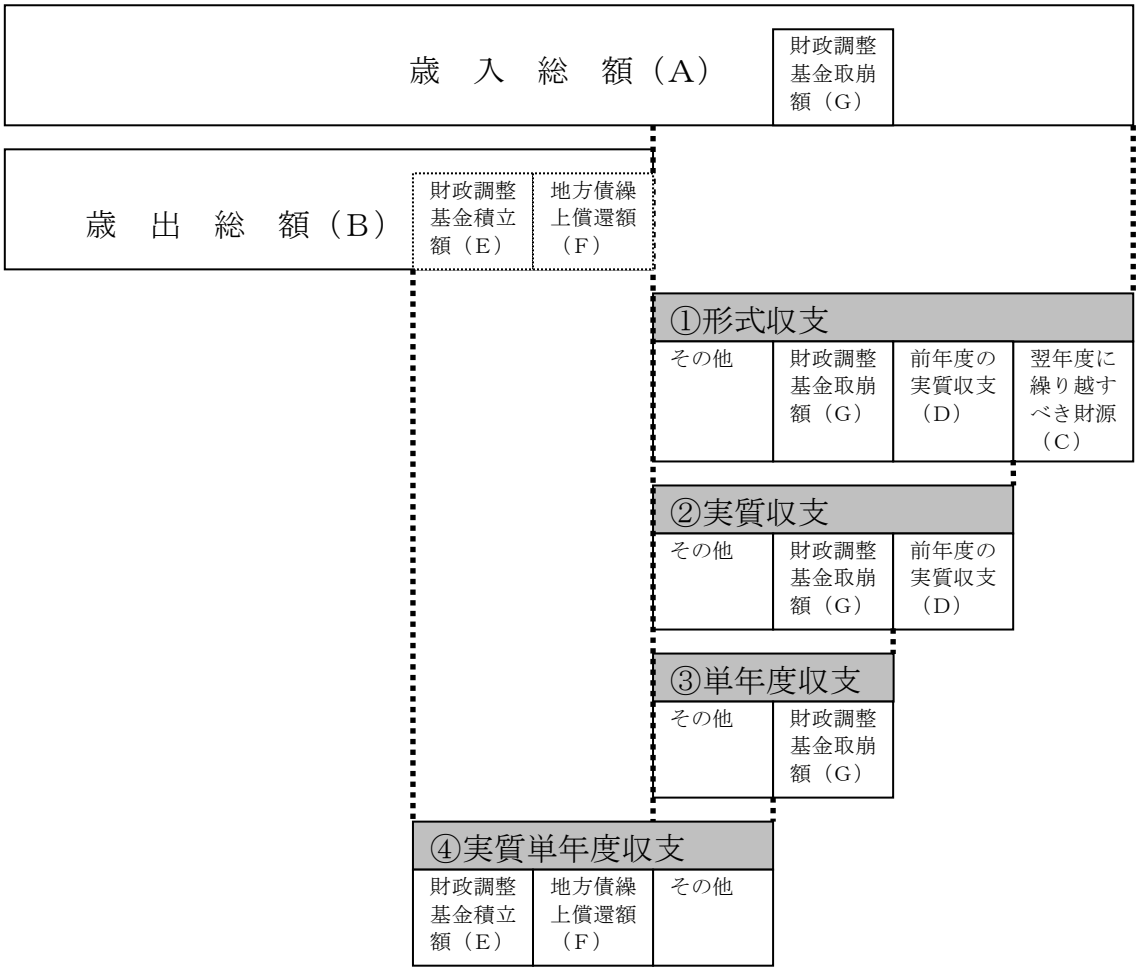

表３　収支計算表

	平成 26 年度普通会計
	千円
歳入総額(A)	260,746,596
歳出総額(B)	252,652,445
① 形式収支　(A)-(B)	8,094,151
翌年度へ繰り越すべき財源(C)	1,269,112
② 実質収支　①-(C)	6,825,039
③ 単年度収支　②-(D) ※	△52,276
財政調整基金積立額(E)	11,692
繰上償還額(F)	0
財政調整基金取崩額(G)	5,061,000
④実質単年度収支 ③+(E)+(F)-(G)	△ 5,101,584

※前年度実質収支(D)：6,877,315 千円

平成 26 年度における財政収支の状況は、表３のとおりです。

歳入総額から歳出総額を差し引いた「形式収支」は、約 81 億円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源として約 13 億円を差し引いた「実質収支」は、約 68 億円の黒字となっています。このうち、前年度から繰り越された額をのぞいた平成 26 年度決算単体での「単年度収支」はマイナス約 5,000 万円となっています。

また、平成 26 年度は、基金へ約 1,200 万円の積立てを行ったものの、51 億円の基金取り崩しを行ったことから、基金への積立てや取崩しの影響を差し引いた「実質単年度収支」は約 51 億円の赤字であったことがわかります。

このように財源が不足する年度には財政調整基金を活用するなどして計画的な財政運営を行うことにより、一定のサービス水準を維持しています。

なお、実質収支約 68 億円のうち 40 億円を財政調整基金へ積み立てて基金残高の維持を図っています。

①形式収支

歳入と歳出の差額の単純な収支額を表します。

形式収支　＝　歳入総額（A）－歳出総額（B）

②実質収支

市の予算は単年度主義（1 年度の間に必要な予算を計上する方法）となっており、計上された事業はその年度内に完了することが原則です。

しかし、実際には諸般の事情で翌年度に繰り越す事業があり、この場合、必要な財源も翌年度へ繰り越すことになります。

形式収支には、この財源も含まれてしまっていることから、これを差し引きしたものを実質収支と呼んでいます。

実質収支　＝　形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源（C）

③単年度収支

収支の計算のもととなる歳入には、黒字にせよ赤字にせよ前年度以前の実質収支が含まれているため、１年間の歳入に対する実質の収支計算を行ったものを単年度収支と呼んでいます。

単年度収支　＝　当年度の実質収支－前年度の実質収支（D）

④実質単年度収支

本市では急な財政需要(支出)などに対応できるよう財政調整基金（一般家庭の預貯金にあたるもの）に資金の積み立てを行っています。円滑な財政運営のため、例年、余剰資金の積立てと不足資金の取崩しを行っており、単年度収支からこの影響を取り除いたものが実質単年度収支です。

実質単年度収支　＝　単年度収支＋財政調整基金積立額（E）
－財政調整基金取崩額（G）

３．政令指定都市の状況（他市との比較）

表４、グラフ３は本市の財政規模（歳入決算額）を他の政令指定都市と比較したものです。政令指定都市の歳入決算額の平均は、約 6,278 億円で、本市は 20 都市中で 20 位となっています。最も規模が大きい大阪市と比べると、本市の規模は約 6 分の 1 程度です。

表４　普通会計財政規模（歳入決算額）比較

都市名	H26 歳入決算額	住民基本台帳人口 H27.1.1 現在	市民一人当たりの歳入決算額
	千円	人	千円
相模原市	260,746,596	715,145	365
大阪市	1,641,158,122	2,670,766	614
横浜市	1,469,029,104	3,722,250	395
名古屋市	1,054,793,098	2,260,440	467
札幌市	886,462,399	1,936,016	458
福岡市	791,137,922	1,486,314	532
京都市	726,716,715	1,419,474	512
神戸市	723,425,451	1,550,831	466
川崎市	612,268,096	1,445,484	424
仙台市	569,750,173	1,053,509	541
広島市	559,781,283	1,188,398	471
北九州市	523,522,202	976,925	536
さいたま市	464,258,924	1,260,879	368
千葉市	381,230,813	962,376	396
新潟市	374,931,172	804,413	466
堺市	353,078,550	847,719	417
熊本市	303,191,422	734,917	413
岡山市	293,586,227	706,027	416
浜松市	286,011,891	810,317	353
静岡市	281,681,352	715,752	394
平　均	627,838,076	1,363,398	460

グラフ３　普通会計財政規模（歳入決算額）比較

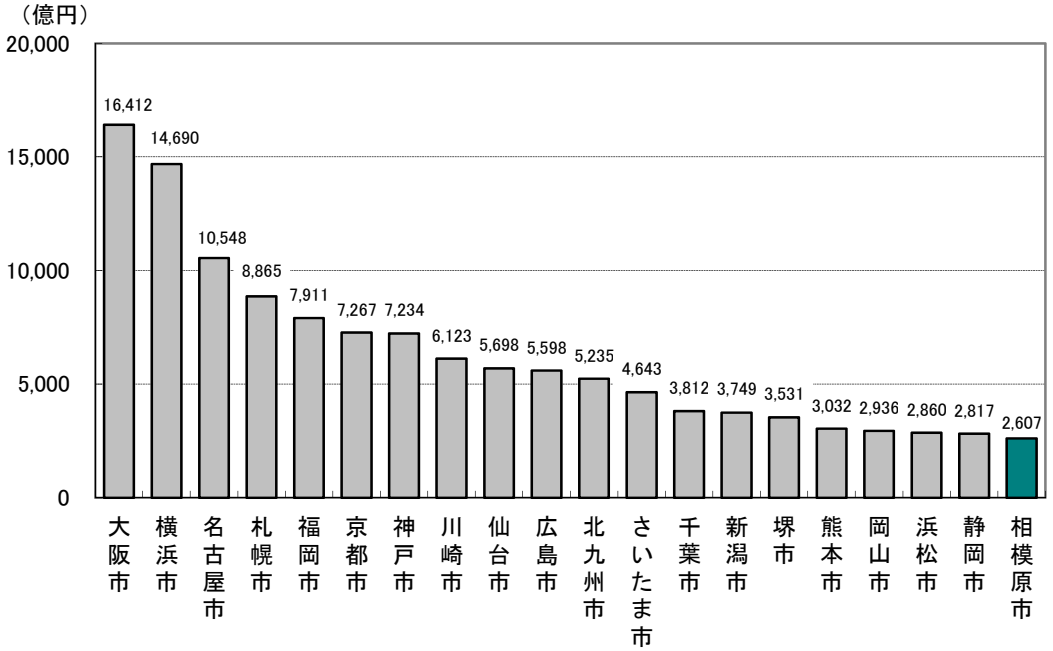

グラフ 4 は、市民一人当たりの歳入決算額を示しています。これによれば、市民一人当たりの財政規模は、政令指定都市の中で本市が約 36 万円で 20 都市中 19 位と小さい方から 2 番目となっています。

「スケールメリット」という言葉があるように、規模が大きい都市の方が、一人当たりの行政コストは一般に少なくて済むと言われています。しかし、本市は人口でも財政規模でも他の都市に及びませんが、「小粒でも堅実、健全な財政運営」を実現しているといえます。

グラフ４　市民一人当たりの歳入決算額

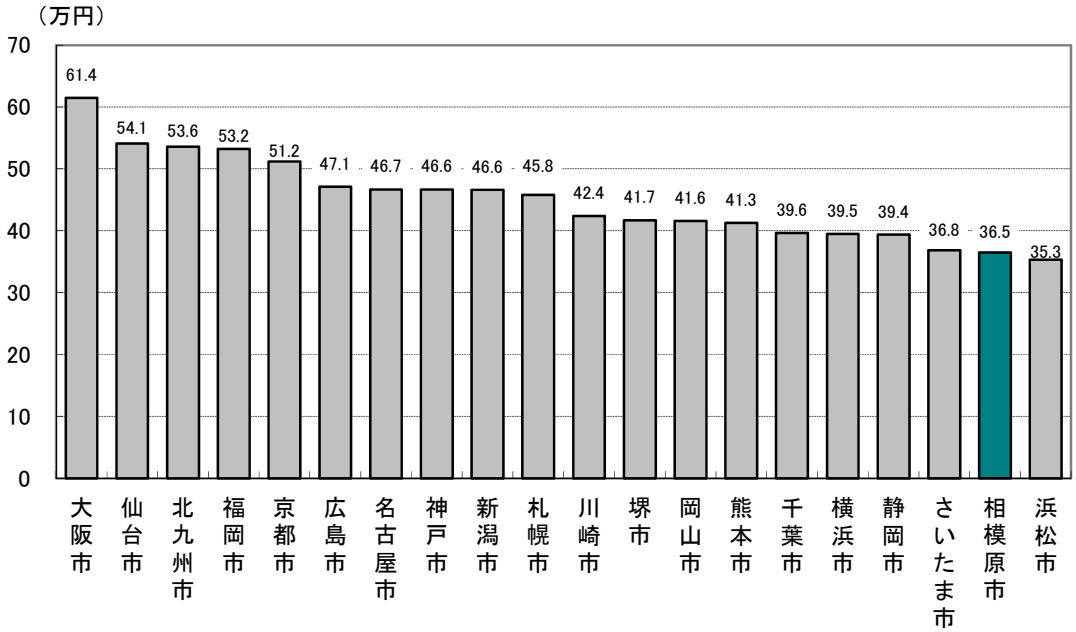

表５、グラフ５は本市の財政規模（歳出決算額）を他の政令指定都市と比較したものです。政令指定都市の歳出決算額の平均は、約 6,186 億円で、本市は 20 都市中で 20 位となっています。歳入と同様に、最も規模が大きい大阪市と比べると、本市の規模は約 6 分の 1 程度です。

表５　普通会計財政規模（歳出決算額）比較

都市名	H26 歳出決算額	住民基本台帳人口 H27. 1. 1 現在	市民一人当たりの 歳出決算額
	千円	人	千円
相模原市	252,652,445	715,145	353
大阪市	1,635,842,942	2,670,766	612
横浜市	1,443,265,279	3,722,250	388
名古屋市	1,047,391,598	2,260,440	463
札幌市	877,874,559	1,936,016	453
福岡市	779,107,078	1,486,314	524
京都市	717,083,021	1,419,474	505
神戸市	714,157,855	1,550,831	461
川崎市	607,374,683	1,445,484	420
広島市	554,126,925	1,188,398	466
仙台市	542,341,172	1,053,509	515
北九州市	517,271,710	976,925	529
さいたま市	452,417,154	1,260,879	359
千葉市	377,952,271	962,376	393
新潟市	372,053,285	804,413	463
堺市	350,241,172	847,719	413
熊本市	297,382,812	734,917	405
岡山市	282,819,404	706,027	401
浜松市	275,618,118	810,317	340
静岡市	274,122,029	715,752	383
平　均	618,554,776	1,363,398	454

グラフ５　普通会計財政規模（歳出決算額）比較

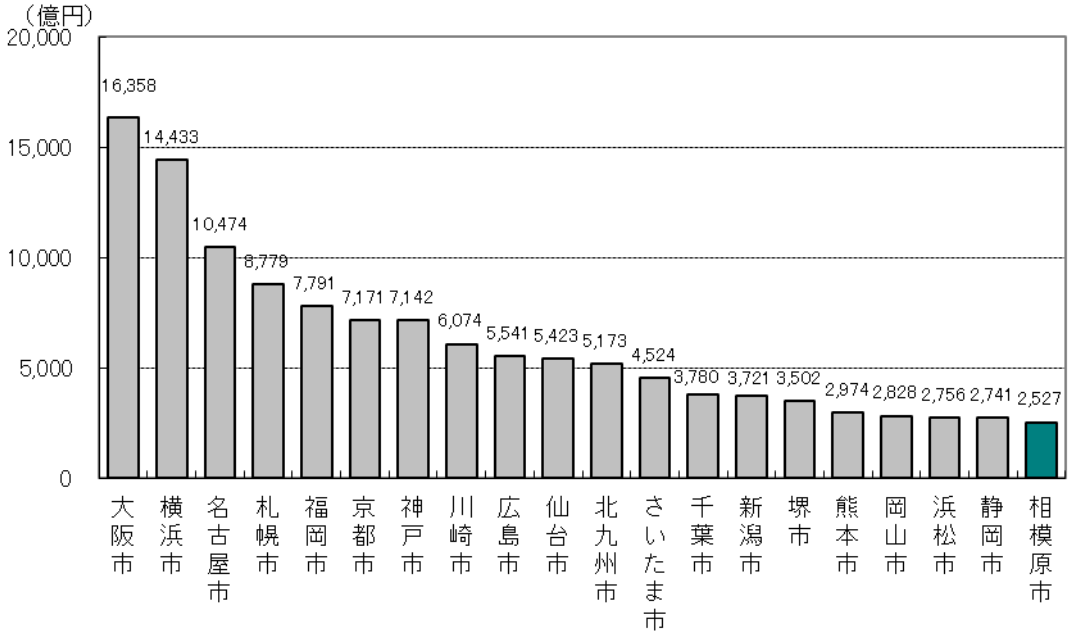

グラフ６　市民一人当たりの歳出決算額

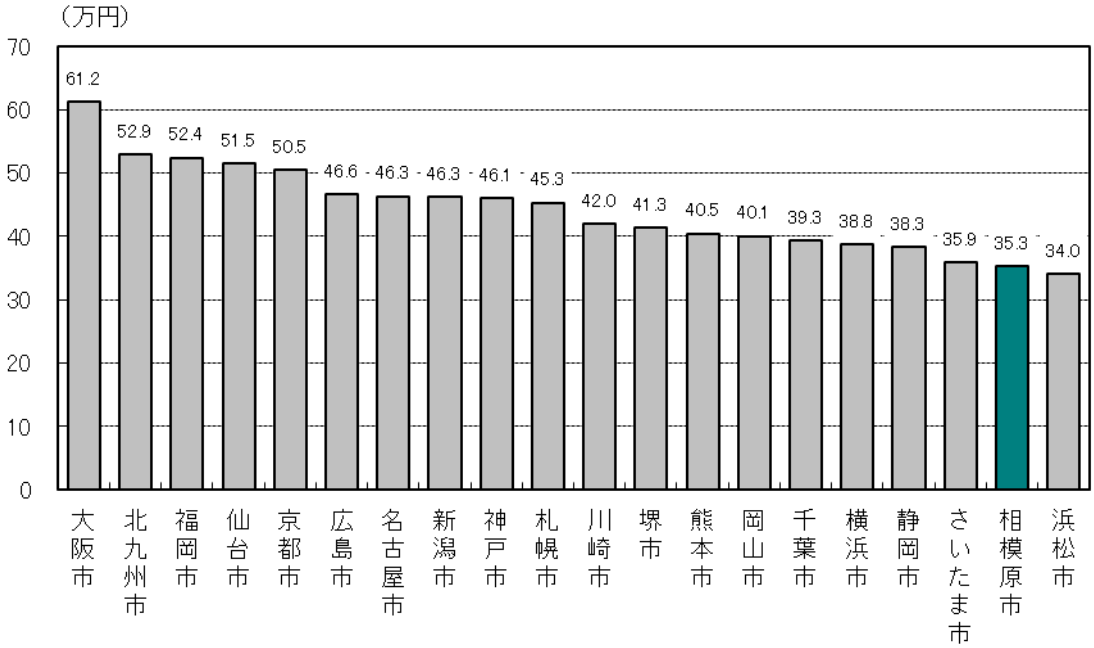

第２章

財政指標からみた相模原市

白書早読み

早読みは、この章を簡単にまとめたページです。

※早読みページ内のグラフ番号は本文の番号によります。

第２章　財務指標からみた相模原市

本市の財政力指数「0.94」という値は、20 政令指定都市の中でも川崎市、名古屋市、さいたま市、横浜市、千葉市に次いで６位となっています。

グラフ７　平成 26 年度政令指定都市財政力指数一覧

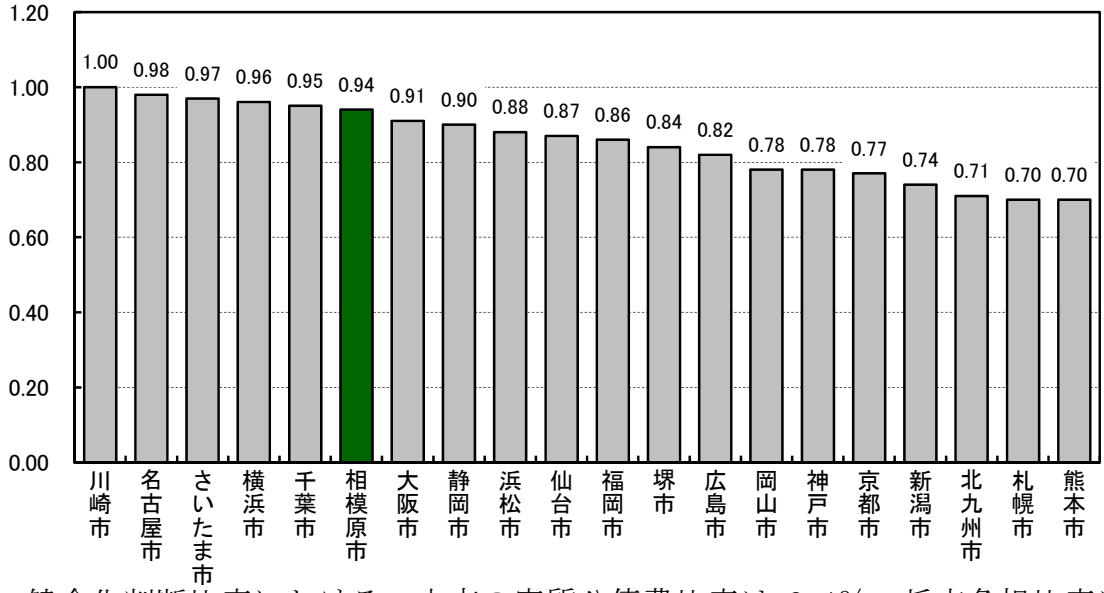

健全化判断比率における、本市の実質公債費比率は 3.4%、将来負担比率は 40.2%で、他の政令指定都市に比べ実質公債費比率は最も低く、将来負担比率は 4 番目に低い数値となっており、標準的な一般財源の規模に対する債務の割合が少ないといえます。

グラフ 15　実質公債費比率と将来負担比率との比較

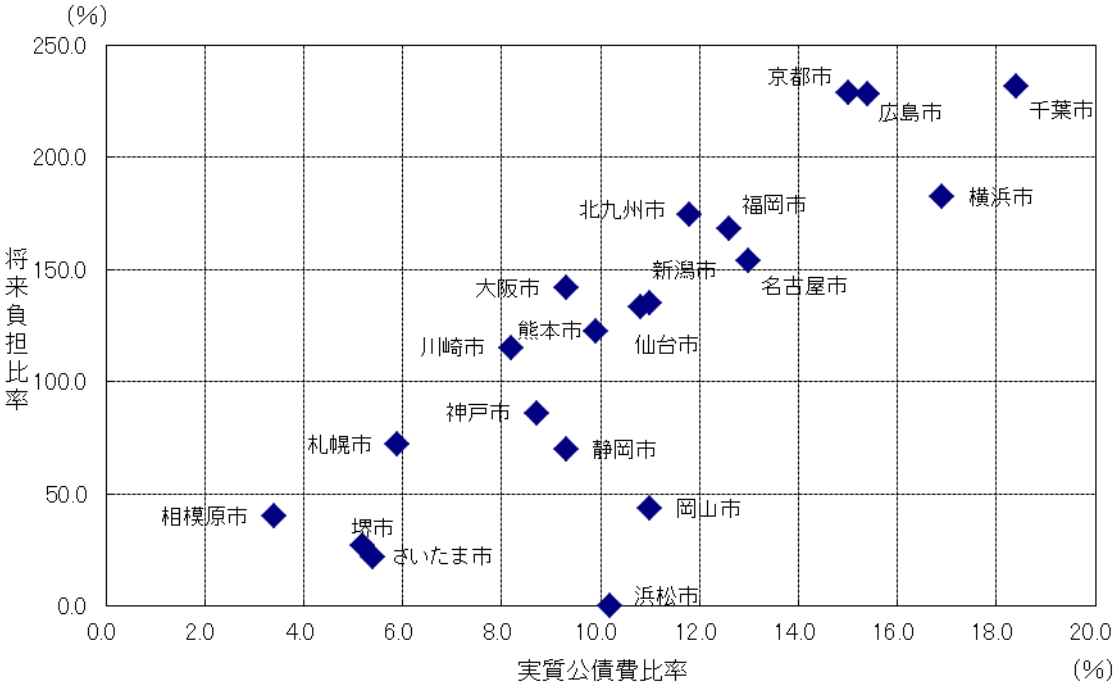

第１節　財政力指数

財政力指数とは、収入と支出を国の基準に基づいて比べた指標で、自治体の財政力を計る物差しとしてよく使われます。

指数が「１」を超えると財政的にゆとりがある状態といえます。反対に「１」を下回ると地方交付税制度に基づく財源不足が生じていることを示し、普通交付税が交付される「交付団体」となります。

近年は景気後退の影響を受け、財政力指数が「１」を超える地方公共団体は全国的にも数が少なく、本市の「0.94」という値は、20 政令指定都市の中でも川崎市、名古屋市、さいたま市、横浜市、千葉市に次いで 6 位となっており、比較的財政力が高いといえます。

財政力指数 ＝（基準財政収入額÷基準財政需要額）の過去３か年の平均値

グラフ７　平成 26 年度政令指定都市財政力指数一覧

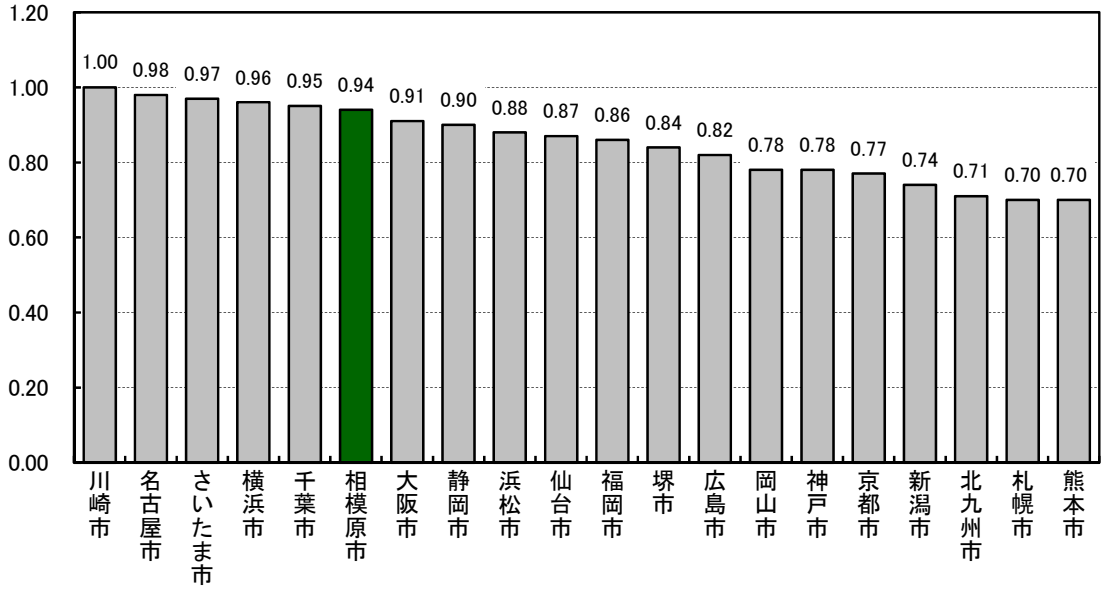

グラフ８　財政力指数の推移

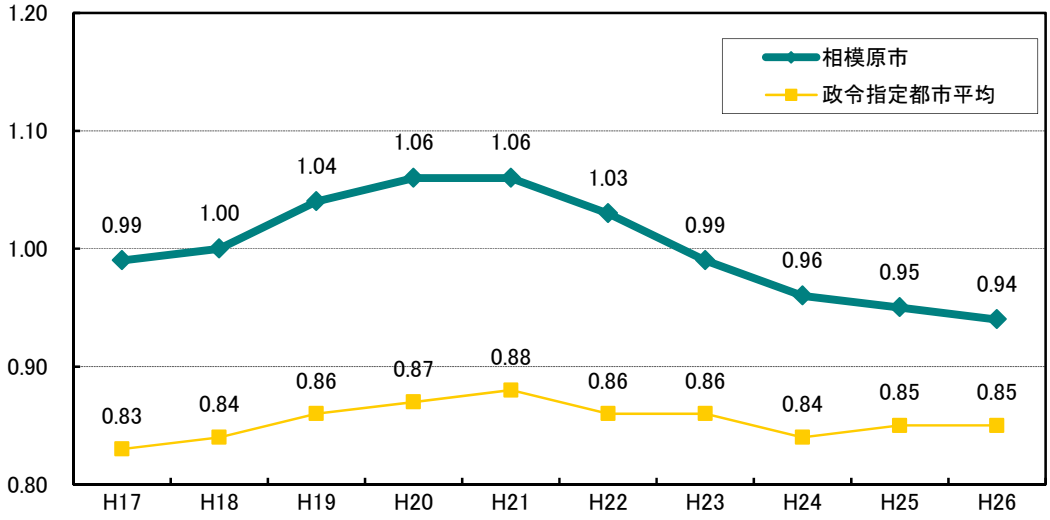

第２節　実質収支比率

収支ですから赤字より黒字の方が良いに決まっています。営利企業であれば「黒字幅が大きければ、なお良い」ということになるでしょう。

しかし、地方公共団体では考え方が少し違ってきます。地方公共団体の財政運営は、適正な行政サービスを提供するため、適正な税負担をみなさんにお願いすることが基本となります。赤字であればみなさんに負担いただいた税に見合う以上の過大なサービスを行った可能性がありますし、黒字が大きすぎれば、税に見合うサービスが提供できなかったということになります。

地方公共団体の財政運営には、適度な歳入歳出の均衡が求められているのです。収支の相対的な大きさを示す指標を「実質収支比率」といいます。

計算式：実質収支比率（%）＝実質収支÷標準財政規模※×１００
　　※標準財政規模…標準的な一般財源の規模を示すもの（P31 参照）
説　明：実質収支が標準財政規模に対しどの程度の割合かを示すもので、財政規模が違う地方公共団体間の比較を可能にしている指標

グラフ９　政令指定都市の実質収支比率

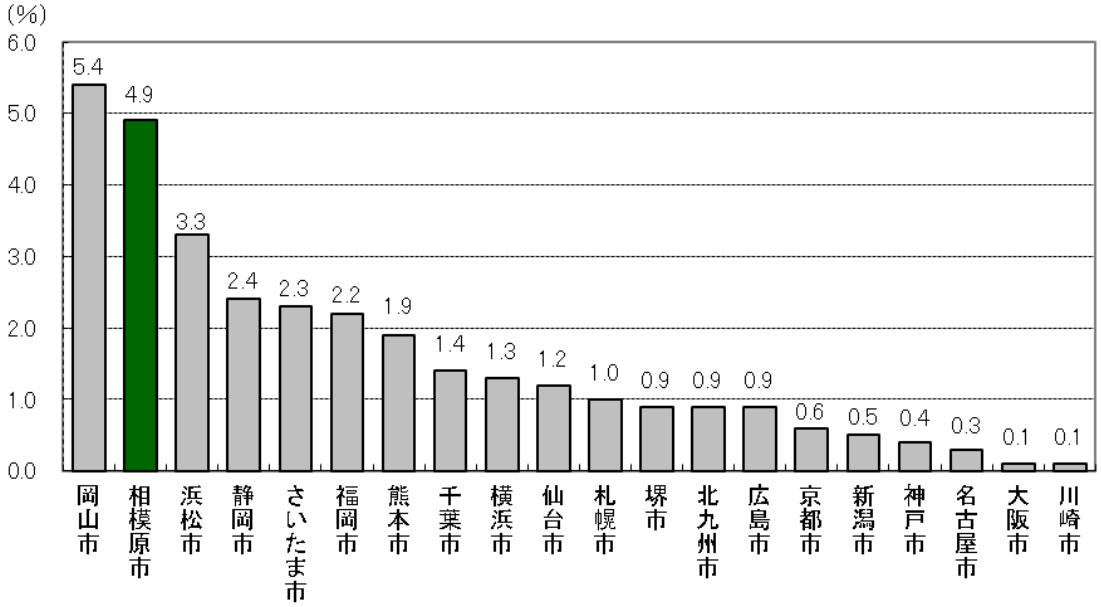

表６　実質収支比率の推移

年度	標準財政規模 (A)	実質収支 (B)	実質収支比率 (B)/(A)
	千円	千円	%
H17	107,631,927	7,006,208	6.5
H18	120,256,649	5,638,806	4.7
H19	127,031,132	6,035,466	4.8
H20	128,976,473	5,053,969	3.9
H21	126,693,932	5,496,826	4.3
H22	130,394,063	7,958,245	6.1
H23	131,995,445	5,533,699	4.2
H24	134,195,568	6,301,007	4.7
H25	136,774,360	6,877,315	5.0
H26	138,404,594	6,825,039	4.9

平成 19 年度から算定方法に変更があり、平成 19 年度以降の標準財政規模(A)には臨時財政対策債発行可能額(P46 参照)が含まれています。

グラフ 10　実質収支比率の推移

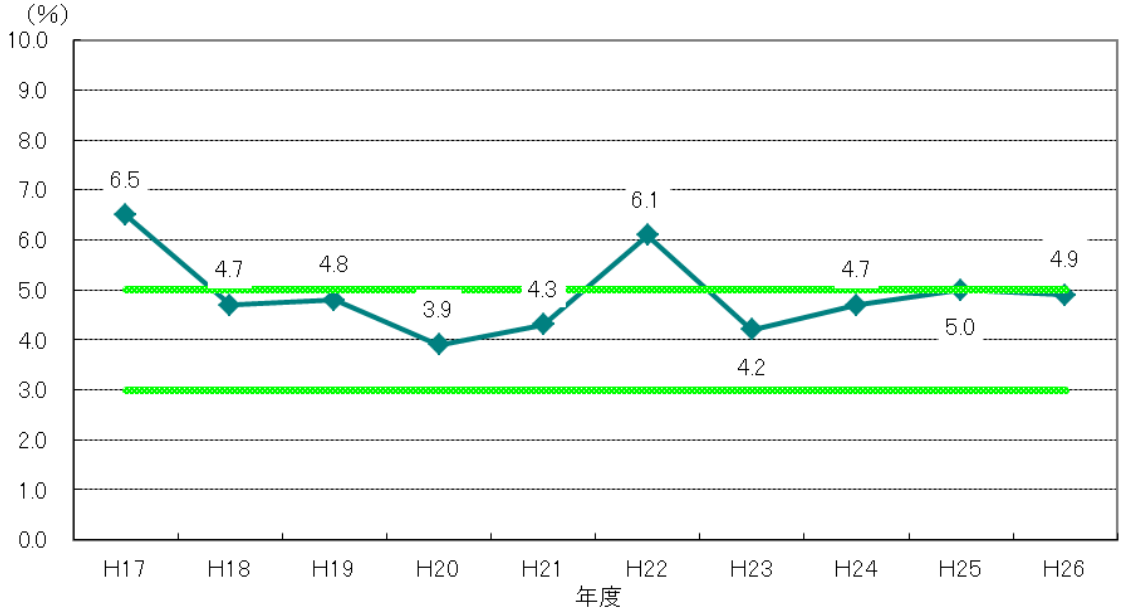

実質収支比率は一般に 3～5%程度が望ましいといわれています。

実質収支比率の過去 10 年間の推移を見るとその範囲に納まっている年が多い中で、平成 17 年度は地方交付税の増額や合併による影響などに伴い一時的に黒字幅が拡大しています。また、平成 22 年度は、実質収支比率が 6.1%となっていますが、余剰額は翌年度への繰り越しや財政調整基金への積み立て財源として活用しました。

平成 26 年度は 4.9%であり、適正であると言えます。

第３節　経常収支比率

経常収支比率は財政指標のひとつで、財政の柔軟性の度合いを示すものです。

一般の家庭に例えると、収入にも給料などある程度決まった金額が定期的に入ってくる収入と、ボーナスのように普段にはない臨時的なものがあります。同じように支出についても、家賃や光熱水費、ローンの支払いのように毎月決まって出て行く支出と、壊れて買い替えなければならなくなった冷蔵庫代や、冠婚葬祭の経費など臨時的なものもあります。普段の給料から毎月決まって出て行く支出を差し引いてもゆとりがあれば、普段から臨時的な支出に対応できますが、ゆとりがない場合は、臨時収入を待たなければ対応もままなりません。

市の財政も同様に、一般財源の中の経常的な収入（経常一般財源）が、どの程度経常的な支出に充てられているか（経常経費充当一般財源額）を算出し、ゆとりの度合い、つまり財政の柔軟性について指標化しており、この指標を経常収支比率といいます。

計算式 ： 経常収支比率 ＝ 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源×100
※経常一般財源には臨時財政対策債が含まれます。
説　明 ： 人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表すもので、財政構造の弾力性を示す指標

本市の経常経費充当一般財源は表７のとおりとなっています。

平成 26 年度の充当額は約 1,408 億円で、扶助費を中心に前年度に比べ約 61 億円（+4.5%）増加しています。さらに分母となる経常一般財源が平成 25 年度の約 1,388 億円から約 1,435 億円と約 47 億円（+3.4%）増加しました。経常一般財源の伸率が経常経費充当一般財源の伸率を下回っているため、経常収支比率は 1.1 ポイント上がり、98.1%となりました。

経常経費の各支出科目については「第４章　歳出」（P74）を参照してください。なお、各支出科目には補助金などの特定財源や臨時的な一般財源も一部充当されており、支出の決算額と経常一般財源充当額は一致しません。

表７　経常経費充当一般財源と経常一般財源の状況

区分		平成 26 年度充当額	平成 25 年度充当額	増減	対前年度伸率
		千円	千円	千円	%
経常経費充当一般財源	人件費	39,427,582	37,889,783	1,537,799	4.1
	扶助費	25,511,048	24,108,356	1,402,692	5.8
	公債費	22,871,062	22,568,198	302,864	1.3
	物件費	27,202,691	25,958,791	1,243,900	4.8
	維持補修費	3,317,398	2,888,259	429,139	14.9
	補助費等	11,248,234	10,808,032	440,202	4.1
	投資及び出資金・貸付金	57,360	42,125	15,235	36.2
	繰出金	11,162,925	10,459,350	703,575	6.7
	合計	140,798,300	134,722,894	6,075,406	4.5
経常一般財源		143,522,338	138,832,521	4,689,817	3.4
経常収支比率		98.1%	97.0%		

グラフ 11 は、政令指定都市の経常収支比率を比較したものです。本市は 6 番目の順位となっています。

グラフ 11　平成 26 年度経常収支比率の比較

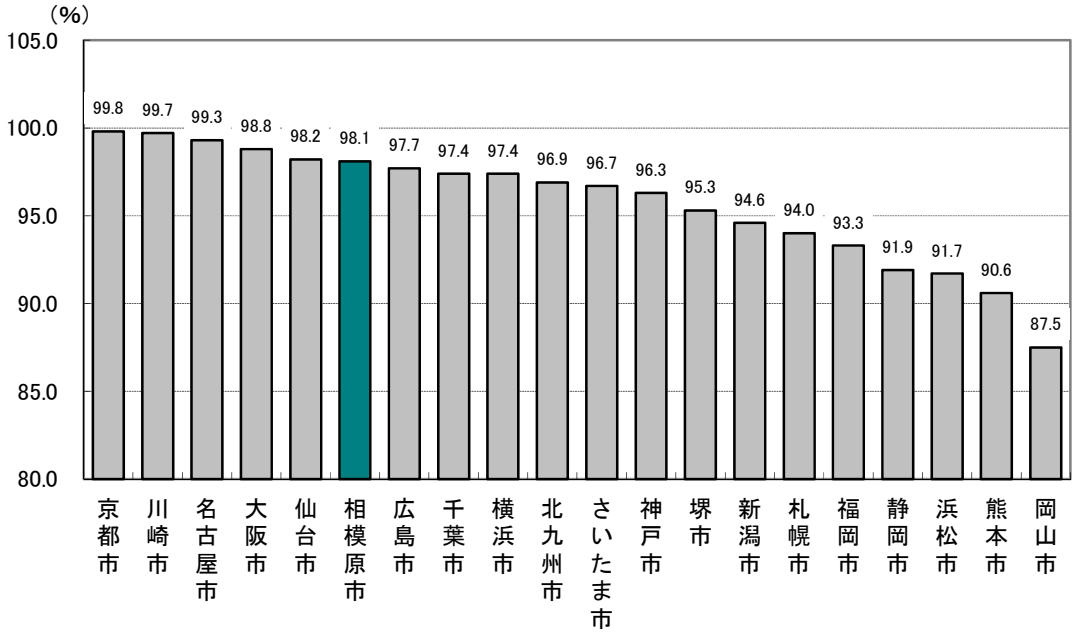

グラフ 12 は、本市の経常収支比率の推移を表しています。本市の経常収支比率は、平成 17 年度まで、80%台後半で推移しましたが、18 年度に 90%を超えて以降上昇を続け、平成 22 年度には 97.2%となりました。

平成 23・24 年度に若干改善したものの、扶助費や公債費などの増加により、平成 26 年度は 98.1%と上昇し、本市は財政の硬直化が進んでいる状況です。

経常収支比率の上昇は、全国的に見られる傾向です。細い折れ線は政令指定都市平均を示していますが、こちらも 90%を超えて推移しています。本市は他の政令指定都市に比べ上昇割合が高く、平成 21 年度には政令指定都市の平均を超え、24 年度は政令指定都市平均を下回りましたが、25 年度は再び政令指定都市平均を上回りました。

経常収支比率を改善させるためには、経常経費を削減し、経常一般財源を増やすことが必要です。このようなことから、本市では、経常経費のうち公債費について、将来発生する公債費を抑制するため、平成 14 年度から年間の市債の発行額に対し上限額を設けて抑制を図っています（P58 参照）。また、市税などの債権の滞納いわゆる収入未済の削減について重点的な取組を実施するなど、自主財源の確保に力を入れています。

グラフ 12　経常収支比率の推移

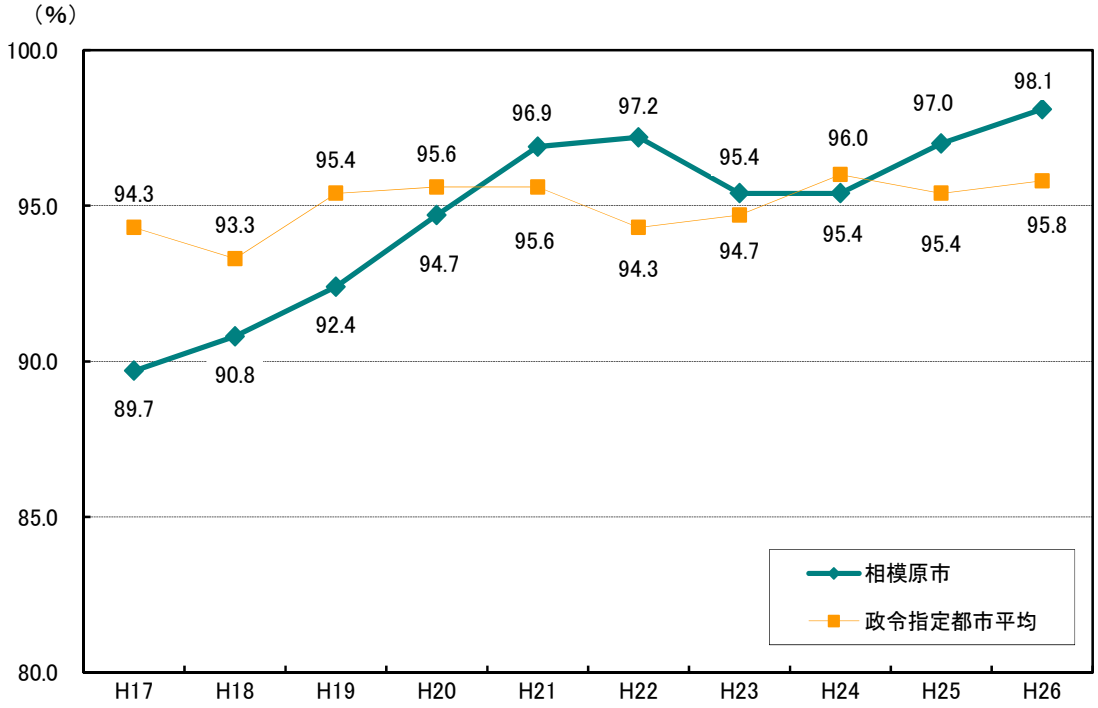

第４節　健全化判断比率等

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体が財政の健全性を判断するための指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとの経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）の公表が、平成 19 年度決算から義務付けられています。また平成 20 年度決算から、各指標が一定の基準以上（下表参照）になった場合は、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等も必要になっています。

		早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準
健全化判断比率	実質赤字比率	11.25%	20%	
	連結実質赤字比率	16.25%	30%	
	実質公債費比率	25%	35%	
	将来負担比率	400%		
資金不足比率				20%

○早期健全化基準

・健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。
・議会の議決と公表、外部監査の義務付け、実施状況を毎年度議会に報告し公表しなければなりません。
・自己規律による健全化の段階であり、国の財政支援はありません。
・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣または知事は必要な勧告ができます。

○財政再生基準

・健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。
・議会の議決と公表、外部監査の義務付け、実施状況を毎年度議会に報告し公表しなければなりません。
・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができます。
・財政運営が計画に適合しない場合は、総務大臣は予算の変更等を勧告できます。

○経営健全化基準

・資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

相模原市の健全化判断比率、資金不足比率の対象

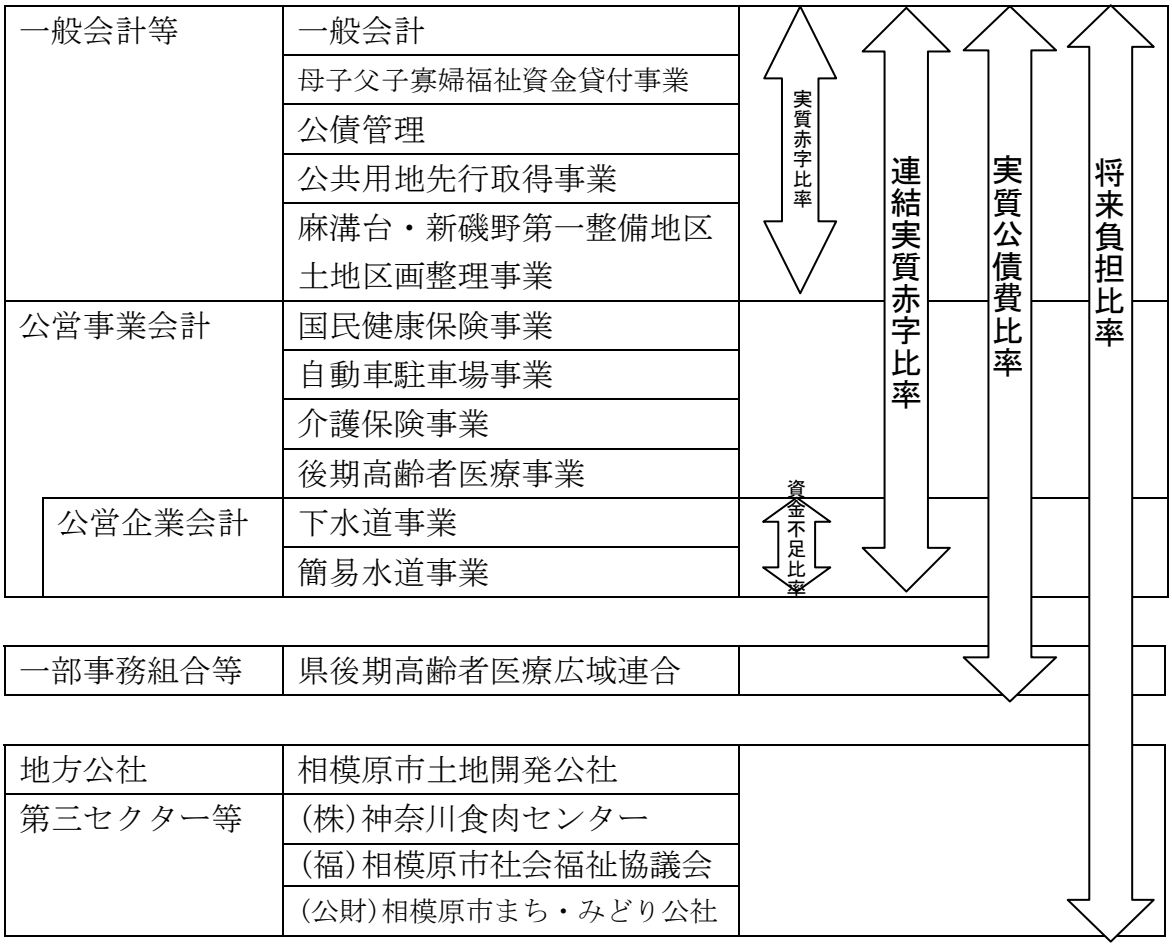

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率等

○健全化判断比率

	健全化判断比率		早期健全化基準
	平成 26 年度	平成 25 年度	
実質赤字比率	－	－	11.25%
連結実質赤字比率	－	－	16.25%
実質公債費比率	3.4%	3.9%	25%
将来負担比率	40.2%	39.8%	400%

○資金不足比率

	資金不足比率		経営健全化基準
	平成 26 年度	平成 25 年度	
下水道事業	－	－	20%
簡易水道事業	－	－	

１．実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額（実質収支の赤字額）の標準財政規模に対する比率のことをいいます。

本市は黒字を維持しているため「実質赤字比率」は算出されません。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

（単位：千円）

	対象となる会計	実質収支額
	一般会計	6,822,984
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0
	公共用地先行取得事業特別会計	0
	公債管理特別会計	0
	麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計	2,056
実質収支額　計		6,825,040
一般会計等の実質赤字額	a	赤字は無い
標準財政規模	b	138,404,594
実質赤字比率	a／b	－

２．連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計（財産区特別会計を除く）における実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率のことをいいます。

本市は黒字を維持しているため「連結実質赤字比率」は算出されません。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

（単位：千円）

対象となる会計	実質収支額
一般会計	6,822,984
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0
公共用地先行取得事業特別会計	0
公債管理特別会計	0
麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計	2,056
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	1,536,333
国民健康保険事業特別会計（直営診療勘定）	2,528
自動車駐車場事業特別会計	227,773
介護保険事業特別会計	317,682
後期高齢者医療事業特別会計	125,850
実質収支額　計　①	9,035,206

対象となる会計	資金不足・剰余金
下水道事業会計	514,186
簡易水道事業特別会計	33,652
資金不足・剰余金　計　②	547,838
連結実質収支額　①+②	9,583,044
連結実質赤字額　a	赤字は無い
標準財政規模　b	138,404,594
連結実質赤字比率　a／b	－

３．実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金など実質的な公債費の標準財政規模に対する比率のことをいいます。

$$\text{実質公債費比率（３か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（単位：千円）

		平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
	地方債の元利償還金	21,210,209	21,465,091	20,525,890
	準元利償還金 ※	7,149,758	6,911,479	3,870,785
元利償還金・準元利償還金　計　a		28,359,967	28,376,570	24,396,675
特定財源　b		7,982,924	8,314,556	6,642,898
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　c		16,977,311	15,094,477	13,624,731
標準財政規模　d		138,404,594	136,774,360	134,195,568
実質公債費比率(単年度)　$\frac{a-(b+c)}{d-c}$		2.8%	4.1%	3.4%
実質公債費比率（３か年平均）		3.4%	3.9%	3.8%

※準元利償還金…公営企業債の償還に充当された一般会計等からの繰出金や、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど。

実質公債費比率は、普通会計が返済する公債費のみではなく、特別会計等が返済する普通会計からの繰出しを含め市全体の公債費の標準財政規模に対する割合を示しています。このため計算式は複雑ですが、対象経費の範囲や控除財源の考え方は、債務全体の現在高を対象とした将来負担比率（P29 参照）と共通点が多くある指標です。

この実質公債費比率は過去 3 か年の平均値を用いるため、急激な指標の変化はありませんが、指標が 25%に達すると財政健全化計画を策定し、財政状況の改善を行う必要があります。

表 8 のとおり本市の実質公債費比率は 3.4%と早期健全化基準である 25%を大きく下回っています。

表８　実質公債費比率の状況

実質公債費比率	平成 26 年度	平成 25 年度	増減
相模原市	3.4%	3.9%	△0.5
政令指定都市平均	10.6%	11.2%	△0.6
早期健全化基準	25%	25%	－

グラフ 13 は、政令指定都市の実質公債費比率の状況を示したものです。相模原市は、他市に比べ最も小さい数値となっています。

グラフ 13　平成 26 年度決算に基づく実質公債費比率の比較

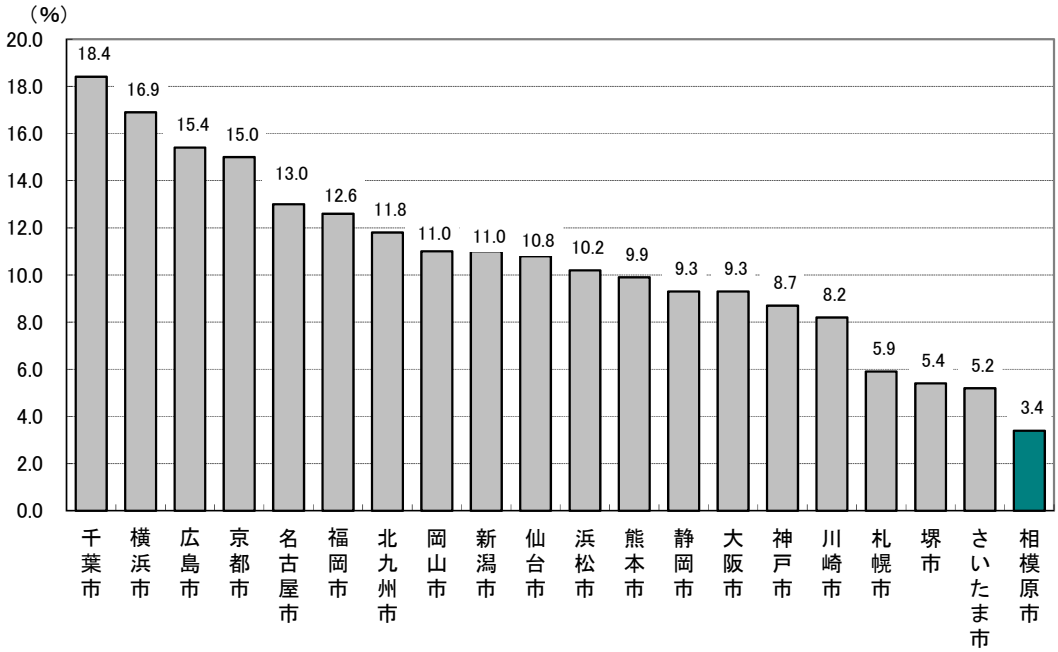

４．将来負担比率

将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等を含む一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことをいいます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（単位：千円）

		平成 26 年度	平成 25 年度	増　減
	地方債の現在高	266,630,063	253,620,482	13,009,581
	債務負担行為に基づく支出予定額	31,542,341	34,540,841	△2,998,500
	公営企業債等繰入見込額	45,795,997	48,059,174	△2,263,177
	組合等負担等見込額	0	0	0
	退職手当負担見込額	35,157,126	38,453,316	△3,296,190
	設立法人の負債額等負担見込額	3,026,672	2,772,622	254,050
	連結実質赤字額	0	0	0
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将来負担額　計　a		382,152,199	377,446,435	4,705,764
	充当可能基金額	26,076,073	25,846,693	229,380
	特定財源見込額	87,666,703	91,428,398	△3,761,695
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	219,546,809	211,737,719	7,809,090
充当可能基金額等　計　b		333,289,585	329,012,810	4,276,775
標準財政規模　c		138,404,594	136,774,360	1,630,234
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　d		16,977,311	15,094,477	1,882,834
将来負担比率　$\frac{a-b}{c-d}$		40.2%	39.8%	0.4%

将来負担比率は、債務の総額が財政規模に対してどの程度の割合かを示した指標で、一般の家計に例えると、年収や預貯金に対するローンの残高に似たものです。

この指標は普通会計のみでなく、特別会計や第三セクターの債務に至るまで幅広く債務を捕捉していることから、計算式は非常に複雑になっています。

グラフ 14 は、平成 26 年度決算数値を基に算出された政令指定都市の将来負担比率を比較したものです。相模原市は 40.2%で 20 政令指定都市中 4 番目に低い数値となっており、負債割合が他市に比べ非常に小さいことがわかります。

政令指定都市の場合、早期健全化基準が 400%となっており、将来負担比率がこの値を超えると債務削減の計画を作成することなどが必要となります。

グラフ 14　将来負担比率の比較

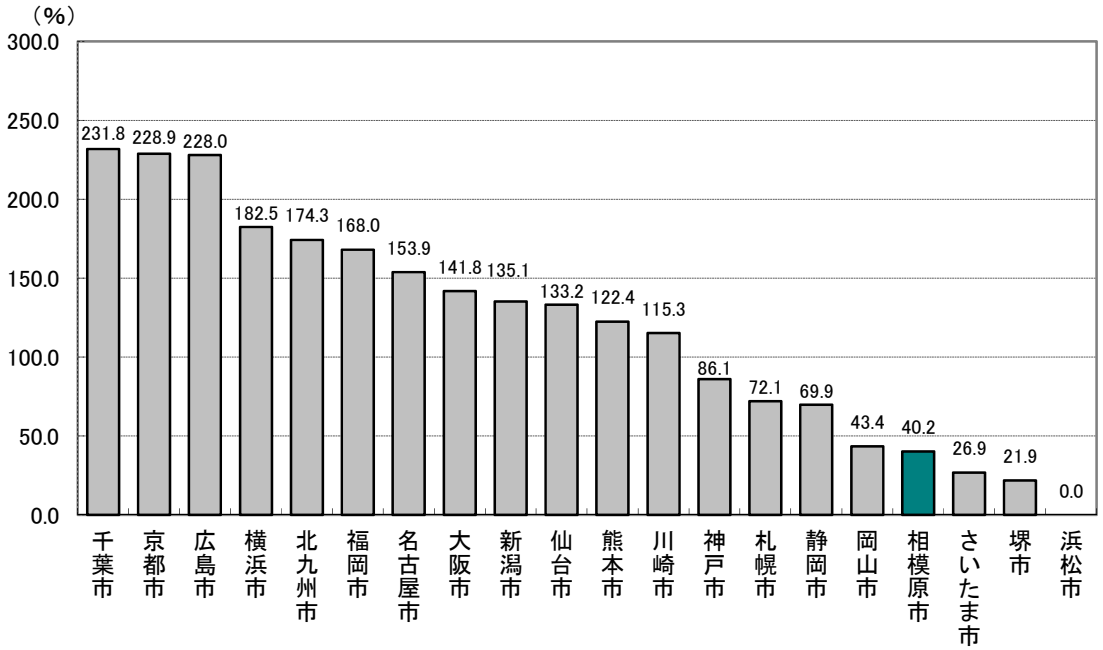

＊標準財政規模

標準的な一般財源（市税、交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源）の規模を示すものであり、実質公債費比率や将来負担比率などの財政健全化指標の分母となる数値であり、下記の算式により算出されます。

標準財政規模＝（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×100／75＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

グラフ 15 は、平成 26 年度決算数値を基に算出された政令指定都市の実質公債費比率と将来負担比率を比較したものです。グラフの左下に位置しているほど、将来の負担が少なく、必要以上に借金をしていないといえます。

相模原市は実質公債費比率が 3.4%、将来負担比率 40.2%でグラフの左下に位置しており、他市に比べ非常に小さいことがわかります。

グラフ 15　実質公債費比率と将来負担比率との比較

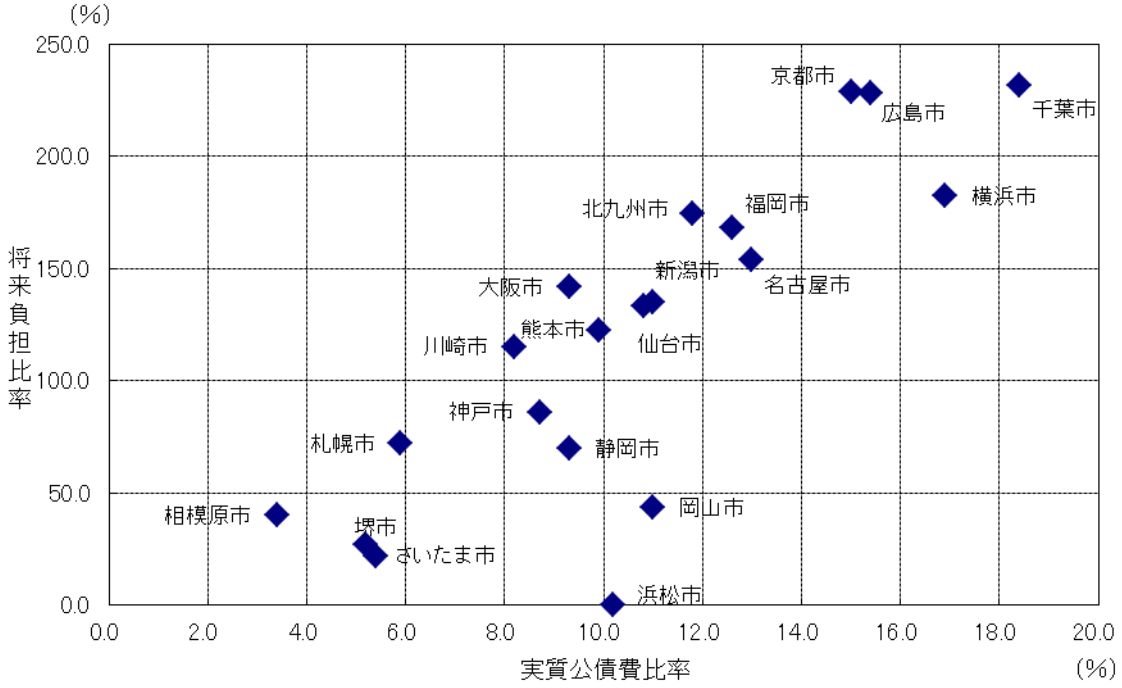

第３章　歳入

白書早読み

早読みは、この章を簡単にまとめたページです。

※早読みページ内のグラフ番号は本文の番号によります。

第３章　歳入

平成 26 年度の歳入決算額は約 2,607 億円で、国庫支出金などが減額となりましたが、市税、地方消費税交付金及び県支出金などの増額により、前年度に比べ、約 58 億円（＋2.3%）の増額となりました。

歳入の中で最も大きな割合を占めているのは市税（構成比 42.9%）です。市税収入は、市が自主的に収入できる自主財源であり、市の裁量で使い道を決めることができる一般財源として、市の財政運営の自由度や自立度を図る上でも重要な収入科目です。

また、歳入構成比を他の政令指定都市の平均と比較すると、本市は市税の占める割合（42.9%）が高く、市税の中では景気の影響を受けやすい法人市民税の割合（6.9%）が低いことから、比較的変動の少ない歳入構造となっています。

グラフ 17　歳入構成比の比較（平成 26 年度普通会計決算）

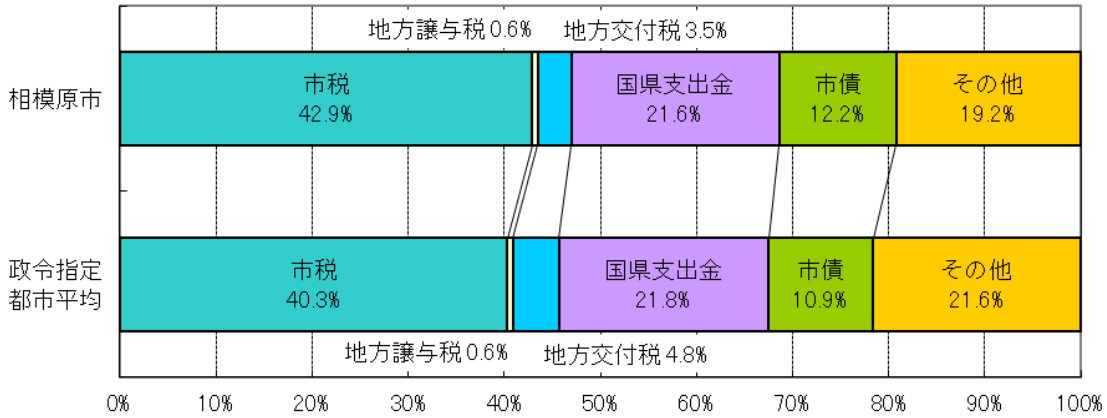

グラフ 20　平成 26 年度市税内訳の比較

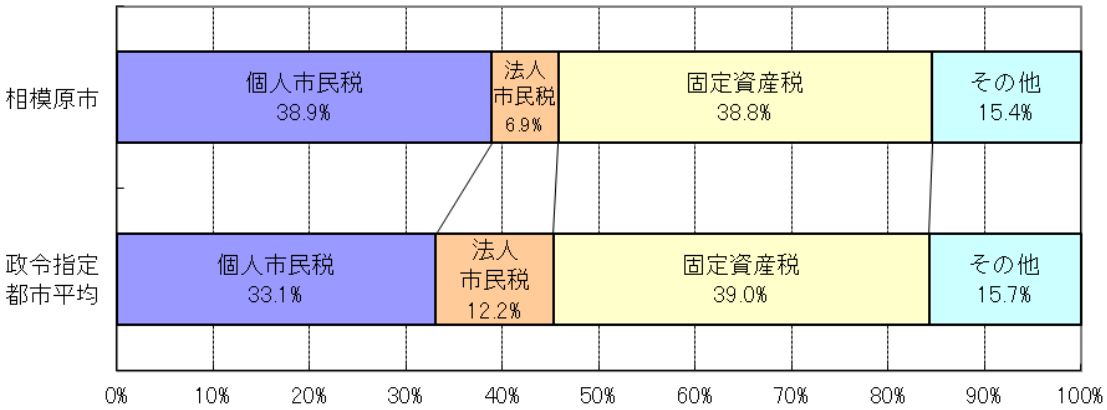

地方交付税は、地方公共団体の財源不足の状況に応じて交付されますが、国の財源不足により、地方交付税の総額を確保できないため、本来普通交付税として交付されるべき額の一部を臨時財政対策債として地方が借入金で賄っており、地方にとっては市債残高が増加するばかりです。

しかしながら本市では、独自の発行抑制目標を定め、健全財政の維持に努めています。

グラフ 22　普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額の推移

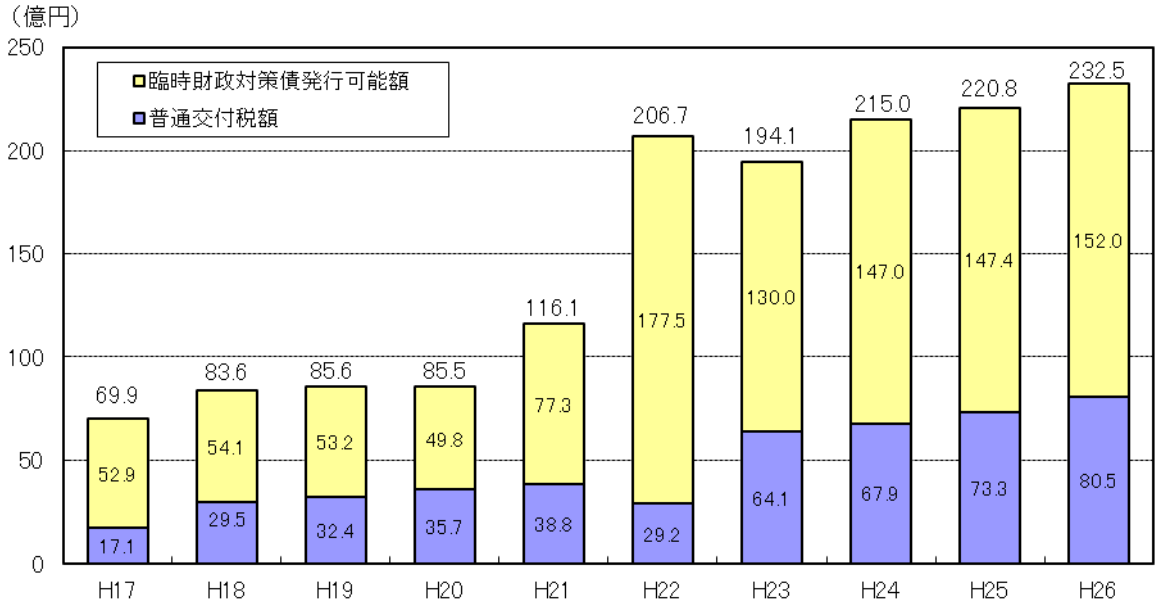

グラフ 27　市債発行額の推移

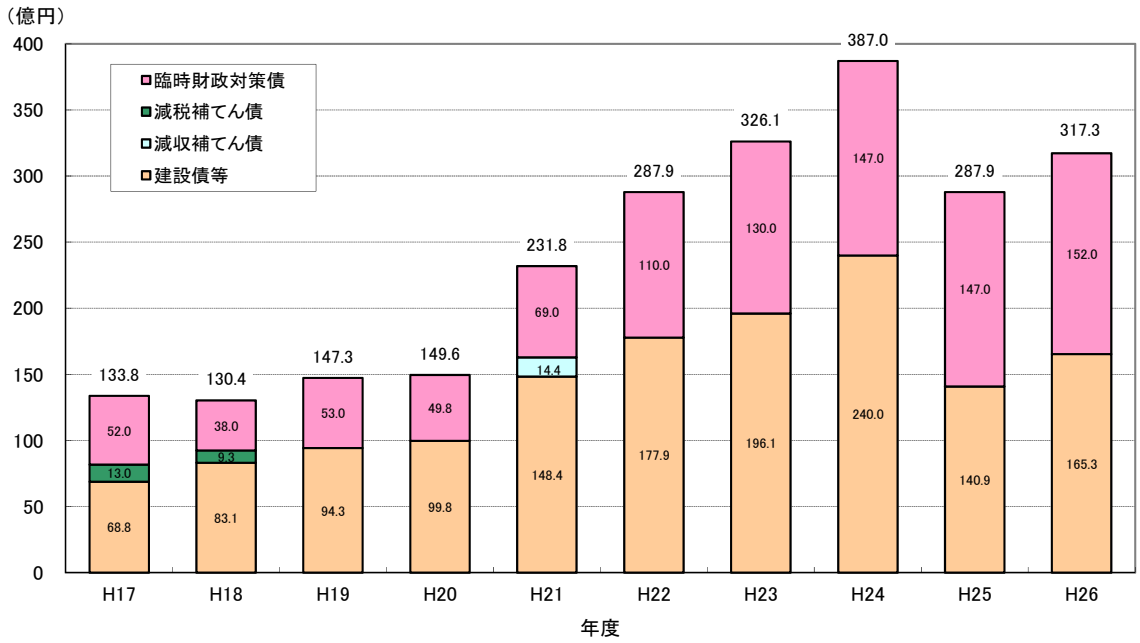

第１節　歳入の状況

１．概要

平成 26 年度の歳入決算額は約 2,607 億円で、主な内訳は市税が約 1,118 億円（構成比 42.9%）、国庫支出金が約 448 億円（17.2%）、諸収入が約 173 億円（6.6%）、市債が約 317 億円（12.2%）となっています。

前年度に比べ、国庫支出金が約 6 億円（△1.3%）の減収となったほか、繰入金が約 15 億円（△20.9%）の減収となりましたが、市税が約 28 億円（＋2.6%）の増収となったほか、地方消費税交付金が約 14 億円（＋22.0%）、県支出金が約 15 億円（＋14.8%）、市債が約 29 億円（＋10.2%）増収したことなどにより、総額では約 58 億円（＋2.3%）の増額となりました。

表９　歳入の状況

区　　分	平成 26 年度		平成 25 年度		増　　減	対前年度伸率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
市税	111,841,411	42.9	109,000,478	42.8	2,840,933	2.6
地方譲与税	1,656,337	0.6	1,755,746	0.7	△ 99,409	△ 5.7
利子割交付金	195,387	0.1	203,503	0.1	△ 8,116	△ 4.0
配当割交付金	850,866	0.3	451,230	0.2	399,636	88.6
株式等譲渡所得割交付金	533,087	0.2	794,061	0.3	△ 260,974	△ 32.9
地方消費税交付金	7,513,543	2.9	6,159,766	2.4	1,353,777	22.0
ゴルフ場利用税交付金	176,220	0.1	189,137	0.1	△ 12,917	△ 6.8
自動車取得税交付金	512,718	0.2	969,907	0.4	△ 457,189	△ 47.1
軽油引取税交付金	3,049,380	1.2	2,987,996	1.1	61,384	2.1
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,198,357	0.4	1,200,693	0.5	△ 2,336	△ 0.2
地方特例交付金	571,078	0.2	625,866	0.2	△ 54,788	△ 8.8
地方交付税	9,128,527	3.5	8,873,124	3.5	255,403	2.9
交通安全対策特別交付金	221,528	0.1	252,080	0.1	△ 30,552	△ 12.1
分担金及び負担金	2,170,255	0.8	2,056,305	0.8	113,950	5.5

区　　分	平成 26 年度		平成 25 年度		増　　減	対前年度伸率
	決算額	構成	決算額	構成		
	千円	%	千円	%	千円	%
使用料	3,624,611	1.4	3,711,725	1.4	△ 87,114	△ 2.3
手数料	1,555,262	0.6	1,521,718	0.6	33,544	2.2
国庫支出金	44,751,702	17.2	45,348,345	17.8	△ 596,643	△ 1.3
県支出金	11,509,537	4.4	10,025,051	3.9	1,484,486	14.8
財産収入	482,131	0.2	176,584	0.1	305,547	173.0
寄附金	13,819	0.0	680,269	0.3	△ 666,450	△ 98.0
繰入金	5,739,822	2.2	7,259,210	2.8	△ 1,519,388	△ 20.9
繰越金	4,444,021	1.7	4,280,411	1.7	163,610	3.8
諸収入	17,274,897	6.6	17,546,236	6.9	△ 271,339	△ 1.5
市債	31,732,100	12.2	28,791,200	11.3	2,940,900	10.2
合　　計	260,746,596	100.0	254,860,641	100.0	5,885,955	2.3

２．歳入構成の推移

グラフ 16 は歳入構成について過去 10 年間の推移を示しています。

歳入に占める割合が最も大きいのは「市税」で、歳入の 50%前後で推移していましたが近年では 40%台になっています。一方、国県支出金は 10～15%程度で推移してきましたが、近年では 20%前後で推移しています。

また、市債は景気の低迷期にあたる平成 21 年度以降 10%を超えていますが、これは臨時財政対策債（P46 参照）を増額したことなどによるものです。

グラフ 16　歳入構成比の推移

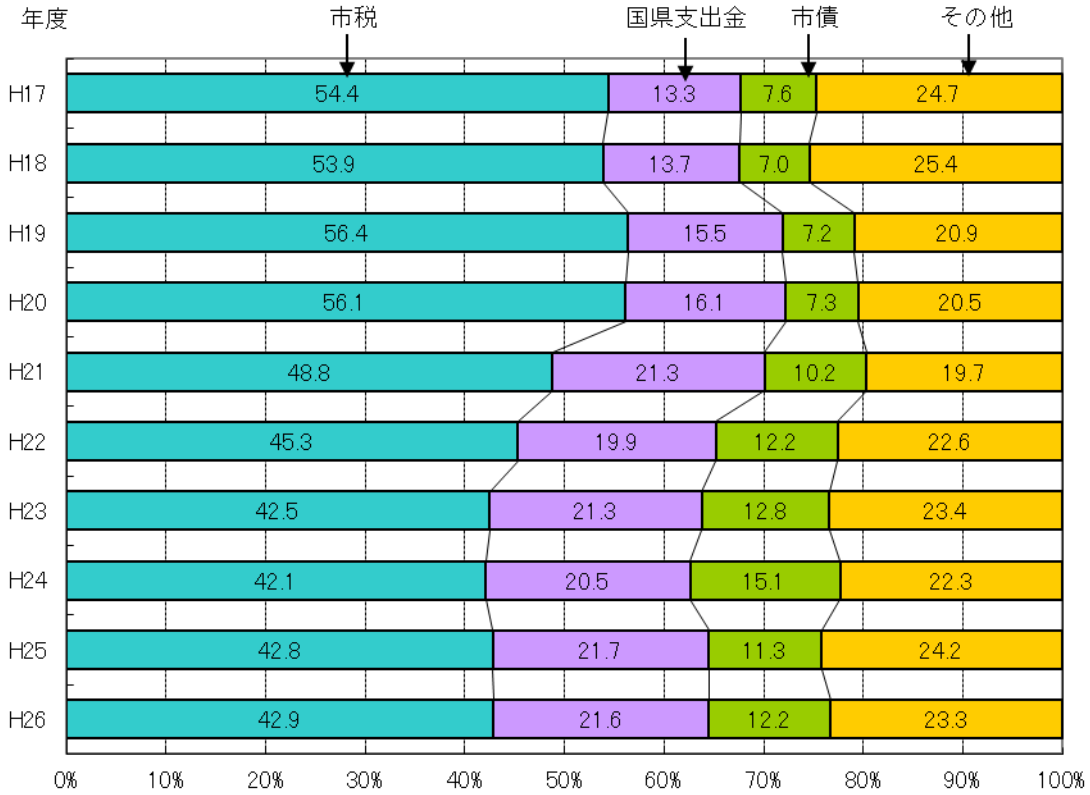

３．他市との構成比比較

グラフ 17 は歳入の構成比を他の政令指定都市の平均と比較したものです。

市税収入の割合が本市は 42.9%で、他市の平均 40.3%に比べ大きいことが特徴といえます。また、地方交付税が 3.5%と他市に比べ割合が小さく交付税の依存度が低いといえます。

「国県支出金」、「地方譲与税」は、他市とほぼ同規模の割合を示しています。

グラフ 17　歳入構成比の比較（平成 26 年度普通会計決算）

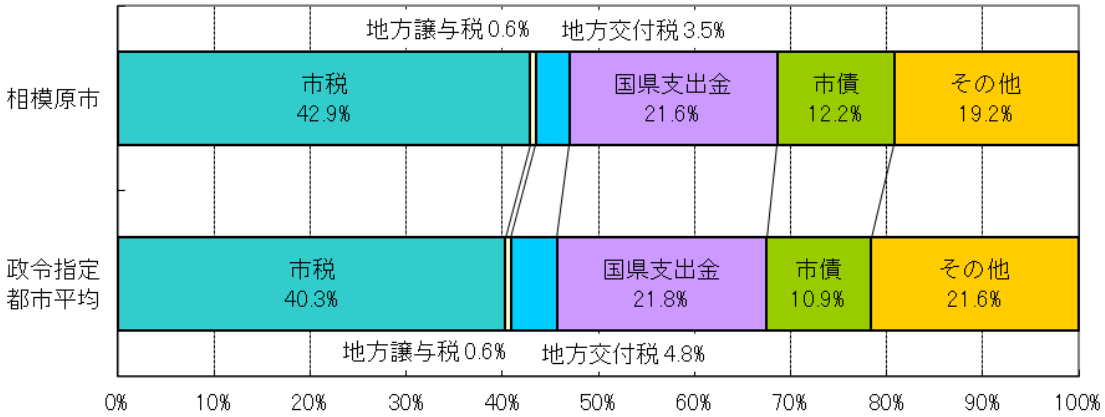

第２節　市税

市が収入する税金としては、市民税や固定資産税のように直接市が徴収するものと、地方消費税や自動車重量税のように国や県が徴収し、一定割合が市に交付されるものがあります。本市では、前者を「市税」、後者を「譲与税・交付金」として整理しています。

１．市税収入の概況と推移

表 10 は市税の過去 10 年間の推移を示したものです。市税収入は、平成 19 年度までは景気回復や税制改正などにより順調な伸びを見せていましたが、平成 20 年度からは、リーマンショック*1 に端を発する景気低迷の影響により減少に転じています。その後、平成 23 年度からは緩やかな景気回復基調などを反映し、市税収入は増加しています。また、市民１人当たりの市税負担額も同様に推移しています。

平成 26 年度の市税収入の決算額は約 1,118 億円で、前年度に比べ約 28 億円（+2.6%）の増収となりました。これは、製造業や金融保険業などの企業収益の改善による法人市民税の増収や再開発事業に伴う大規模家屋の完成などによる固定資産税の増収などによるものです。

表 10　市税収入の推移

年度	決算額	対前年度伸率	歳入総額に占める割合	市民１人当たり市税負担額(※)
	千円	%	%	円
H17	100,347,646	7.5	54.4	153,726
H18	106,217,531	5.8	53.9	154,300
H19	115,453,921	8.7	56.4	167,043
H20	115,112,825	△ 0.3	56.1	165,689
H21	110,557,830	△ 4.0	48.8	158,621
H22	106,912,685	△ 3.3	45.3	152,786
H23	107,783,767	0.8	42.5	153,774
H24	108,337,683	0.5	42.1	152,417
H25	109,000,478	0.6	42.8	152,796
H26	111,841,411	2.6	42.9	156,481

(※)市民１人当たり市税負担額は、決算額を当該年度末の住民基本台帳人口で除したものです。

本文中の＊印は、用語解説P166をご参照ください。

グラフ 18　市税収入額と歳入に占める割合の推移

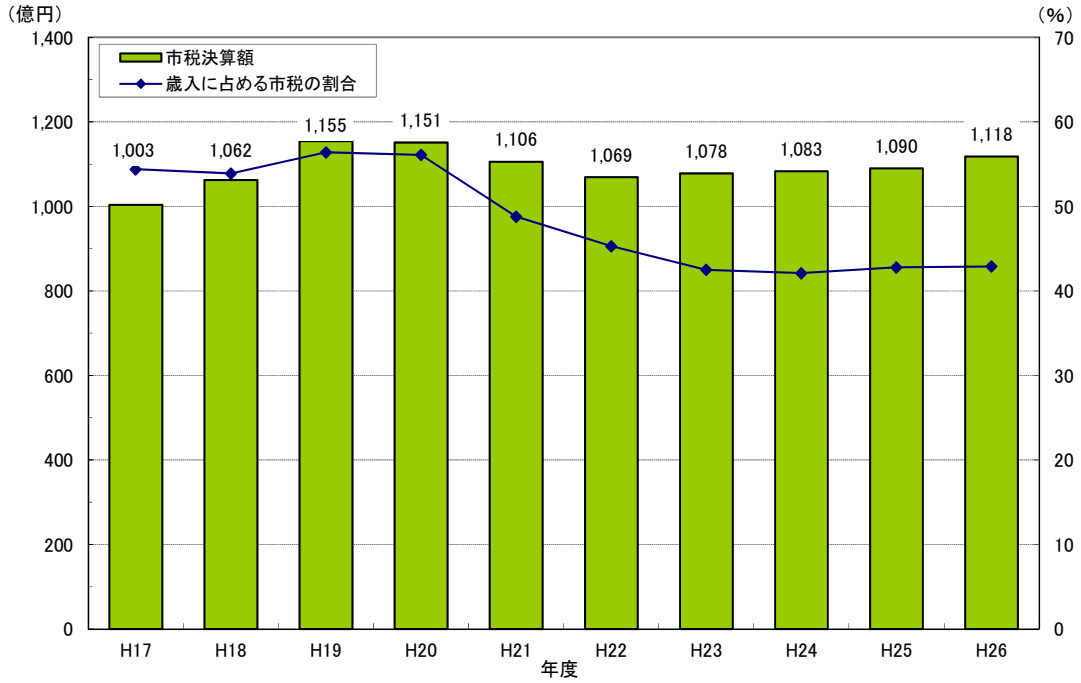

２．市税の種類と内訳

市税には大きく分けて市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税の 6 種類があります。

表 11 のとおり、市民税が約 512 億円で市税全体の半分近くを占めており、そのうち個人市民税が約 435 億円です。

平成 26 年度は、法人市民税が製造業や金融保険業などの企業収益の改善により約 15 億円（+24.3%）の増収となったほか、固定資産税が再開発事業に伴う大規模家屋の完成などにより約 10 億円（+2.5%）の増収となりました。

表 11　市税の内訳

区　　分		平成 26 年度		平成 25 年度		増　　減	対前年度伸率
		決算額	構成比	決算額	構成比		
市民税		千円 51, 244, 827	% 45. 8	千円 49, 626, 801	% 45. 5	千円 1, 618, 026	% 3. 3
内訳	個人分	43, 485, 771	38. 9	43, 386, 877	39. 8	98, 894	0. 2
	法人分	7, 759, 056	6. 9	6, 239, 924	5. 7	1, 519, 132	24. 3
固定資産税		43, 342, 630	38. 8	42, 293, 075	38. 8	1, 049, 555	2. 5
軽自動車税		700, 950	0. 6	673, 481	0. 6	27, 469	4. 1
市たばこ税		4, 752, 917	4. 2	4, 939, 461	4. 5	△ 186, 544	△ 3. 8
事業所税		2, 987, 674	2. 7	2, 889, 422	2. 7	98, 252	3. 4
都市計画税		8, 812, 413	7. 9	8, 578, 238	7. 9	234, 175	2. 7
合　　計		111, 841, 411	100. 0	109, 000, 478	100. 0	2, 840, 933	2. 6

グラフ 19　市税構成比の推移

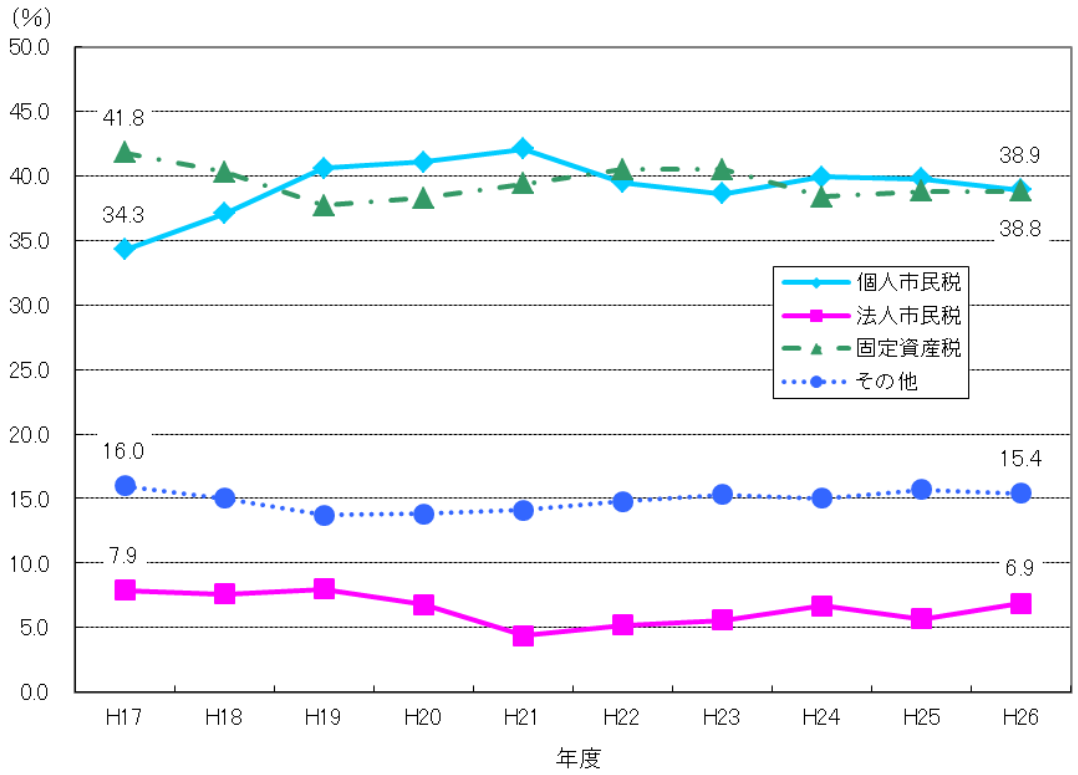

グラフ 19 は市民税（個人・法人）と固定資産税、その他の構成割合の推移を示しています。

平成 18 年度までは、固定資産税の割合が最も高く 40%を超えていましたが、地価の下落傾向などに伴い逓減し、その後は 3 年毎に行われる資産の評価替えなどによる変動が見られます。

一方、個人市民税は平成 17 年度まで 35%前後で推移し、平成 19 年度から国の三位一体の改革*2 により所得税（国税）から市民税への税源移譲が実施されたことなどにより、平成 19 年度からは 40%を上回っていましたが、22 年度からは厳しい雇用・所得環境の影響などにより 40%を下回っています。

法人市民税については、リーマンショック後の平成 21 年度に大きく減少しています。平成 19 年度は 8%を占めていましたが、26 年度は 6.9%となっており、景気の影響を受けやすい市税といえます。

３．相模原市の特徴

グラフ 20　平成 26 年度市税内訳の比較

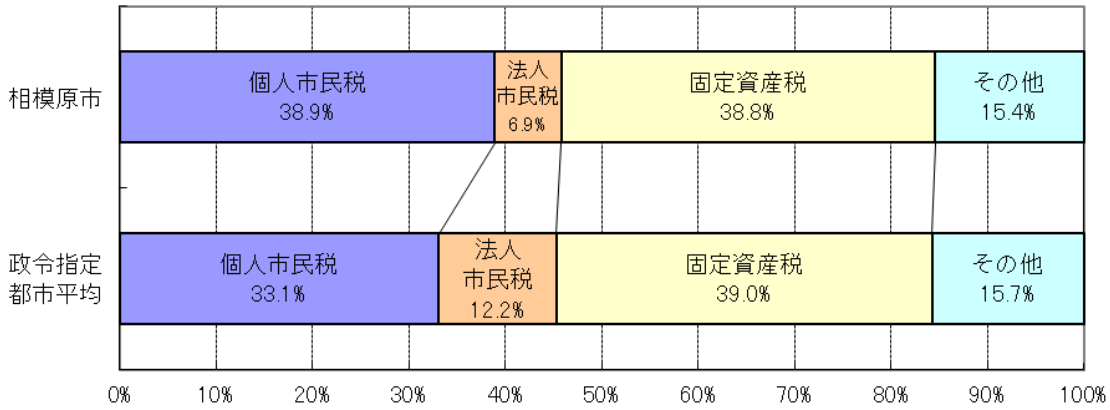

グラフ 20 は市税の内訳を政令指定都市の平均と比較したものです。

本市は、個人・法人を合わせた市民税が 45.8%、固定資産税が 38.8%となっています。

市民税の内訳を見ると、個人市民税は本市が 38.9%と大きく、法人市民税は 6.9%と小さくなっています。

本市の市税収入は景気動向が短期間で税収に反映する法人市民税の割合が小さいことから、比較的変動の少ない構造となっています。

本文中の＊印は、用語解説P166をご参照ください。

第３節　地方交付税と臨時財政対策債

１．地方交付税

（１）制度概要

地方交付税制度は、どの地域に住む国民に対しても、地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるよう、その財源を国が保障するための制度で、国が地方公共団体間の財源の不均衡を調整するために、地方公共団体の財源不足の状況に応じて地方交付税として交付します。

地方交付税の総額は、所得税の 32.0%、法人税の 34.0%、酒税の 32.0%、消費税の 22.3%、たばこ税の 25.0%の国税５税、地方法人税の全額及び国の一般会計からの加算などから成り立っています。

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、それぞれの額は地方交付税の総額の 94%と 6%と定められています。特別交付税は災害復旧など各地方公共団体の特別な財政需要を勘案し交付されます。

（※制度概要は平成２６年度時点）

（２）普通交付税の算定方法

普通交付税は、各地方公共団体の財源不足額に応じて交付されますが、地方交付税制度上の財源不足額とは、実際の財源不足額と異なり、法令により積算される標準的な支出額から一定基準の収入額を差し引く算式を用います。

一定基準の収入額は「基準財政収入額」といい、標準的な状態で見込まれる税収見込額の 75%（一部の税（地方譲与税等）では 100%）の額とされています。

標準的な支出額とは、人口や道路の延長、学校数、保健所の有無などに応じて標準的な経費を積算し、これに地域ごとに物価調整や寒冷補正などを加味した額と、国の制度に基づいて借り入れた借入金の返済額の一定割合や地域振興策に要する経費などを合算した額で、「基準財政需要額」といいます。

基準財政需要額から基準財政収入額（標準的な税収入額－留保額）を差し引くと、その団体における財源不足額が算出されます。本来ならば、財源不足額すべてが普通交付税として交付されるべきですが、全国の地方公共団体に満額交付することは、国も財政上難しいため、地方が「臨時財政対策債」という市債を発行することで賄い、財源不足額を補っています。

計算式：財源不足額（実質的な地方交付税額）
　　＝基準財政需要額－基準財政収入額
説　明：地方交付税の交付額算定の基礎となる財源不足額は、需要額、収入額ともに法令等の定めにより算出される値を用います。

普通交付税の仕組み(イメージ)

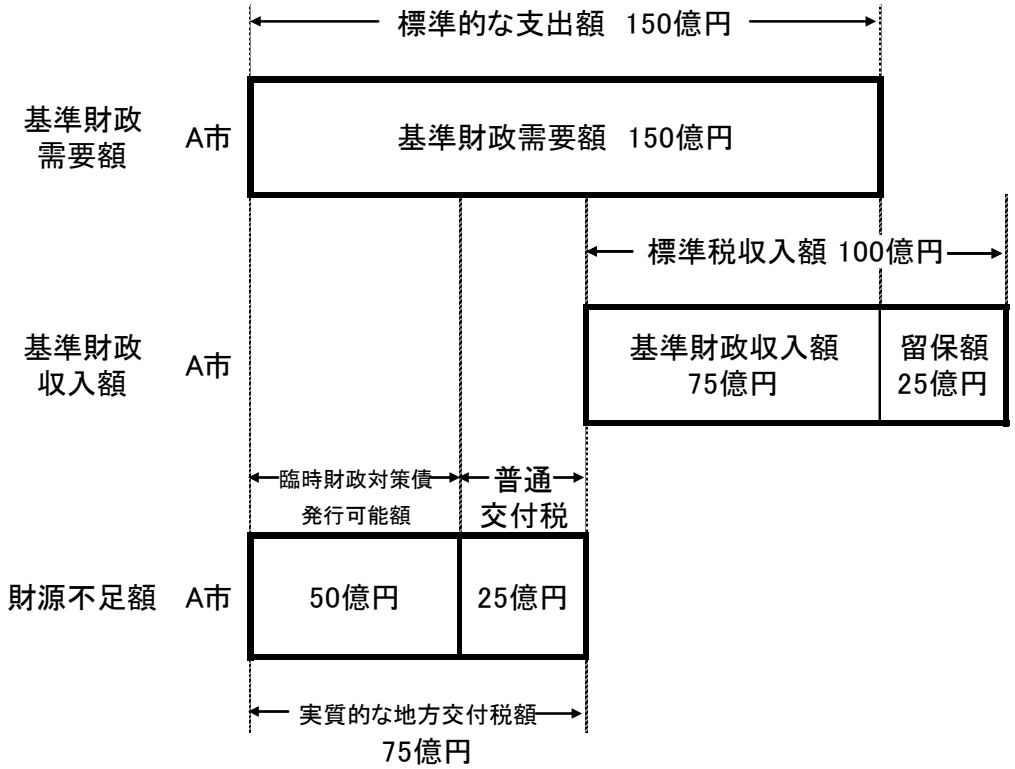

上記の方法で積算された財源不足額が、普通交付税額として交付されますが、さらなる財源不足額は、臨時財政対策債として市が借入金（市債）という形で肩代わりをしているため、地方にとっては市債残高が増える要因にもなり好ましいとはいえません。

（３）合併算定替

平成年号になり、国策として様々な合併促進策が用意された中で「平成の大合併」ともいわれる市町村合併が全国各地で行われ、本市も津久井地域の４町と合併をしました。この合併促進策の一つに、地方交付税制度での「合併算定替」という制度があります。

普通交付税の算定方法の特例として、合併前には財政力が弱く普通交付税を交付されていた団体が、合併により交付額が減少することを避けるために設けられた時限的な措置で、合併後の団体として積算される交付税額（一本算定）と合併しなかった場合の各団体の交付税額の合計額とを比較して額の大きい方が交付されるという制度です。

（４）地方交付税の交付状況

表 12、グラフ 21 は、過去 10 年間の交付税額の推移を示しています

平成 17 年度の合併前の旧相模原市は普通交付税が交付されませんでしたが、18 年３月に合併した旧津久井町、旧相模湖町への交付額が約 17 億円ありました。18 年度は旧城山町、旧藤野町への交付額と相模原市への合併算定替による交付額の合算で約 30 億円近くの交付となり、19 年度から 21 年度は合併算定替により交付を受けています。

平成 22 年度には、景気低迷に伴う市税収入の減などにより単年度の財政力指数が「１」を割り込み「交付団体」に転じています。また、同年に臨時財政対策債発行可能額の算出方法が見直され、合併算定替の額が一本算定（合併後の 1 団体として積算）を下回ったことなどにより一本算定での交付となったため、交付額が約 9 億円減少しています。

しかし、合併後に政令指定都市に移行した団体に不利な積算方法となっていたことから国に対し積算方法の改善を申し入れ、これが認められたことにより 23 年度は合併算定替での交付により大幅な増額となりました。なお、特別交付税の 23 年度交付額には、震災復興特別交付税約 930 万円が含まれています。

平成 26 年度の地方交付税は約 91 億円となり、前年度比で約 2 億円の増額となりました。

表 12　地方交付税の交付状況

年度	基準財政収入額	基準財政需要額	財政力指数（3か年平均）	地方交付税	普通交付税	特別交付税	財政力指数（単年度）
	千円	千円		千円	千円	千円	
H17	80,446,428	79,185,898	0.985	2,626,524	1,705,397	921,127	1.016
H18	89,698,136	86,521,525	1.002	4,187,141	2,954,879	1,232,262	1.037
H19	90,711,268	85,163,394	1.036	4,165,951	3,241,754	924,197	1.065
H20	92,436,798	86,157,535	1.058	4,499,156	3,574,959	924,197	1.073
H21	88,783,951	85,773,057	1.058	4,879,009	3,876,913	1,002,096	1.035
H22	84,808,107	87,718,411	1.025	3,971,757	2,921,165	1,050,592	0.967
H23	87,412,461	91,961,050	0.984	7,606,997	6,409,669	1,197,328	0.951
H24	86,992,983	91,899,853	0.955	7,809,208	6,793,695	1,015,513	0.947
H25	88,370,089	93,579,858	0.947	8,873,124	7,332,052	1,541,072	0.944
H26	89,040,420	95,545,394	0.941	9,128,527	8,048,370	1,080,157	0.932

グラフ 21　地方交付税交付額の推移

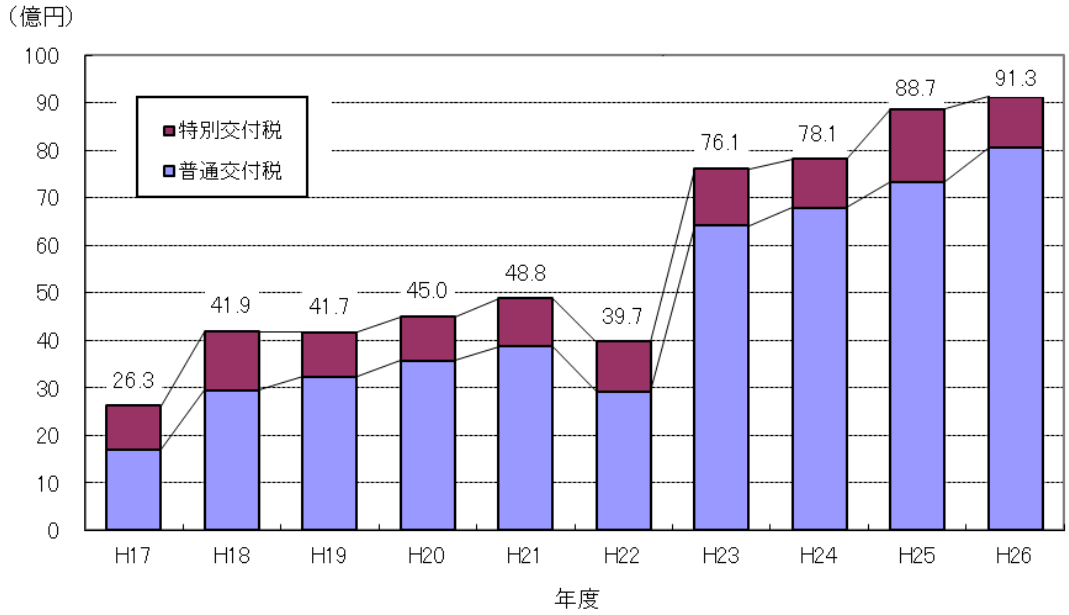

２．臨時財政対策債

（１）制度概要

臨時財政対策債は、平成 13 年度からはじめられた制度で、国の財源不足により、地方交付税の総額を確保できないため、本来普通交付税として交付されるべき額の一部を地方公共団体が借入金で賄うものです。このため、臨時財政対策債の償還額（返済額）や利子は、返済する各年度の基準財政需要額に全額加算され、その年度に財源不足が発生すれば地方交付税として交付（補てん）される仕組みとなっています。

臨時財政対策債の発行可能額は、財政力に応じた「財源不足額基礎方式」によって積算されます。財源不足額のうち財政力が高い団体ほど普通交付税として交付される割合が減少し、臨時財政対策債に振替られます。

（２）普通交付税額と臨時財政対策債の発行可能額の推移

グラフ 22 は本来の普通交付税額と臨時財政対策債の発行可能額の推移を示しています。普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額の合算額が実質的な交付税額です。臨時財政対策債は、国全体の総額が毎年変わるため、本市の発行可能額も年によって変動しており、財源不足額における普通交付税額もこの影響で大きく変動します。

22 年度は、過去 3 か年の財政力指数が高く、臨時財政対策債に振り替えられる割合が大きかったため、普通交付税の額が小さくなっています。

23 年度からは臨時財政対策債発行可能額の積算方法の改善に伴い普通交付税の額は増加しましたが、臨時財政対策債に振り替えられた額は、24・25 年度は約 147 億円、26 年度は約 152 億円にのぼっています。

グラフ 22　普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額の推移

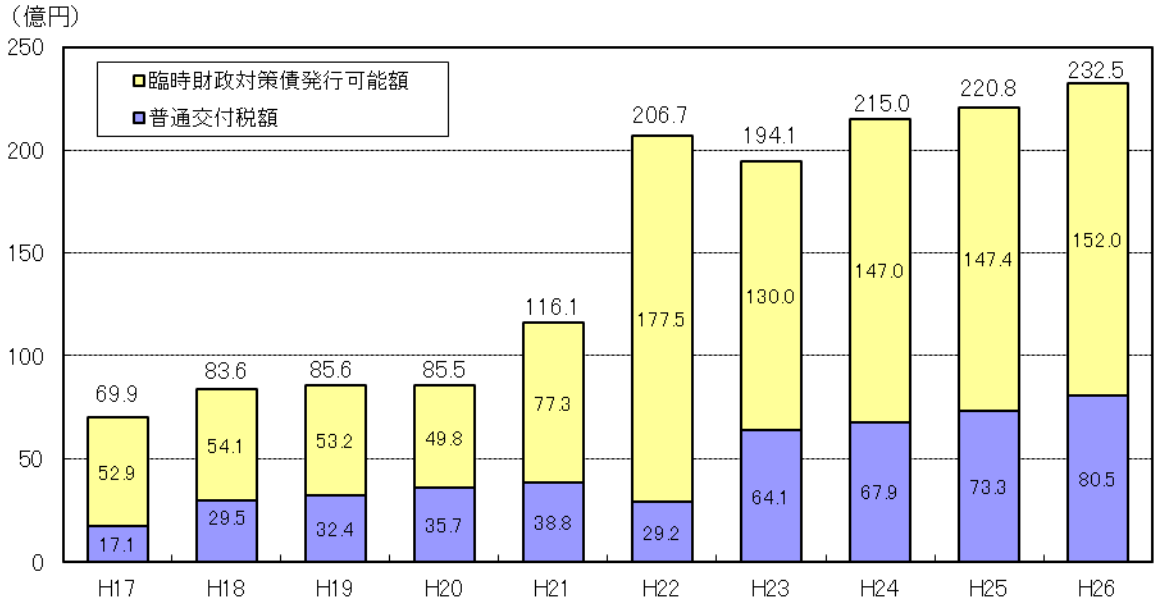

※グラフ中の合算額は端数が一致しない場合があります。

（３）臨時財政対策債の発行可能額と実発行額

表 13 は、臨時財政対策債の発行可能額と実発行額の推移について示したものです。

臨時財政対策債の発行可能額は、普通交付税額の算定に合わせて積算されますが、本市の場合、実際にいくら発行するかは、市債発行の抑制目標を念頭に、他の財源の状況に応じて年度ごとに決めています。

表 13　臨時財政対策債の発行可能額と実発行額の推移

年度	発行可能額	実発行額	差額	発行割合
	千円	千円	千円	%
H17	5, 286, 600	5, 200, 000	△ 86, 600	98. 4
H18	5, 405, 671	3, 800, 000	△ 1, 605, 671	70. 3
H19	5, 316, 369	5, 300, 000	△ 16, 369	99. 7
H20	4, 979, 547	4, 979, 000	△ 547	100. 0
H21	7, 728, 387	6, 900, 000	△ 828, 387	89. 3
H22	17, 747, 510	11, 000, 000	△ 6, 747, 510	62. 0
H23	13, 004, 900	13, 000, 000	△ 4, 900	100. 0
H24	14, 703, 720	14, 700, 000	△ 3, 720	100. 0
H25	14, 743, 576	14, 700, 000	△ 43, 576	99. 7
H26	15, 199, 080	15, 199, 000	△ 80	100. 0

第４節　譲与税・交付金

１．譲与税･交付金の概要

表 14-1、14-2 は譲与税・交付金の税目を示したものです。

石油ガス譲与税、軽油引取税交付金は、政令指定都市移行に伴い平成 22 年度から譲与・交付されています。

表 14-1　譲与税（国税等）一覧（平成 26 年度時点で作成しています。）

区　　分	譲与及び交付を受ける団体	譲与及び交付の基準	譲与及び交付の時期・使途
地方揮発油譲与税（昭和 30 年創設）	都道府県及び指定市 市町村（特別区含む）	・地方揮発油税の収入額の 100 分の 58 に相当する額が都道府県・指定市、100 分の 42 に相当する額が市町村に対して譲与される。 ・都道府県・指定市分は、譲与税の 2 分の 1 が都道府県・指定市が管理する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長、他の 2 分の 1 が面積により按分して譲与される。 ・市町村分は、譲与税の 2 分の 1 が、市町村が管理する市町村道の延長、他の 2 分の 1 が面積により按分して譲与される。	6 月（3～5 月収入分） 11 月（6～10 月収入分） 3 月（11～2 月収入分） 制限なし
石油ガス譲与税（昭和 40 年創設）	都道府県及び指定市	・石油ガス税の収入額の 2 分の 1 に相当する額が都道府県及び指定市に対して譲与される。 ・譲与税の 2 分の 1 が、都道府県・指定市が管理する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長、他の 2 分の 1 が面積で按分して譲与される。	6 月（3～5 月収入分） 11 月（6～10 月収入分） 3 月（11～2 月収入分） 制限なし
自動車重量譲与税（昭和 46 年創設）	市町村（特別区含む）	・自動車重量税の収入額の 1,000 分の 407 に相当する額が市町村（特別区含む）に対して譲与される。 ・譲与税の 2 分の 1 が、市町村が管理する市町村道の延長、他の 2 分の 1 が面積により按分して譲与される。	6 月（2～4 月収入分） 11 月（5～9 月収入分） 3 月（10～1 月収入分） 制限なし
国有提供施設等所在市町村助成交付金（昭和 32 年創設）	市町村（特別区含む）	・国有財産のうち、米軍等に使用させている土地、建物及び工作物の所在する市町村に対し交付される。 ・国の予算総額の 10 分の 7 に相当する額が対象資産の価格で按分され、10 分の 3 に相当する額が市町村の財政状況等を考慮して配分される。	12 月 制限なし

区　　分	譲与及び交付を受ける団体	譲与及び交付の基準	譲与及び交付の時期・使途
施設等所在市町村調整交付金（昭和 45 年創設）	市　町　村（特別区含む）	・米軍資産の所在する市町村に対し交付される。 ・国の予算総額の 3 分の 2 に相当する額が米軍資産の価格を基礎として配分され、3 分の 1 に相当する額が市町村の財政状況等を考慮して配分される。	12 月 制限なし
地方特例交付金（平成 11 年創設）	都道府県及び市　町　村	・個人住民税に係る住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方の減収分補てんとして、国の予算額を按分し交付される。	4 月（概算）、9 月
地方交付税（昭和 29 年創設）	都道府県及び市　町　村	・地方公共団体の財源の不均衡を是正するため、国税 5 税（所得税 32.0%、法人税 34.0%、酒税 32.0%、消費税 22.3%、たばこ税 25.0%）と地方法人税 100.0%を財源として、各団体の財源不足額に応じて交付される。	普通交付税 4 月・6 月（概算） 9 月、11 月 特別交付税 12 月、3 月
交通安全対策特別交付金（昭和 43 年創設）	都道府県及び市　町　村	・道路交通法の規定による反則金を財源として、交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済み道路延長の比率などにより按分し交付される。	9 月、3 月

表 14-2　交付金一覧（平成 26 年度時点で作成しています。）

区　　分	譲与及び交付を受ける団体	譲与及び交付の基準	譲与及び交付の時期・使途
利子割交付金（昭和 63 年創設）	市　町　村（特別区含む）	・道府県に納入された利子割額に相当する額に所要の調整を加えた後、政令で定める率（99%）を乗じて得た額の 5 分の 3 に相当する額が市町村（特別区含む）に対し、市町村に係る個人の道府県民税の額（前年度以前 3 年度平均）に按分して交付される。	8 月（3～7 月収入分） 12 月（8～11 月収入分） 3 月（12～2 月収入分） 制限なし
配当割交付金（平成 16 年創設）	市　町　村（特別区含む）	・道府県に納入された配当割額に相当する額に政令で定める率（99%）を乗じて得た額の 5 分の 3 に相当する額が市町村（特別区含む）に対し、市町村に係る個人の道府県民税の額（前年度以前 3 年度平均）に按分して交付される。	8 月（3～7 月収入分） 12 月（8～11 月収入分） 3 月（12～2 月収入分） 制限なし
株式等譲渡所得割交付金（平成 16 年創設）	市　町　村（特別区含む）	・道府県に納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に政令で定める率（99%）を乗じて得た額の 5 分の 3 に相当する額が市町村（特別区含む）に対し、市町村に係る個人の道府県民税の額（前年度以前 3 年度平均）に按分して交付される。	3 月（3～2 月収入分） 制限なし

区　　分	譲与及び交付を受ける団体	譲与及び交付の基準	譲与及び交付の時期・使途
地方消費税交付金（平成９年創設）	市町村	・地方消費税（1.7%）の額の２分の１が市町村に交付される。 ・1%分は交付額の２分の１を国勢調査による人口、他の２分の１を事業所統計による従業者数で按分して交付される。 ・0.7%分は全額が国勢調査による人口で按分して交付される。	６月（2～4 月収入分） ９月（5～7 月収入分） 12 月（8～10 月収入分） ３月（11～1 月収入分） 1%分：制限なし 0.7%分：制限あり
ゴルフ場利用税交付金（平成元年創設）	ゴルフ場所在市町村	・道府県に納入された市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の 10 分の７に相当する額がゴルフ場所在の市町村に交付される。	８月（3～7 月収入分） 12 月（8～11 月収入分） ３月（12～2 月収入分） 制限なし
自動車取得税交付金（昭和 43 年創設）	指定市 市町村	・自動車取得税額に相当する額に政令で定める率（95%）を乗じて得た額の 10 分の３に相当する額が指定市、10 分の７に相当する額が市町村に交付される。 ・指定市分は、交付額の２分の１が指定市内の一般国道、高速自動車道路及び都道府県道の延長、他の２分の１が面積により按分して交付される。 ・市町村分は、交付額の２分の１が市町村内の市町村道の延長、他の２分の１が面積により按分して交付される。	８月（4～7 月収入分） 12 月（8～11 月収入分） ３月（12～3 月収入分） 制限なし
軽油引取税交付金（昭和 31 年創設）	指定市	・指定市を包括する道府県に納入又は納付された軽油引取税に相当する額に 10 分の９を乗じて得た額を指定市内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積で按分し、指定市に交付される。	８月（3～7 月収入分） 12 月（8～11 月収入分） ３月（12～2 月収入分） 制限なし

２．譲与税・交付金の収入状況

譲与税・交付金は、国の制度変更や景気の動向、さらには国の予算措置状況などの変動要素を含みますが、平成 26 年度の収入合計は約 256 億円で、前年度比で約 11 億円（+4.7%）の増額となりました。主な理由は、地方消費税交付金が消費税率の引上に伴い約 14 億円の増額となったためです。

表 15　譲与税・交付金の決算額

区　　分	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
地方譲与税	1,656,337	1,755,746	△ 99,409	△ 5.7
利子割交付金	195,387	203,503	△ 8,116	△ 4.0
配当割交付金	850,866	451,230	399,636	88.6
株式等譲渡所得割交付金	533,087	794,061	△ 260,974	△ 32.9
地方消費税交付金	7,513,543	6,159,766	1,353,777	22.0
ゴルフ場利用税交付金	176,220	189,137	△ 12,917	△ 6.8
自動車取得税交付金	512,718	969,907	△ 457,189	△ 47.1
軽油引取税交付金	3,049,380	2,987,996	61,384	2.1
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,198,357	1,200,693	△ 2,336	△ 0.2
地方特例交付金	571,078	625,866	△ 54,788	△ 8.8
地方交付税	9,128,527	8,873,124	255,403	2.9
交通安全対策特別交付金	221,528	252,080	△ 30,552	△ 12.1
合　　計	25,607,028	24,463,109	1,143,919	4.7

３．譲与税・交付金の推移

グラフ 23 は譲与税・交付金の推移を示しています。

棒グラフで示された譲与税・交付金の合計額の推移では、平成 18 年度をピークに大きく減額しています。これは国の三位一体の改革により所得税（国税）から市民税へ税源移譲が実施されたことに伴う地方譲与税の縮減によるものです。

平成 22 年度以降は、政令指定都市移行に伴い新たに交付される譲与税・交付金が増えたため増額となっています。

グラフ 23　譲与税・交付金の推移

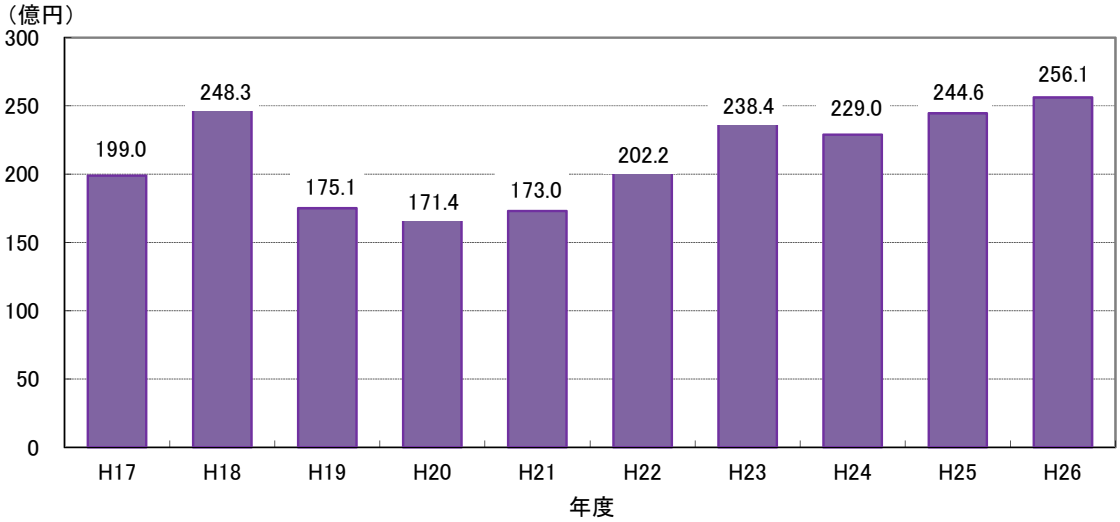

第５節　国庫支出金、県支出金

１．国庫支出金、県支出金の種類と収入状況

国庫支出金は、生活保護費や障害児者自立支援給付費に関する経費の法定負担や児童手当の国負担分など、国が本来負担すべき経費に対する負担金と、道路や学校の整備など市が行う事業に対する補助金、国民年金に関する事務や国政選挙事務など法定受託事務として国から委託を受けた事務に対する委託金の3種類に分かれます。

平成26年度の国庫支出金では、国庫負担金が約344億円で前年度に比べ約15億円（＋4.6%）の増額となっています。増加の主な要因としては生活保護費負担金が約 6 億円増加したためです。国庫補助金は地域の元気臨時交付金の皆減などにより前年度に比べ約21億円（△17.6%）の減額となっています。

県支出金は、国庫支出金を財源とする資金が県を経由して市に支払われるものと、神奈川県の独自の支出金があります。前者には電源立地地域対策交付金*3などがあり、後者には水源環境保全・再生市町村交付金（P53 参照）などがあります。県支出金の決算額は約115億円です。

表 16　国庫支出金、県支出金の収入状況

区　　分	平成26年度決算額	平成25年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
国庫支出金	44,751,702	45,348,345	△ 596,643	△ 1.3
国庫負担金	34,442,024	32,926,516	1,515,508	4.6
国庫補助金	10,015,877	12,154,452	△ 2,138,575	△ 17.6
国庫委託費	293,801	267,377	26,424	9.9
県支出金	11,509,537	10,025,051	1,484,486	14.8
国庫財源を伴うもの	7,001,348	5,822,494	1,178,854	20.2
県単独補助事業	4,508,189	4,202,557	305,632	7.3

２．国庫支出金、県支出金の推移

グラフ24は国庫支出金と県支出金の決算額の推移を示しています。

国庫支出金は、生活保護費を含む扶助費の伸びなどに伴い、年々増加傾向にありましたが、平成21年度は定額給付金事業などにより大きく増加し、その後も子ども手当交付金や子どものための金銭の給付交付金などにより高い水準のままとなっています。

本文中の＊印は、用語解説P166をご参照ください。

グラフ 24　国庫支出金、県支出金の推移

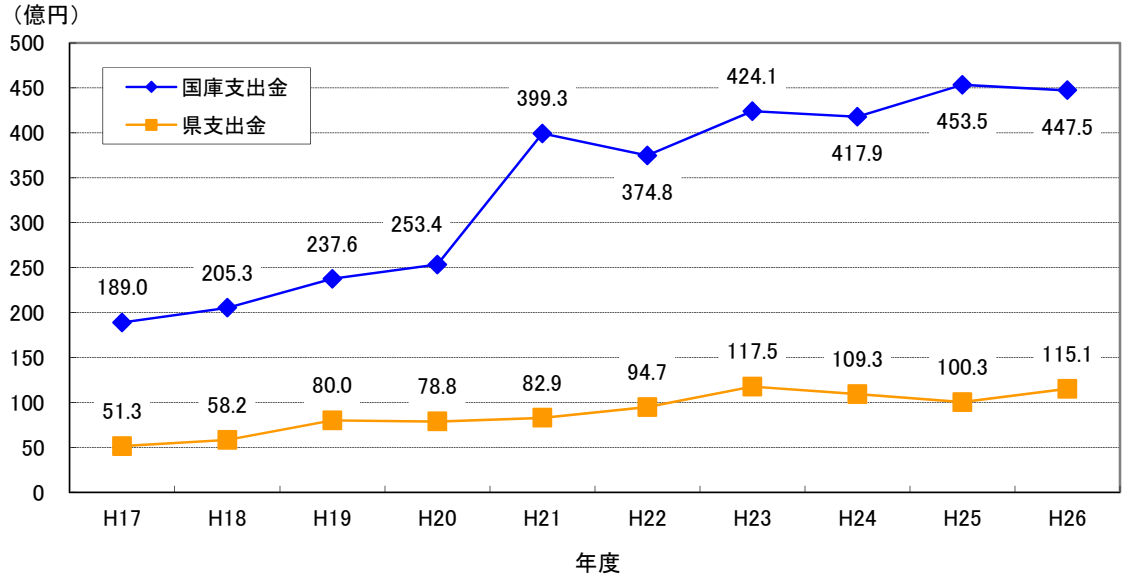

３．国庫補助金と県補助金

道路整備や学校建設など生活インフラ・公共施設の整備については、国の各所管省庁で多くの補助制度が設けられています。

例えば、渋滞が発生しやすい踏切を立体交差に改良する場合、一般に数十億円の建設費用がかかり、これを市が自前の資金だけで工事をするのは、非常に大きな負担となります。こうした大規模な事業を行う場合、国庫補助を申請し、事業内容が認められれば補助金が受けられます。事業が認められるには、基本的には整備する事業内容が補助制度にあった規格でなければなりません。また、交付された補助金を他の事業に使用することができないことから、新聞等で「ヒモつきの補助金」と呼ばれています。

県補助金については、国庫財源を伴うものと、県が単独で補助するものがあります。神奈川県が単独に補助する代表的な例として、水源環境保全・再生市町村交付金があります。これは、水源環境の保全・再生に向けた事業に対し交付されるもので、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を財源として交付されています。

水源地域を多く抱える本市では、地域水源林の整備や河川の自然浄化対策に対し交付されています。

第６節　繰入金

１．繰入金の収入状況

繰入金は、普通会計以外の会計や基金から収入する際に用いる科目です。各種基金の取り崩し、財産区特別会計からの繰入れが主な内容です。

平成 26 年度の繰入金は、約 57 億円で、前年度に比べ約 15 億円（△20.9%）の減額となっています。このうち財政調整基金は約 51 億円で、前年度に比べ約 24 億円（+87.4%）の増額となっています。

表 17　繰入金の決算状況

区　　分	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
繰入金	5,739,822	7,259,210	△ 1,519,388	△ 20.9
財政調整基金繰入金	5,061,000	2,700,000	2,361,000	87.4
その他基金繰入金	637,482	4,520,124	△ 3,882,642	△ 85.9
財産区等繰入金	41,340	39,086	2,254	5.8

２．財政調整基金

地方財政法において、決算の剰余金については、その 2 分の 1 以上を余剰財源として財政調整基金に積み立てるか、市債の繰り上げ償還にあてなければならないとされており、本市は例年、財政調整基金への積み立てを行っています。

財政調整基金の役割は、翌年度以降も安定かつ健全な財政運営を行うため、年度間の財源調整を行うことです。実際の使い道としては、災害等の経費、歳入欠陥による補てん財源、大規模な建設事業などに使われます。

なお、余剰財源の積み立てについては、決算額には計上されません。

３．財政調整基金の積立額、取崩額の推移

グラフ 25 は財政調整基金の積立額と取崩額の推移を示しています。

積立額は前年度の決算の状況に応じて変化するため年度により変動しています。

積立額が取崩額を上回った平成 17 年度から 20 年度までの間は、グラフ 26 でわかるように基金残高が増えています。平成 22 年度は、東日本大震災関連経費を含む約 68 億円を取り崩したことから、22 年度末の残高は約 98 億円となりましたが、23 年度では取崩額が大幅に減少したことから残高が増加に転じました。平成 26 年度では取崩額が約 51 億円、積立額が約 40 億円となり、残高が約 11 億円減少し、26 年度末の残高は約 122 億円となりました。

グラフ 25　財政調整基金の積立額と取崩額の推移

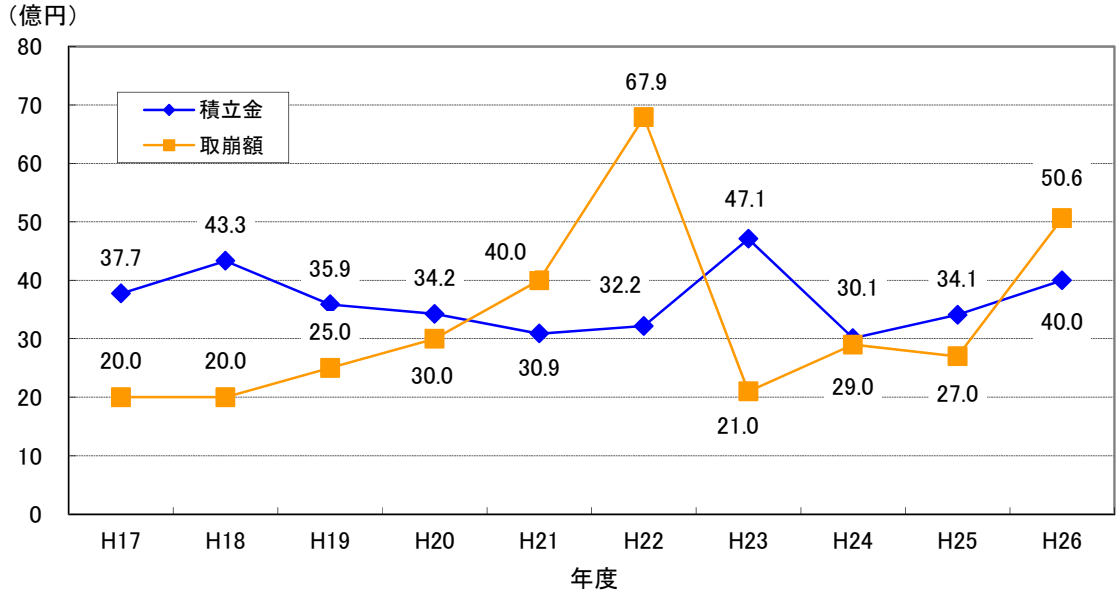

グラフ 26　財政調整基金の残高の推移

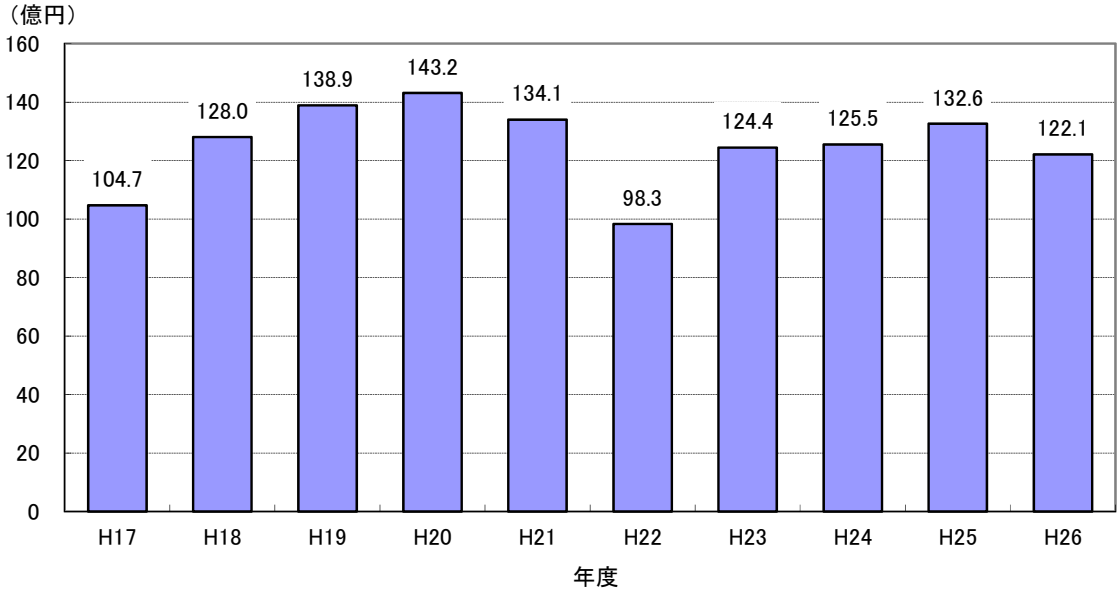

基金残高は、普通会計のルールにより、出納整理期間中の積立・取崩を反映して年度末残高を算出しているため、財産に関する調書（一般会計決算書）と一致しない場合があります。

第７節　市債

１．市債の種類と役割

市債とは、市の借入金です。市債は、事業に必要な資金を補う役割を持つことはいうまでもありませんが、借金であるからには少ないに越したことはありません。しかし、市債はいくつか別の役割も持っており「発行することが望ましい」とされる側面もあります。

一つ目は、世代間の負担を平準化する役割です。道路や公園などの公共施設は、整備に多額の費用を要し、整備後は長期にわたって使用されます。このような整備事業の財源として用いられる市債を「建設債」と呼び、その施設の耐用年数に応じて建設債の償還期間（借入金の返済期間）の基準が設けられています。

この償還金には、返済する各年度の予算が充てられ、税も含めた返済年度の収入の中から支払われます。

長期に渡り使用される資産の整備は、整備時に住んでいる市民の方々に全てご負担いただくのではなく、使用する期間の範囲で世代間の負担を平準化する役割を、建設債は担っているのです。

二つ目は、国の財政政策を補完する機能が挙げられます。第３節－1 地方交付税（P43 参照）でも触れましたが、国が普通交付税の総額を確保できない場合に割り当てられる「臨時財政対策債」がその代表例で、ほかにも、国の財源不足に伴い建設債に上乗せする「財源対策債*4」などの制度があります。いずれも償還時に元利償還額が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。これらは国からの交付金の立て替え払いとしての役割などを担っているのです。

２．市債の発行可能額

市債にはいろいろな役割がありますが、無尽蔵に借入れができるわけではありません。地方公共団体は、市債をどのような場合に発行できるかが地方財政法に限定列挙され、この範囲を超えて発行することはできません。また、発行可能額についても、臨時財政対策債であれば地方交付税の算定にあわせて積算され、建設債であれば、事業費の何％以内といった国の基準が存在します。

市債発行には、これらの基準以内で借入額を積算し、予算とともに必ず事前に市議会の審議に付します。さらに、発行内容については、原則として国との協議が必要で、財政指標が一定以上の団体は協議ではなく許可が必要となる場合があります。

このほか、各年度の償還額に基づく指標である実質公債費比率（P27 参照）や借入残高等にかかる指標である将来負担比率（P29 参照）といった数値に基づく発行規制もあるなど、市債を発行するにはいくつかの制約があります。

本文中の＊印は、用語解説P166をご参照ください。

さらに本市では、財政の健全化を図るための自主規制として、年間の発行総額の上限を設けています。平成 17 年度以降については臨時財政対策債を加えて目標値を設定し､22 年度は政令指定都市移行による増額分を含め 320 億円以内、平成 23～25 年度は 3 か年で 1,000 億円以内をそれぞれ目標とし、いずれも達成することができました。

また、平成 26 年度からは、総合計画中期実施計画の計画年度となる 28 年度までの 3 年間について、発行額を 950 億円以内とする新たな目標を定めて発行抑制に取り組んでいます。

表 18　市債発行の上限目標と実績

年　次	上限目標	実　績
H14～16（３か年）	30,000 百万円 (平均 10,000 百万円/年)	27,093 百万円
H17～21（５か年）	80,000 百万円 (平均 16,000 百万円/年)	79,283 百万円
H22	32,000 百万円	28,786 百万円
H23～25（３か年）	100,000 百万円 (平均 33,333 百万円/年)	99,266 百万円
H26～28（３か年）	95,000 百万円 (平均 31,666 百万円/年)	(H26 実績) 30,453 百万円

※上限目標と実績は一般会計が対象となっており、普通会計決算と異なります

３．市債の発行状況

実際に本市が発行した市債の決算額は表 19 のとおりです。

平成 26 年度は総額約 317 億円で 25 年度の約 288 億円に比べ約 29 億円（+10.2%）の増となっています。

内訳としては、建設債が約 165 億円で、約 24 億円（+17.3%）の増となっています。これは、津久井クリーンセンターし尿処理施設建設事業やデジタル消防救急無線整備事業などにより、財源となる市債を増額したことによるものです。

実質的な普通交付税である臨時財政対策債は 152 億円で、約 5 億円（+3.4%）の増となっています。

表 19　市債発行状況

区　　分	平成 26 年度 決算額	平成 25 年度 決算額	増　減	対前年 度伸率
	千円	千円	千円	%
建設債等	16,533,100	14,091,200	2,441,900	17.3
臨時財政対策債	15,199,000	14,700,000	499,000	3.4
合　　計	31,732,100	28,791,200	2,940,900	10.2

４．市債の発行額の推移

グラフ 27 は、市債発行額の推移を示しています。

建設債は平成 17 年度以降、100 億円未満で推移していましたが、21 年度は緊急経済対策事業の財源として補正予算債を発行したことから増加、22 年度以降は政令指定都市移行に伴う国県道整備や国直轄事業負担金の財源として建設債が増加しています。

また、地方交付税からの振替財源である臨時財政対策債は、平成 18 年度までは税収の持ち直しなどにより減少傾向にありましたが、平成 19 年度以降再び増加に転じ、21 年度以降は大きな伸びとなっています。

市債残高の推移については 125 ページを参照してください。

グラフ 27　市債発行額の推移

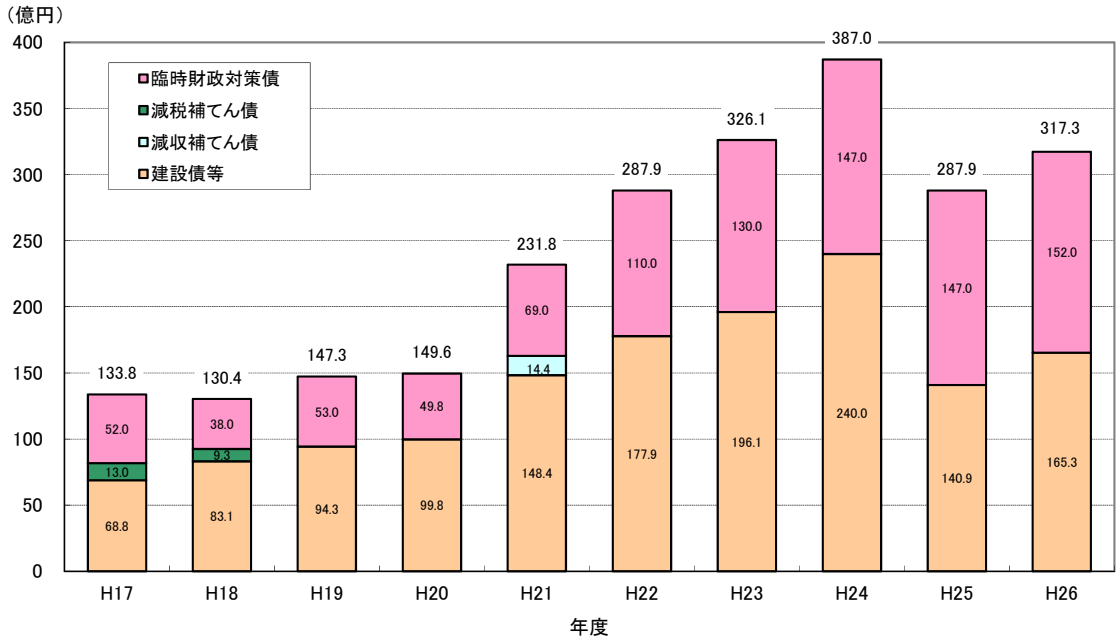

※減税補てん債：恒久的な減税等による地方公共団体の減収額を埋めるために発行する市債

減収補てん債：法人市民税等が交付税算定上の標準税収入額を下回った場合発行する市債

５．市債の発行手法

これまで市債を「建設債」「臨時財政対策債」といった性質で分類してきましたが、市債には、もうひとつの分類方法として、借り入れる先で分ける方法があります。

市ではリスク分散の観点などから、国、県、金融機関など複数の借入先から資金を借り入れています。

表 20 は、平成 26 年度の借入先を示したものです。

市債発行とは、資金を借入れる行為を総称するもので、「発行」とは言っても、実際には、申請により国から借り入れたり、契約により銀行から借り入れたりするものが大半を占めていましたが、平成 22 年度以降の全国型市場公募地方債の発行により、文字通り市債という債券の発行による資金調達が全体の約 3 分の 1 を占めるようになりました。

表 20　市債借入先の状況

借 入 先	平成 26 年度 借入額	平成 25 年度 借入額	増　減	対前年 度伸率
	千円	千円	千円	%
国	4,716,400	4,401,900	314,500	7.1
地方公共団体 金融機構	985,800	1,226,200	△ 240,400	△ 19.6
銀行、信用金庫、 農協等	14,921,700	12,079,800	2,841,900	23.5
保険会社等	0	0	0	0.0
住民参加型 市場公募地方債	1,000,000	1,000,000	0	0.0
全国型 市場公募地方債	10,000,000	10,000,000	0	0.0
その他	108,200	83,300	24,900	29.9
合　　計	31,732,100	28,791,200	2,940,900	10.2

第８節　その他の収入科目

１．使用料、手数料、分担金及び負担金

使用料及び手数料は、市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける方から、その受益に対する実費負担として徴収するものです。体育館の使用料や、住民票の写しの交付手数料などが該当します。

使用料の平成 26 年度決算額は約 36 億円で、前年度に比べ約 1 億円（△2.3%）の減額となっています。主な内訳としては、市営住宅の使用料が約 9 億円（＋0.4%）、有料自転車駐車場の使用料が約 6 億円（△3.6%）などとなっています。なお、自動車駐車場の使用料などは特別会計で管理されているため、普通会計には含まれません。

手数料の決算額は約 16 億円で前年度に比べ約 3,000 万円（＋2.2%）の増額となっています。主な内訳としては、ごみ処理手数料などの一般廃棄物処理手数料が約 11 億円（＋4.3%）、住民票、印鑑証明、戸籍関係、税関係などの証明手数料が合わせて約 3 億円（△4.2%）などとなっています。

分担金及び負担金は、市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するもので、保育所の保育料などが主なものです。平成 26 年度の決算額は、約 22 億円で、保育料の増などにより前年度に比べ約 1 億円（+5.5%）の増額となっています。

表 21 使用料、手数料、分担金及び負担金の決算額

区　　分		平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
		千円	千円	千円	%
使用料		3,624,611	3,711,725	△87,114	△2.3
主な内訳	市営住宅使用料	911,534	907,992	3,542	0.4
	有料自転車駐車場使用料	613,192	636,409	△23,217	△3.6
	道路占用料	483,135	481,066	2,069	0.4
	児童クラブ育成料	242,680	224,555	18,125	8.1
	峰山霊園墓所使用料	61,177	215,017	△153,840	△71.5
手数料		1,555,262	1,521,718	33,544	2.2
主な内訳	一般廃棄物処理手数料	1,140,586	1,093,850	46,736	4.3
	市民税関係証明手数料	29,781	25,309	4,472	17.7
	住民票関係証明手数料	107,145	116,809	△9,664	△8.3
	印鑑証明手数料	68,783	75,223	△6,440	△8.6
	戸籍関係証明手数料	54,968	54,626	342	0.6
分担金及び負担金		2,170,255	2,056,305	113,950	5.5
主な内訳	保育料	2,011,894	1,876,540	135,354	7.2
	老人福祉費負担金	23,600	22,348	1,252	5.6

（１）使用料、手数料、分担金及び負担金の使い道

使用料、手数料、分担金及び負担金は、基本的にそのサービスを提供するための経費の財源となります。例えば、住民票関係の証明手数料は、住民票関係書類の紙代やシステムなどの経費に充てられます。

（２）使用料、手数料、分担金及び負担金の推移

グラフ 28 は使用料、手数料、分担金及び負担金の推移を示したものです。

使用料は 3 年に 1 度大幅に増加していますが、これは平成 19 年、平成 22 年、平成 25 年に募集を実施した峰山霊園の墓所使用料によるものです。

手数料については、ゴミの減量化などにより減少傾向となっております。

分担金及び負担金は、保育所入所者の増加などに伴い増加を続け、平成 22 年度には手数料収入を上回るようになりました。

グラフ 28　使用料、手数料、分担金及び負担金の推移

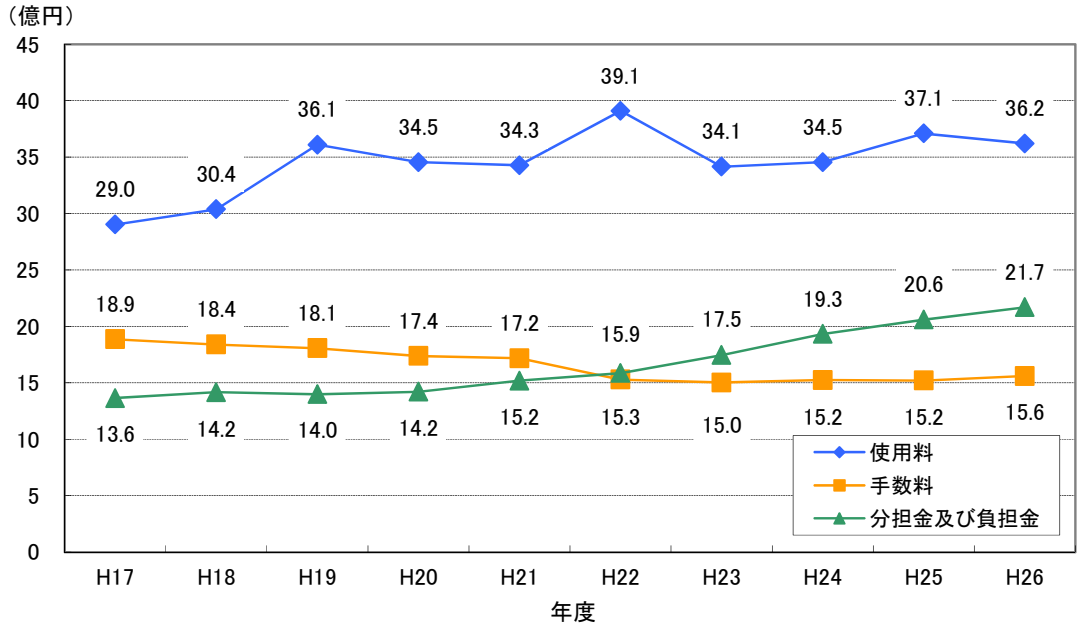

２．財産収入

財産収入は、各種基金の利子や自動販売機設置に対する土地・建物の貸付金などからなる財産運用収入と土地や不用物品の売り払い、統計書等の印刷物の販売などによる財産売払収入があります。

平成 26 年度の決算額は約 5 億円で、土地売払収入の増額などにより前年度と比べて約 3 億円（＋173.0%）の増額となっています。

３．寄附金

市民の方々や団体などからの寄附はこの科目で収入します。平成 26 年度の決算額は約 0.1 億円で、相模川ダム周辺地域振興基金寄附金の皆減などにより前年度と比べて約 6.7 億円（△98.0%）の減額となりました。

４．繰越金

繰越金は、前年度の収支より文字通り繰り越されたものですが、この繰越金は約 44 億円となっており、約 2 億円（＋3.8%）の増額となっています。繰越金には、前年度から繰り越した事業に充当すべき財源が含まれており、それ以外の分を純繰越金といいます。

前年度の決算剰余金の減少により純繰越金は約 0.2 億円（△0.8%）の減額となりました。

表 22　繰越金の決算状況

区　　分		平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
		千円	千円	千円	%
繰越金		4,444,021	4,280,411	163,610	3.8
	純繰越金	2,877,315	2,901,007	△23,692	△0.8
	繰越事業の充当財源 ※	1,566,706	1,379,404	187,302	13.6

※平成 26 年度の繰越事業の充当財源とは、平成 25 年度から平成 26 年度へ繰り越された財源となります。

５．諸収入

貸付金の元金や利子収入、広報やホームページなどの広告料収入、コピーや公衆電話での収入、保育所給食費など諸々の収入を計上するのが諸収入です。

平成 26 年度の決算額は約 173 億円で、前年度と比べて約 3 億円（△1.5%）の減額となっています。

第９節　歳入分析

１．自主財源と依存財源

歳入には、市が自主的に収入できるものと、国や県により目的が定められ、補助率などにより割り当てられた額を収入するものがあり、前者を自主財源、後者を依存財源と呼んでいます。

表 23 は自主財源と依存財源を収入科目ごとに分類して決算状況を示したものです。自主財源には、表のとおり市税や使用料、手数料などが含まれます。平成 26 年度の決算額は約 1,471 億円で、前年度に比べ約 9 億円（＋0.6%）の増額となっています。

一方、依存財源は約 1,136 億円で前年度に比べ約 50 億円（＋4.6%）の増額となっています。

表 23　自主財源と依存財源の状況

区分		平成 26 年度		平成 25 年度		増減	対前年度伸率
		決算額	構成比	決算額	構成比		
		千円	%	千円	%	千円	%
自主財源	市税	111,841,411	42.9	109,000,478	42.8	2,840,933	2.6
	分担金及び負担金	2,170,255	0.8	2,056,305	0.8	113,950	5.5
	使用料	3,624,611	1.4	3,711,725	1.4	△ 87,114	△ 2.3
	手数料	1,555,262	0.6	1,521,718	0.6	33,544	2.2
	財産収入	482,131	0.2	176,584	0.1	305,547	173.0
	寄附金	13,819	0.0	680,269	0.3	△ 666,450	△ 98.0
	繰入金	5,739,822	2.2	7,259,210	2.8	△ 1,519,388	△ 20.9
	繰越金	4,444,021	1.7	4,280,411	1.7	163,610	3.8
	諸収入	17,274,897	6.6	17,546,236	6.9	△ 271,339	△ 1.5
	小　計	147,146,229	56.4	146,232,936	57.4	913,293	0.6
依存財源	地方譲与税	1,656,337	0.6	1,755,746	0.7	△ 99,409	△ 5.7
	利子割交付金	195,387	0.1	203,503	0.1	△ 8,116	△ 4.0
	配当割交付金	850,866	0.3	451,230	0.2	399,636	88.6
	株式等譲渡所得割交付金	533,087	0.2	794,061	0.3	△ 260,974	△ 32.9
	地方消費税交付金	7,513,543	2.9	6,159,766	2.4	1,353,777	22.0
	ゴルフ場利用税交付金	176,220	0.1	189,137	0.1	△ 12,917	△ 6.8
	自動車取得税交付金	512,718	0.2	969,907	0.4	△ 457,189	△ 47.1
	軽油引取税交付金	3,049,380	1.2	2,987,996	1.1	61,384	2.1
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,198,357	0.4	1,200,693	0.5	△ 2,336	△ 0.2
	地方特例交付金	571,078	0.2	625,866	0.2	△ 54,788	△ 8.8
	地方交付税	9,128,527	3.5	8,873,124	3.5	255,403	2.9
	交通安全対策特別交付金	221,528	0.1	252,080	0.1	△ 30,552	△ 12.1
	国庫支出金	44,751,702	17.2	45,348,345	17.8	△ 596,643	△ 1.3
	県支出金	11,509,537	4.4	10,025,051	3.9	1,484,486	14.8
	市債	31,732,100	12.2	28,791,200	11.3	2,940,900	10.2
	小　計	113,600,367	43.6	108,627,705	42.6	4,972,662	4.6
合　計		260,746,596	100.0	254,860,641	100.0	5,885,955	2.3

グラフ 29 は自主財源比率の推移を示しています。過去 60%台後半で安定して推移してきましたが、平成 21 年度の定額給付金給付事業、22 年度以降の子ども手当交付金や子どものための金銭の給付交付金などの影響で国庫支出金が大きく増加したこと、臨時財政対策債が増加したことなどにより依存財源が大きく増加し、自主財源比率は平成 26 年度には 56.4%となりました。

グラフ 29　自主財源比率の推移

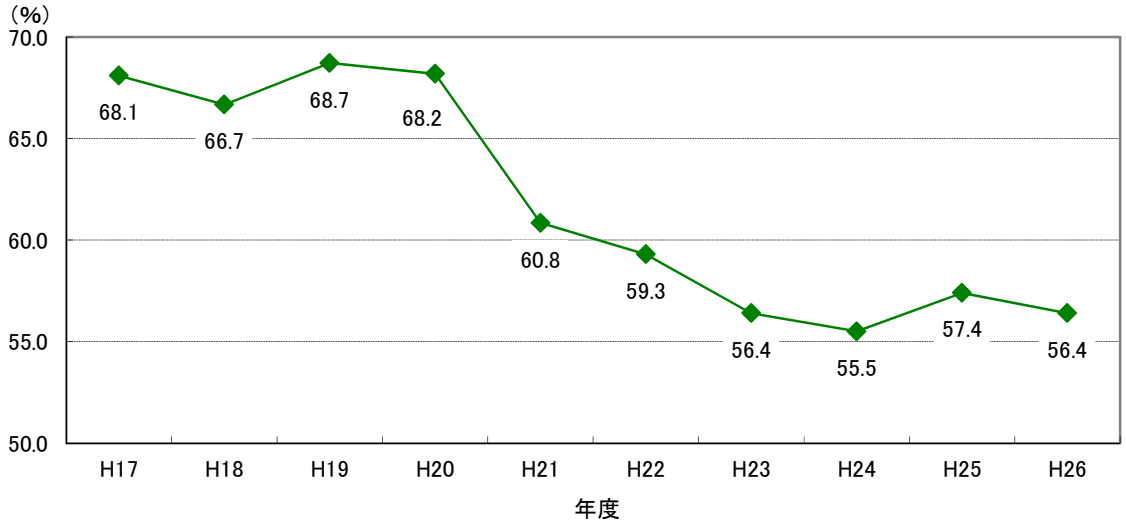

グラフ 30 は各政令指定都市の平成 26 年度自主財源比率を比較したものです。本市は全体で第 9 位となっていますが、政令指定都市の平均は 55.4%で、本市はほぼ政令指定都市の平均値となっており、規模は小さいながらも自立的な財源調達ができているということがわかります。

グラフ 30　平成 26 年度自主財源比率の比較

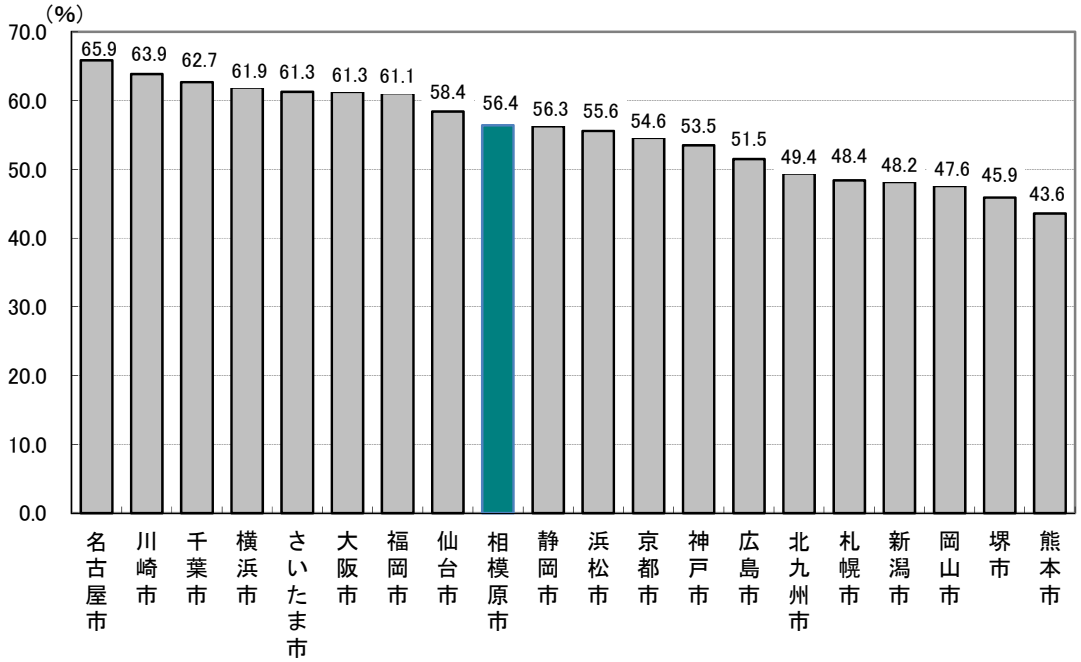

２．一般財源と特定財源

収入には、国・県の補助金のように使い道が事前に決められているものと、市税など市の裁量で使い道を決められるものがあります。前者を特定財源、後者は一般財源といい、一般財源の割合が高いほど財政運営の自由度が高くなります。

表 24 は収入科目別に一般財源と特定財源の状況を一覧に示したものです。市税や譲与税・交付金は全て一般財源に分類されます。繰入金や使用料など、ひとつの収入科目が一般財源と特定財源に分かれるものもあります。

例えば、同じ繰入金でも、市街地整備基金や産業集積促進基金*5 など特定の目的を持って積み立てられた基金から、特定の事業に対し、目的を持って繰入れる収入は特定財源に分類されます。一方、財政調整基金からの取り崩しは、使途が具体的に制限されていないため一般財源となります。第８節－1－（1）使用料、手数料、分担金及び負担金の使い道（P62）でも触れたとおり、使用料、手数料、分担金及び負担金についても充当先が決まっている特定財源に分類されるものと、一般財源に分類されるものがあります。

平成 26 年度の一般財源は、約 1,651 億円で、前年度に比べ約 6 億円（△0.4%）の減少となっています。このうち市税は約 1,118 億円で、一般財源の約 67.8%を占めています。市税は、先の分類による自主財源であり、かつ一般財源であることから、市財政の自立性と自由度に大きな影響を与える非常に重要な財源であることがわかります。

これに対し特定財源は、平成 26 年度が約 957 億円で、前年度に比べ約 66 億円（＋7.3%）の増加となっており、これは国庫支出金の増加が主な要因です。

これにより、一般財源と特定財源の構成比は、平成 25 年度が一般財源 65.0%：特定財源 35.0%でしたが、26 年度は 63.3%：36.7%と一般財源の割合が 1.7 ポイント減少しています。

本文中の＊印は、用語解説P166をご参照ください。

表 24　一般財源と特定財源の決算額

区　　分	一般財源			特定財源		
	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度伸率	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度伸率
	千円	千円	%	千円	千円	%
市税	111,841,411	109,000,478	2.6	0	0	－
地方譲与税	1,656,337	1,755,746	△ 5.7	0	0	－
利子割交付金	195,387	203,503	△ 4.0	0	0	－
配当割交付金	850,866	451,230	88.6	0	0	－
株式等譲渡所得割交付金	533,087	794,061	△ 32.9	0	0	－
地方消費税交付金	7,513,543	6,159,766	22.0	0	0	－
ゴルフ場利用税交付金	176,220	189,137	△ 6.8	0	0	－
自動車取得税交付金	512,718	969,907	△ 47.1	0	0	－
軽油引取税交付金	3,049,380	2,987,996	2.1	0	0	－
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,198,357	1,200,693	△ 0.2	0	0	－
地方特例交付金	571,078	625,866	△ 8.8	0	0	－
地方交付税	9,128,527	8,873,124	2.9	0	0	－
交通安全対策特別交付金	221,528	252,080	△ 12.1	0	0	－
分担金及び負担金	0	0	－	2,170,255	2,056,305	5.5
使用料	700,053	708,446	△ 1.2	2,924,558	3,003,279	△ 2.6
手数料	0	0	－	1,555,262	1,521,718	2.2
国庫支出金	728,834	4,938,303	△ 85.2	44,022,868	40,410,042	8.9
県支出金	14,400	49,164	△ 70.7	11,495,137	9,975,887	15.2
財産収入	429,920	127,553	237.1	52,211	49,031	6.5
寄附金	717	100,110	△ 99.3	13,102	580,159	△ 97.7
繰入金	5,061,202	6,280,218	△ 19.4	678,620	978,992	△ 30.7
繰越金	3,689,251	3,332,169	10.7	754,770	948,242	△ 20.4
諸収入	1,779,137	2,015,505	△ 11.7	15,495,760	15,530,731	△ 0.2
市債	15,199,000	14,700,000	3.4	16,533,100	14,091,200	17.3
合　　計	165,050,953	165,715,055	△ 0.4	95,695,643	89,145,586	7.3
歳入構成比	63.3%	65.0%		36.7%	35.0%	

グラフ 31 は、一般財源決算額と一般財源比率の推移を示しています。

まず、決算額を見ると平成 17・18 年度は、合併をした旧津久井 4 町と解散した津久井郡広域行政組合*6 からの剰余金などにより増加しています。平成 22 年度は、政令指定都市移行に伴う軽油引取税交付金などの増により、一般財源が増加しています。

一般財源比率は概ね 70%前後で推移していましたが、平成 21 年度以降も一般財源の総額は概ね増加傾向にある一方、特定財源の大幅な伸びにより一般財源比率は減少し、平成 26 年度では 63.3%となっています。

グラフ 31　一般財源決算額と一般財源比率の推移

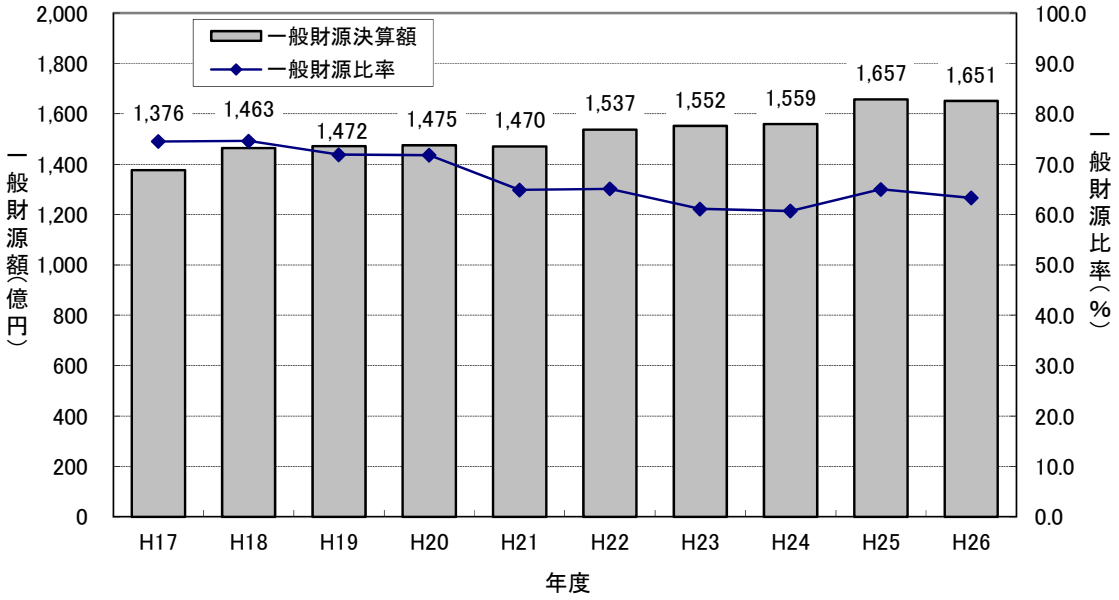

本文中の＊印は、用語解説P166をご参照ください。

第４章　歳出

白書早読み

早読みは、この章を簡単にまとめたページです。

※早読みページ内のグラフ番号は本文の番号によります。

第４章　歳出

過去 10 年間の目的別歳出でみると、待機児童解消に向けた取組や厳しい経済情勢の影響で生活保護費などの福祉施策に取り組んだ結果、民生費の割合が大幅に増加した一方で、道路整備や市街地再開発などの土木費や市債の返済等に要する経費である公債費の割合が減少しています。

性質別歳出でみると、扶助費の割合が年々増加している一方で、人件費、公債費の割合が減少しています。

生活保護費などの扶助費が大幅に伸びている一方で、市税収入は横ばいで推移しているため、職員の人件費や市債の発行額を制限することによる公債費の抑制を図り、歳出の削減に努めることにより、メリハリのある財政運営を行っています。

グラフ 32　目的別歳出構成の推移（抜粋）

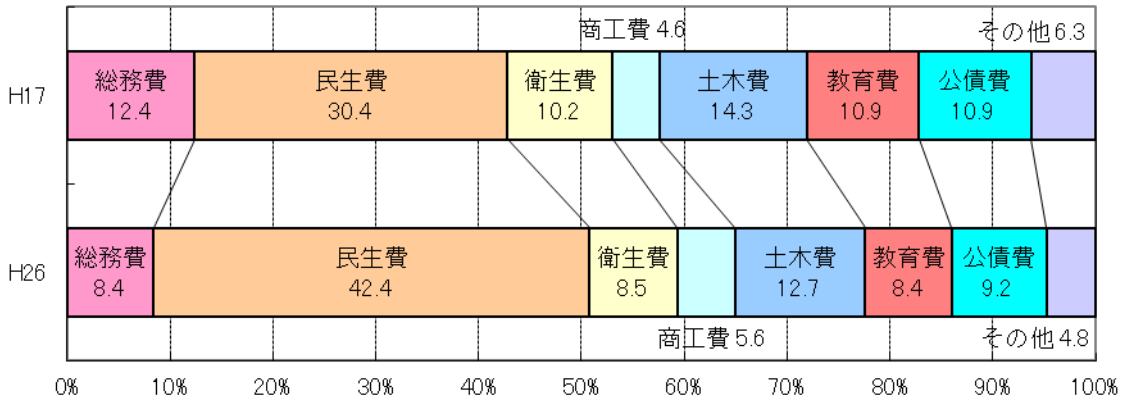

グラフ 44　性質別歳出構成の推移（抜粋）

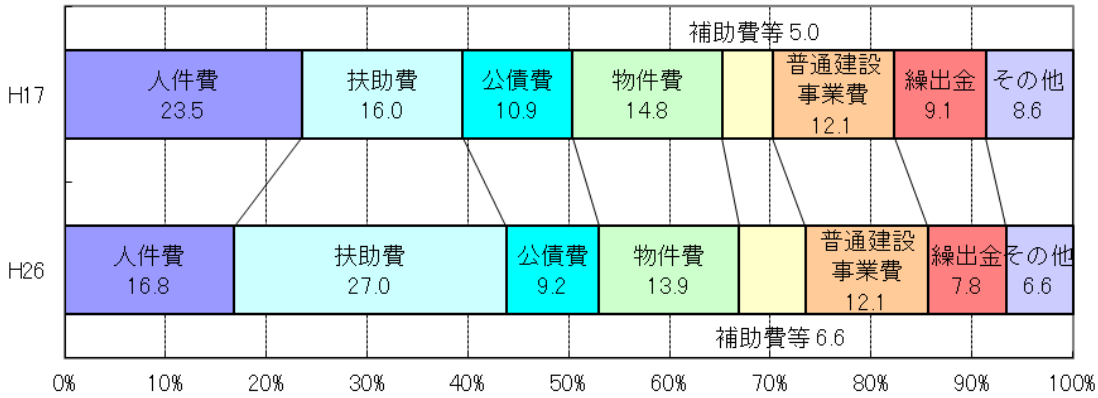

性質別歳出の状況を他の政令指定都市と比較すると、本市は人件費、扶助費、物件費、普通建設事業費の歳出に占める割合が高く、一方で公債費、補助費等の割合が低くなっています。人件費と物件費は、一般行政の運営経費や維持管理経費で、いわゆるランニングコストです。規模が大きい団体の方がランニングコストの割合が少なくなるのが一般的で、本市は、人口規模も小さく財政規模も他の政令指定都市に及ばないため、この 2 つの経費割合が大きくなっています。公債費は、市債の発行を抑制してきた効果などにより低い割合に留まっており、健全な財政運営をしている結果だといえます。

しかしながら、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費の増大が財政の硬直化を進めている大きな要因となっており、本市の課題であるといえます。

グラフ 45　性質別歳出構成の比較

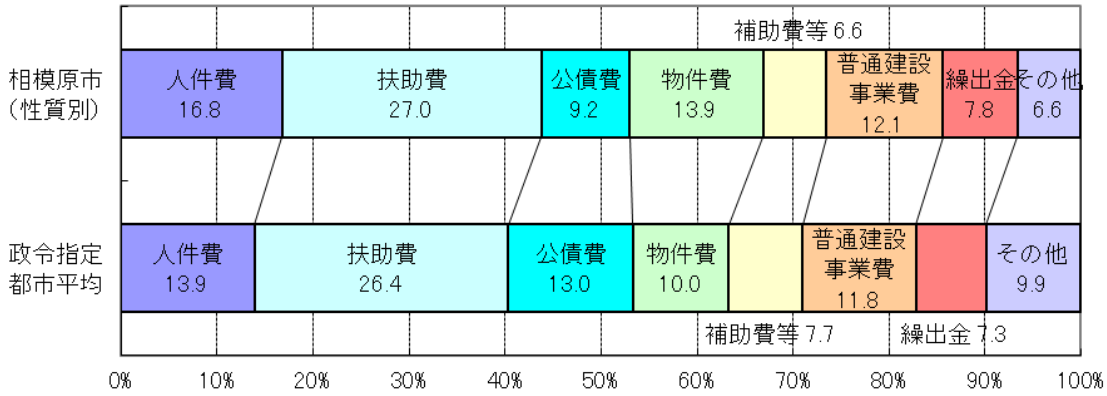

グラフ 56　義務的経費の推移

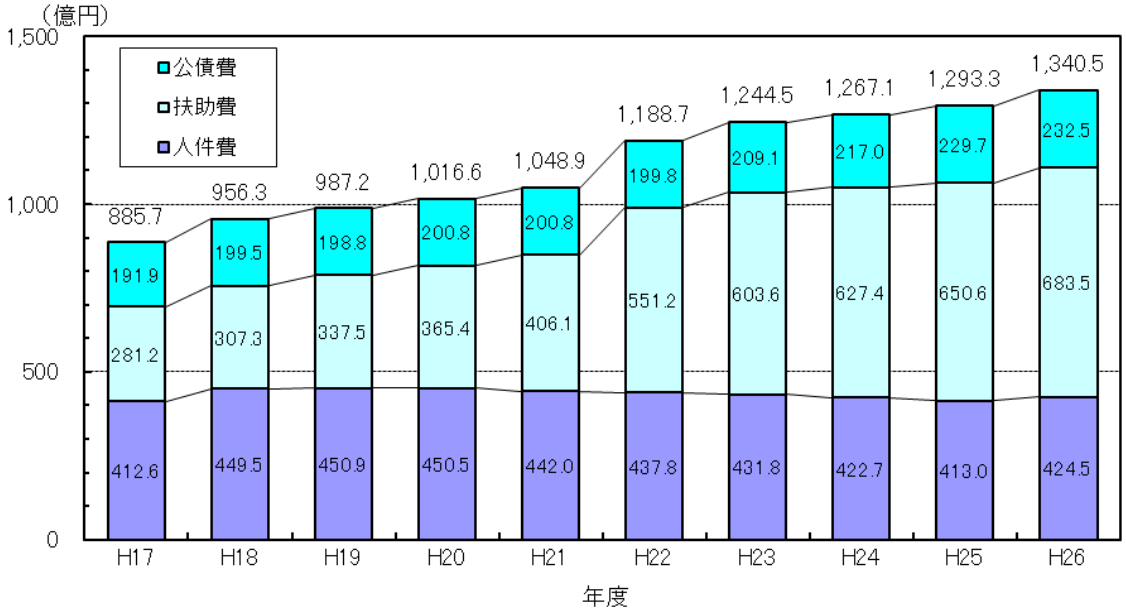

※グラフ中の合算額は端数が一致しない場合があります。

第１節　歳出の状況（目的別）

１．概要

平成26年度における歳出決算額は約2,527億円で、前年度に比べ約62億円（＋2.5%）の増額となっています。

表25は、歳出を行政の組織や目的に応じて分類する、いわゆる目的別歳出について示しています。民生費は約1,070億円で全体の42.4%を占めています。次いで土木費（構成比12.7%）、公債費（9.2%）、衛生費（8.5%）、総務費及び教育費（8.4%）の順になっています。

前年度と比較すると、民生費が障害児者介護給付費等や生活保護費の増などにより約72億円（＋7.3%）、衛生費が津久井クリーンセンターし尿処理施設建設事業の増などにより17億円（＋8.6%）の増額となりました。一方、土木費が国直轄事業負担金の減などにより約26億円（△7.6%）、商工費が中小企業景気対策特別融資預託金の減などにより約10億円（△6.9%）の減額となっています。

表25　目的別歳出の状況

区　分	平成26年度		平成25年度		増　減	対前年度伸率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
議会費	1,023,573	0.4	1,014,463	0.4	9,110	0.9
総務費	21,158,643	8.4	22,093,930	9.0	△ 935,287	△ 4.2
民生費	107,000,532	42.4	99,757,547	40.5	7,242,985	7.3
衛生費	21,578,117	8.5	19,874,468	8.1	1,703,649	8.6
労働費	1,075,883	0.4	918,430	0.4	157,453	17.1
農林水産業費	994,813	0.4	808,583	0.3	186,230	23.0
商工費	14,075,937	5.6	15,113,854	6.1	△ 1,037,917	△ 6.9
土木費	32,004,807	12.7	34,639,777	14.0	△ 2,634,970	△ 7.6
消防費	9,098,917	3.6	7,648,384	3.1	1,450,533	19.0
教育費	21,297,774	8.4	20,872,635	8.5	425,139	2.0
災害復旧費	36,919	0.0	656,468	0.3	△ 619,549	△ 94.4
公債費	23,306,530	9.2	23,018,081	9.3	288,449	1.3
合　計	252,652,445	100.0	246,416,620	100.0	6,235,825	2.5

２．目的別歳出構成の推移

グラフ 32 は、本市の目的別歳出構成の推移について示したものです。

これによると、民生費の割合の伸びが顕著であることがわかります。これは、待機児童解消に向けた取組に要した経費や厳しい経済情勢の影響で生活保護費などの福祉施策に要する経費が伸びていることによるものです。

土木費の割合は平成 21 年度まで減少傾向でしたが、これは、民生費が増加する一方で、道路や公共施設の建設などの投資的経費の精査により土木費の伸びを抑制してきたことによるものです。なお、平成 22 年度以降は、政令指定都市移行に伴う国直轄事業負担金や津久井広域道路関連事業などにより土木費の割合は増加し、およそ 16%で推移していましたが、平成 26 年度は国直轄事業負担金の減などにより減少しています。

また、公債費の割合は平成 23 年度まで減少傾向でしたが、平成 24 年度から臨時財政対策債の増加等により、増加に転じています。

依然として先行きが不透明な経済情勢の中で、民生費が引き続き伸びていくことが見込まれるため、限られた財源の中でいかにして他の目的の歳出をバランス良く確保するのかといった点が財政上の課題であるといえます。

グラフ 32　目的別歳出構成の推移

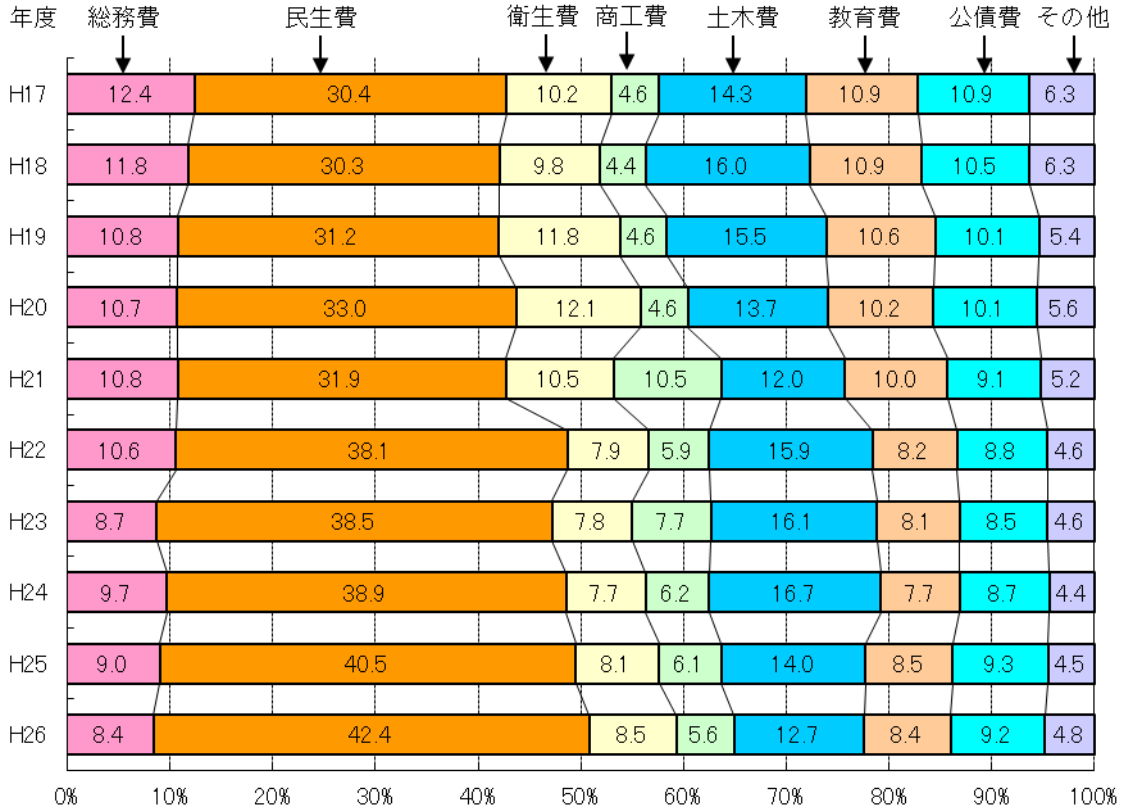

３．目的別歳出

（１）議会費

議会費には、市議会議員の報酬や市議会の運営のための事務経費など市議会の活動に要する経費を計上しています。

表 26　議会費の決算状況

	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
議会費	1,023,573	1,014,463	9,110	0.9

平成 26 年度の決算額は約 10 億円で、前年度比で約 900 万円（＋0.9%）の増加となりました。

グラフ 33　議会費の推移

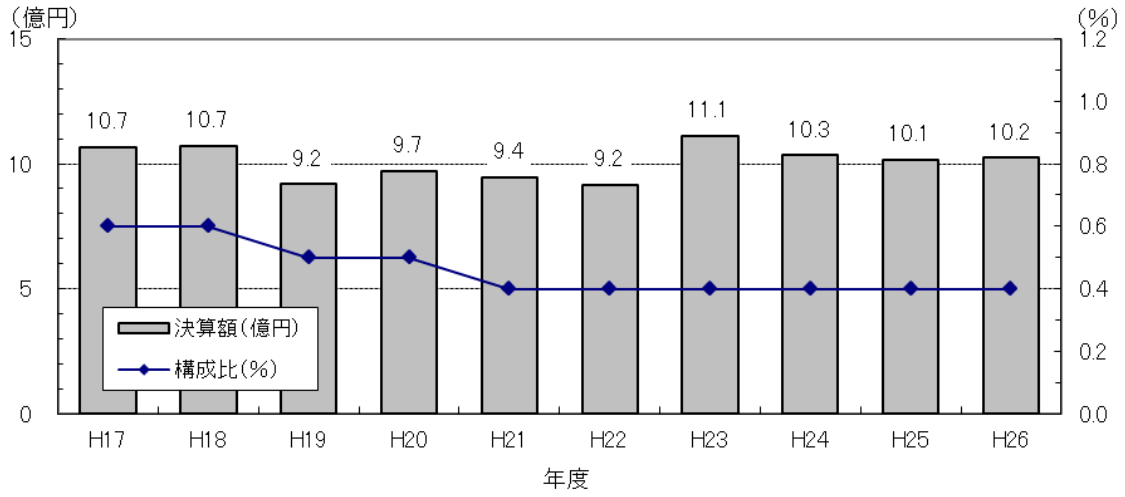

平成 17・18 年度は旧津久井 4 町の決算額を合算していることから、合併前の各町議員全員分の報酬額の影響により、一時的に増額となっています。平成 23 年度には地方議会議員年金制度の廃止に伴う議員共済会市負担金により増額となっています。また、構成比は 0.4～0.6%の間で推移しています

（２）総務費

総務費には、市役所の管理運営、広報、男女共同参画、文化振興、国際交流、基地対策、市税の賦課徴収、選挙などに要する経費を計上しています。

財政調整基金への積立てなどもこの総務費で行っています。

表 27　総務費の決算状況

	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
総務費	21,158,643	22,093,930	△ 935,287	△ 4.2

平成 26 年度の決算額は約 212 億円で、参議院議員通常選挙経費の減などにより、前年度比で約 9 億円（△4.2%）の減少となりました。総務費の主な事業は次のとおりです。

平成２６年度の主な事業と決算額

○基地対策事業 ･･･ 1,082 万円

・早期利用・返還に向けた取組、騒音などの課題解消に向けた要望活動

○市民活動、地域活動の促進 ･････････････････････････････ 2 億 7,300 万円

○文化振興 ･･･ 4 億 3,696 万円

・市民会館のリニューアル事業

・フォトシティさがみはらの開催

・アートラボはしもとの運営

○シティセールス推進事業 ･････････････････････････････････ 3,367 万円

・ＪＡＸＡと連携した「宇宙」をテーマとした事業の実施

・市制施行６０周年記念事業の実施

グラフ 34　総務費の推移

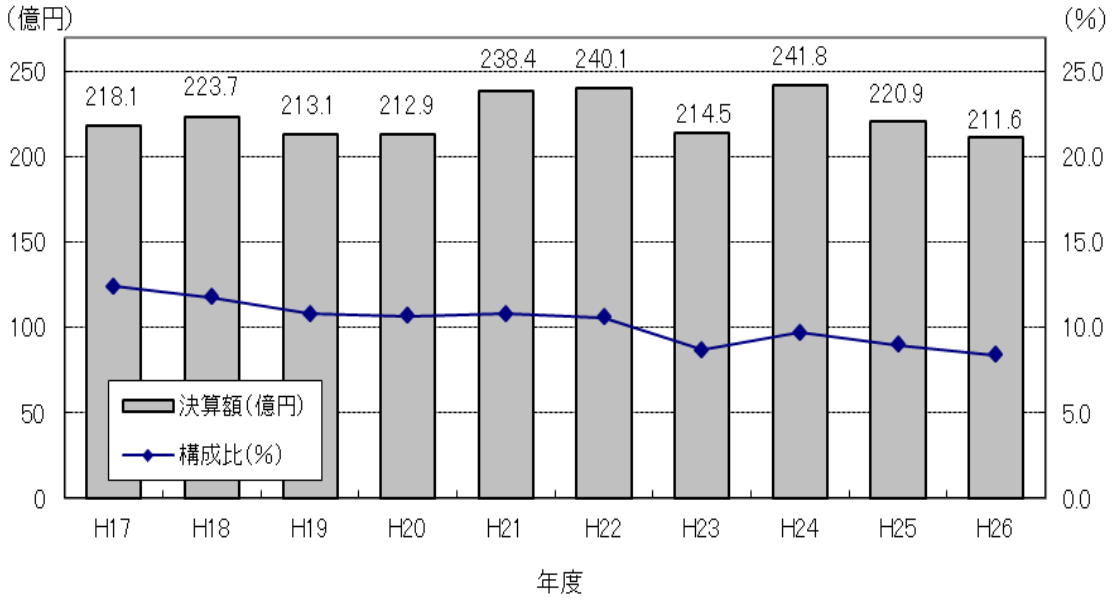

グラフ 34 は、総務費の決算額の推移を示しています。平成 24 年度は緑区合同庁舎及び立体駐車場整備事業の事業費の増などにより一時的に総務費の決算額が増額しています。

平成 26 年度は、参議院議員通常選挙経費の減などにより決算額が 25 年度と比較して減少しています。

（３）民生費

民生費には、人権啓発や民生・児童委員の活動に要する経費、障害者、高齢者、児童、ひとり親世帯、生活保護世帯を対象にした福祉施策に要する経費などを計上しています。国民健康保険事業や介護保険事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、後期高齢者医療事業の各特別会計の運営に必要な繰出金もこの民生費から支出しています。

社会福祉基金への積立てなどもこの民生費で行っています。

表 28　民生費の決算状況

	平成 26 年度 決算額	平成 25 年度 決算額	増　減	対前年 度伸率
	千円	千円	千円	%
民生費	107,000,532	99,757,547	7,242,985	7.3

平成 26 年度は、生活保護費などの増額により、前年度比で約 72 億円（+7.3%）の増加となりました。民生費の主な事業は次のとおりです。

平成２６年度の主な事業と決算額

○保育所待機児童対策の推進 ･････････････････････････ 18 億 8,885 万円
- ・民間保育所の整備
- ・小規模保育事業の実施
- ・認定保育室の利用の促進

○小児医療費助成事業の拡充 ･････････････････････････ 18 億 1,733 万円
○特別養護老人ホーム等の整備 ･････････････････････････ 9 億 2,700 万円
○障害福祉施設の整備 ･････････････････････････････ 2 億 6,716 万円
○障害者相談支援キーステーションの運営 ･････････････････ 5,245 万円
○児童クラブ待機児童対策の推進 ･････････････････････････ 2,957 万円
- ・児童クラブの整備
- ・放課後子ども教室事業の拡充

○第６期高齢者保健福祉計画の策定 ･････････････････････････ 623 万円
○子ども・子育て支援事業計画の策定 ･････････････････････････ 429 万円

グラフ 35　民生費の推移

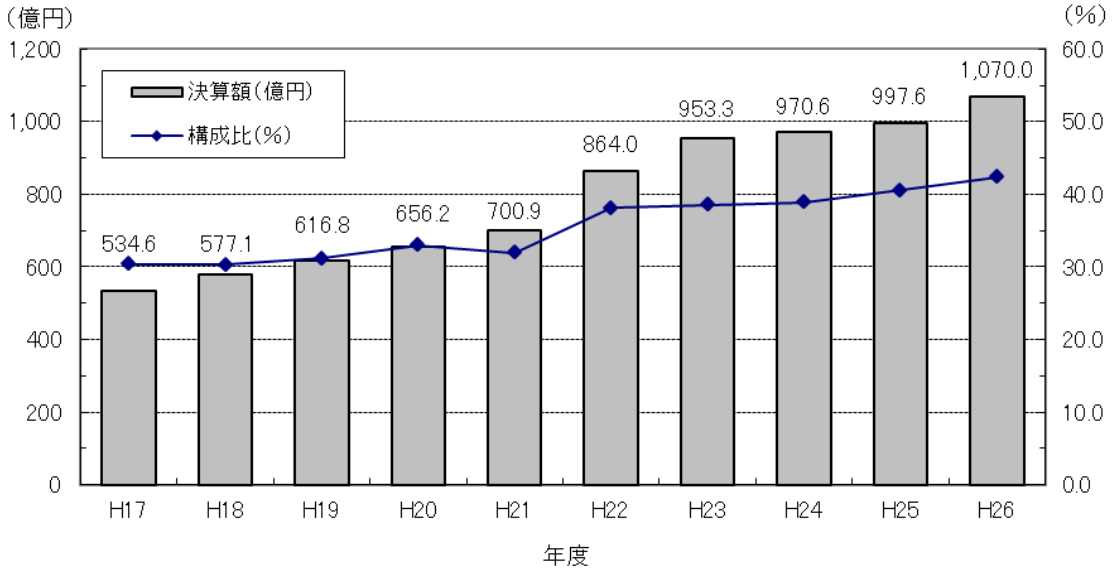

グラフ 35 は民生費の決算額の推移を示しています。民生費は、毎年増加し続けており、26 年度の決算では、17 年度と比較して約 2 倍の決算額となっています。

生活保護費、障害児者介護給付費等、保育所運営助成などの扶助費の増加が主な要因となっていますが、平成 26 年度の主な事業にもあるとおり、保育所や児童クラブ、特別養護老人ホームなど、子育て支援や高齢者施策の充実に向け施設整備に取り組んできた結果でもあります。

公共施設の整備では、大野南こどもセンター・大野台こどもセンター（18 年度）、横山こどもセンター（19 年度）、陽光台こどもセンター・東林ふれあいセンター（20 年度）、母子生活支援施設（22 年度）を整備しています。

また、児童手当制度の拡充（18、19 年度）、障害者自立支援法の施行（18 年度）、後期高齢者医療制度の開始（20 年度）、子ども手当の創設（22 年度）、障害者総合支援法の施行（25 年度）などの国の制度改正も民生費の増加要因となっています。

さらに、旧津久井地域との合併による福祉サービスの対象者の増加（17、18 年度）、政令指定都市への移行に向けた準備経費（21 年度）、政令指定都市移行に伴う事務移譲（22 年度）も民生費の増加要因となっています。また、特別会計への繰出金も増加要因となっています。

（４）衛生費

衛生費には、保健医療、母子保健事業、保健予防、精神保健福祉事業、生活衛生対策や衛生検査、衛生試験所及び斎場の管理運営等に要する経費のほか、地球温暖化対策などの環境保全に要する経費、また、資源回収、ごみ・し尿の収集、ごみ処理施設などの整備、維持管理等に要する経費を計上しています。

地球温暖化対策推進基金への積立てもこの衛生費で行っています。

表 29　衛生費の決算状況

	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
衛生費	21, 578, 117	19, 874, 468	1, 703, 649	8. 6

平成 26 年度の決算額は約 216 億円で、がん施設検診事業の増などにより、前年度比で約 17 億円（+8. 6%）の増加となりました。衛生費の主な事業は次のとおりです。

平成 26 年度の主な事業と決算額

○総合診療医の確保・育成対策の推進 ･････････････････････ 5, 900 万円
　・総合医の育成による地域医療体制の基盤づくり
○胃がん検診内視鏡検査の拡充 ･････････････････････ 1 億 5, 329 万円
○再生可能エネルギー利用設備等の設置促進 ･････････････････ 3, 273 万円
○４Ｒの推進に対する市民意識の醸成 ･････････････････････ 3, 794 万円

グラフ 36　衛生費の推移

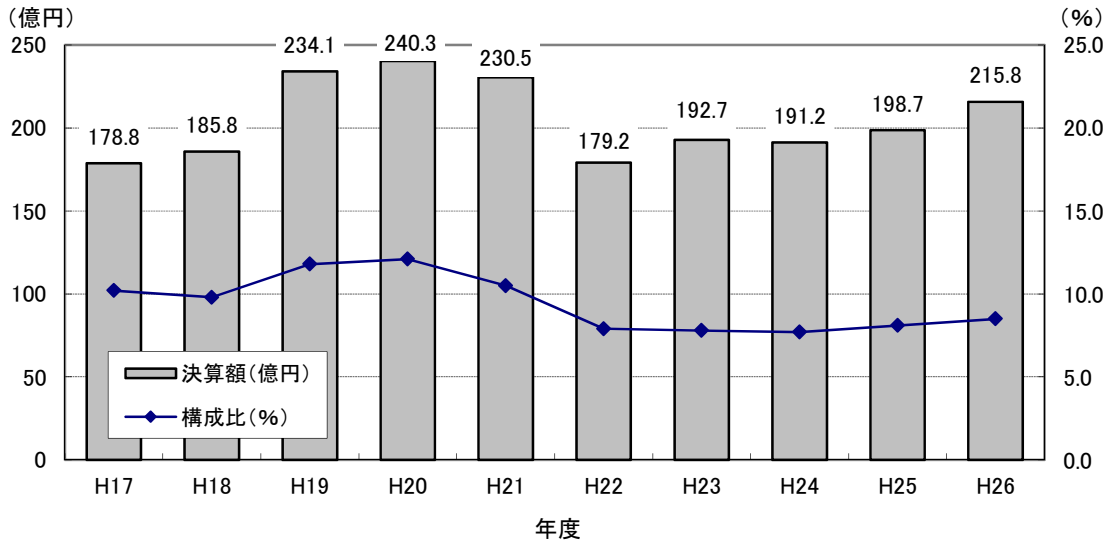

グラフ 36 は衛生費の決算額の推移を示しています。衛生費の構成比の平均は約 8%と概ね横ばいで推移しています。

平成 19 年度に増加となった要因は、南清掃工場建設事業によるものや、資源分別回収事業の回収量の増加に伴うものなどです。また、平成 22 年度が大きく減少しているのは、18 年度から継続してきた南清掃工場建設事業が完了したことなどによるものです。

平成 23 年度以降は個別予防接種、がん施設検診事業及び精神障害者医療援護事業の増などにより増加傾向となっています。

（５）労働費

労働費には、就労支援などの雇用対策に要する経費、勤労者福祉事業、労働関係団体等への補助金などに要する経費を計上しています。

表 30　労働費の決算状況

	平成 26 年度 決算額	平成 25 年度 決算額	増　減	対前年 度伸率
	千円	千円	千円	%
労働費	1,075,883	918,430	157,453	17.1

平成 26 年度の決算額は約 11 億円で、緊急雇用創出事業*7、仕事と家庭両立支援事業の増などにより前年度比で約 2 億円（＋17.1%）の増加となりました。労働費の主な事業は次のとおりです。

平成 26 年度の主な事業と決算額

○雇用対策の推進 ･･･ 6,113 万円

・市総合就職支援センターを中心とした職業紹介事業の推進

・女性が働きやすく家庭に優しい職場環境の促進

○緊急雇用創出事業 ･････････････････････････････････････ 2 億 6,993 万円

本文中の＊印は、用語解説P166 をご参照ください。

グラフ 37　労働費の推移

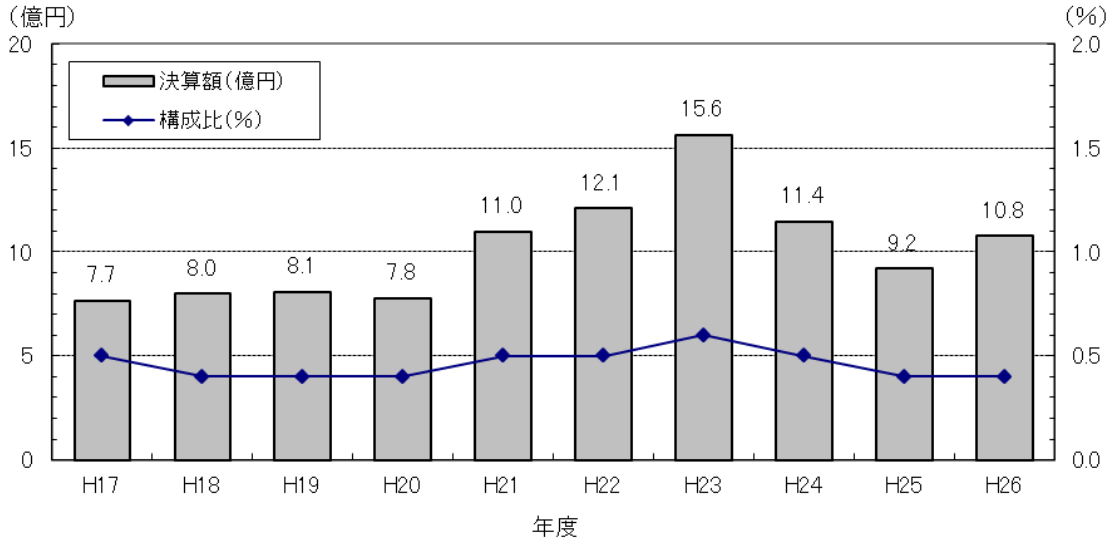

平成 16 年度から 25 年度までの労働費の構成比は、概ね 0.5%前後と横ばいで推移しています。主な実施事業は、無料職業紹介事業、ニート・フリーター就労支援事業、緊急雇用創出事業、勤労者融資預託金、勤労者生活資金融資預託金*8、勤労者住宅資金利子補給金、勤労者総合福祉センターの管理運営費、勤労者福祉サービスセンター補助金などです。

緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業により、平成 21 年度から決算額が増加していますが、同事業の減により、平成 24～25 年度にかけて決算額は減少しました。

平成 26 年度決算では、緊急雇用創出事業などの増により、約 2 億円増加となりました。

（６）農林水産業費

農林水産業費には、農業委員会の運営に要する経費、農地台帳整備などの管理事務経費、農業・畜産業の育成振興対策、農道や林道の整備事業、森林の保全などに要する経費を計上しています。

表 31　農林水産業費の決算状況

	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
農林水産業費	994, 813	808, 583	186, 230	23. 0

平成 26 年度の決算額は約 10 億円で、前年度比で約 2 億円（＋23. 0%）の増加となりました。農林水産業費の主な事業は次のとおりです。

本文中の＊印は、用語解説P167 をご参照ください。

平成 26 年度の主な事業と決算額

○農産物直売所の運営支援などによる「地産地消」の推進 ･････ 895 万円
○農業後継者・担い手確保対策事業 ･････････････････ 2 億 2,254 万円
○水源地域の森林整備 ･････････････････････････････ 7,651 万円
・水源の森林エリアの私有林を保全するための森林整備に要する経費の助成
・さがみはら森林ビジョン実施計画の推進

グラフ 38　農林水産業費の推移

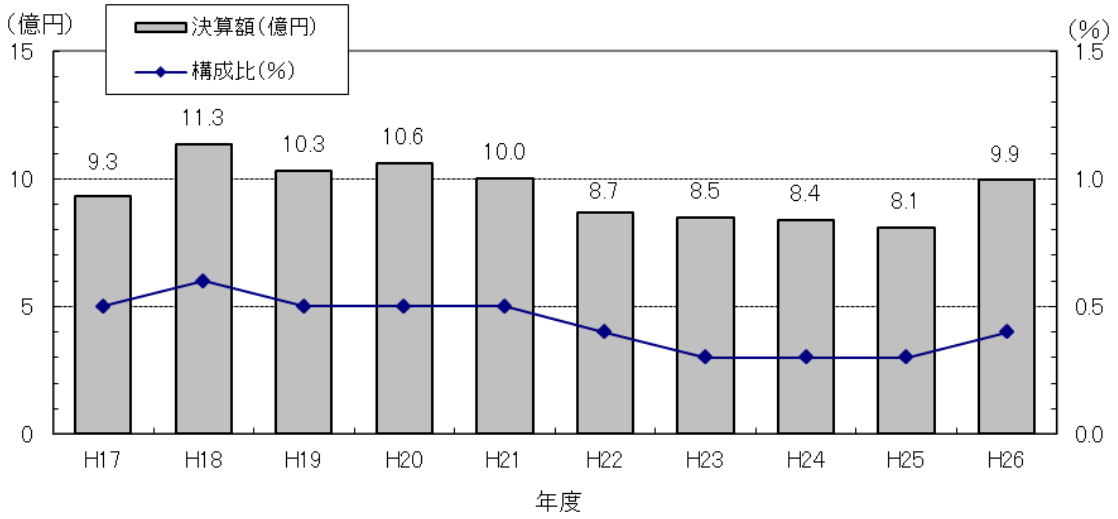

平成 17 年度から 26 年度までの農林水産業費の構成比は、概ね 0.4%前後と横ばいで推移しています。平成 18 年度は、新戸地区基盤整備事業における用排水路工事の増加や水源の森林づくり事業における水源地域の森林整備補助などにより増額となったものです。平成 19 年度以降の決算額の増減は、水源の森林づくり事業や合併による林道維持補修費によるものです。

（7）商工費

商工費には、商工業の振興や経営安定化、観光振興、市民まつりの開催、たてしな自然の村及び相模川自然の村の管理運営に要する経費などを計上しています。

産業集積促進基金などへの積立てもこの商工費で行っています。

表 32　商工費の決算状況

	平成 26 年度 決算額	平成 25 年度 決算額	増　減	対前年 度伸率
	千円	千円	千円	%
商工費	14,075,937	15,113,854	△ 1,037,917	△ 6.9

平成 26 年度の決算額は約 141 億円で、中小企業景気対策特別融資預託金の減などにより、前年度比で約 10 億円（△6.9%）の減少となりました。商工費の主な事業は次のとおりです。

平成 26 年度の主な事業と決算額

○商店街の環境整備などの支援の推進 ･････････････････････ 3,228 万円

○中小企業支援 ･････････････････････････････････････ 119 億 3,217 万円

- 中小企業融資制度などの支援拡充
- 中小企業の技術研究開発の促進
- 産業支援機関との連携強化
- 産学連携、企業間連携の推進

○魅力ある観光エリアの形成の促進、観光人材育成の推進

- 観光情報発信事業 ･････････････････････････････････････ 9,396 万円

グラフ 39　商工費の推移

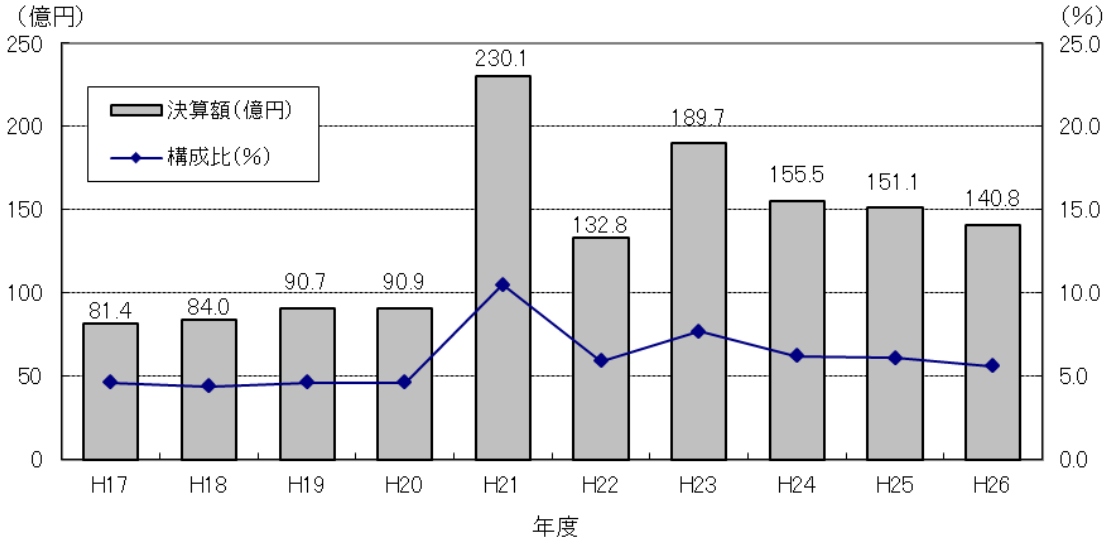

平成 20 年度までの商工費の構成比は、概ね 5.0%前後と横ばいで推移しています。

平成 21 年度において、構成比が 10.5%と大幅に増加したのは、定額給付金給付事業、中小企業景気対策特別融資などの経済対策事業の実施によるものです。

平成 22 年度以降は、中小企業景気対策特別融資や工業集積促進事業などの経済対策事業費の増減により、商工費全体の決算額が増減しています。

（８）土木費

土木費には、道路、河川、公園、緑地、自転車駐車場や市営住宅などの整備や維持管理、市街地再開発事業の促進、交通政策等に要する経費を計上しています。自動車駐車場事業、簡易水道事業、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業及び下水道事業会計の各特別会計・公営企業会計の運営に必要な繰出金もこの土木費から支出しています。

都市交通施設整備基金や市街地整備基金への積立てもこの土木費で行っています。

表 33　土木費の決算状況

	平成 26 年度 決算額	平成 25 年度 決算額	増　減	対前年 度伸率
	千円	千円	千円	%
土木費	32,004,807	34,639,777	△ 2,634,970	△ 7.6

平成 26 年度の決算額は約 320 億円で、国直轄事業負担金の減や相模川ふれあい科学館再整備事業の完了などにより、前年度比で約 26 億円（△7.6%）の減少となりました。土木費の主な事業は次のとおりです。

平成 26 年度の主な事業と決算額

○橋本駅周辺の整備計画の策定 …… 4,336 万円
○相模原駅周辺の整備計画の策定 …… 6,139 万円
○小田急多摩線の延伸に向けた取り組み …… 1,046 万円
○新しい交通システム導入に向けた検討 …… 1,756 万円
○道路整備の推進 …… 63 億 445 万円
- 津久井広域道路の整備
- 都市計画道路の整備

○新たな拠点づくりの促進 …… 3 億 6,581 万円
- 当麻地区土地区画整理事業の促進
- 川尻大島界地区土地区画整理事業の促進
- 麻溝台・新磯野地区整備事業の推進
- 相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業の推進

○交通不便地区等における生活交通の確保 …… 1 億 5,814 万円
○スポーツ振興 …… 5 億 3,536 万円
- 相模原麻溝公園外周ジョギングコースの整備
- （仮称）横山公園多目的フィールドの整備
- 相模総合補給廠共同使用区域（スポーツ・レクリエーションゾーン）の整備に向けた取り組み

グラフ 40　土木費の推移

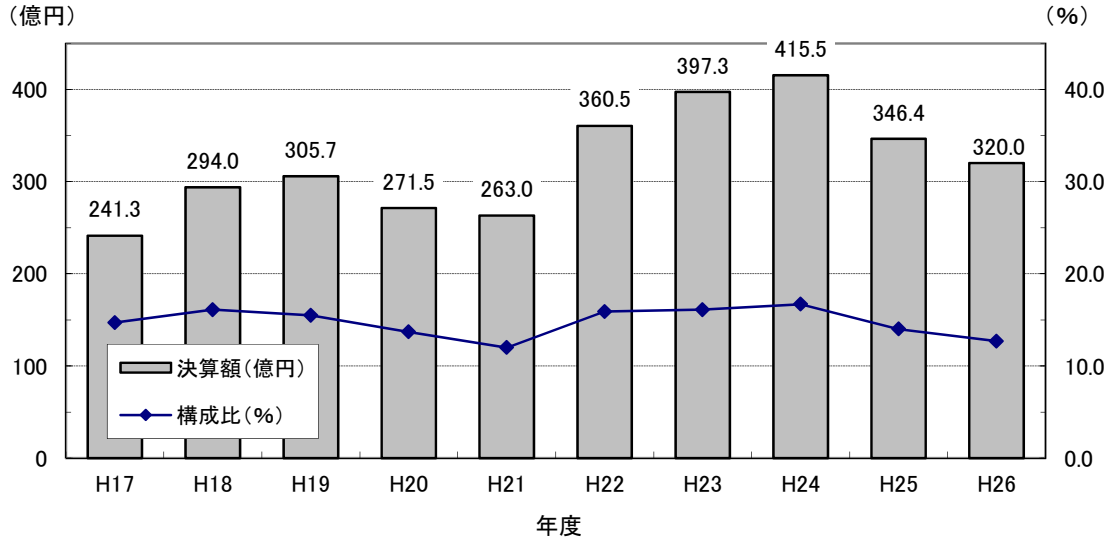

平成 18 年度は小田急相模原駅Ａ地区市街地再開発事業の促進や市営田名塩田団地の整備などにより増加しています。平成 19 年度から 21 年度は予算規模が拡大する中で、土木費の決算額は微減となっており、構成比も縮小しています。

平成 22 年度以降は政令指定都市移行に伴う国直轄事業負担金や津久井広域道路等の整備などにより、決算額は増加していましたが、平成 25 年度以降は国直轄事業負担金の減などにより減少し、平成 22 年度以降約 16.0%前後で推移していた構成比も、平成 25 年度は 14.0%に減少し、平成 26 年度には 12.7%にまで減少しています。

（９）消防費

消防費には、消防活動、救急活動、防災活動、災害対策、消防庁舎や避難所などの整備、維持管理等に要する経費を計上しています。

なお、一般会計で総務費の総務管理費に計上している防災対策費の一部は、普通会計のルールで消防費に含まれます。

表 34　消防費の決算状況

	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
消防費	9,098,917	7,648,384	1,450,533	19.0

平成 26 年度の決算額は約 91 億円で、消防団無線デジタル化整備事業の増などにより前年度比で約 15 億円（19.0%）の増加となりました。消防費の主な事業は次のとおりです。

平成 26 年度の主な事業と決算額

〇消防・救急体制の充実 ･････････････････････････････ 5 億 6,352 万円

- 相原分署の整備
- 津久井消防署の整備
- 青根分署の整備
- 救急高度化の推進

グラフ 41　消防費の推移

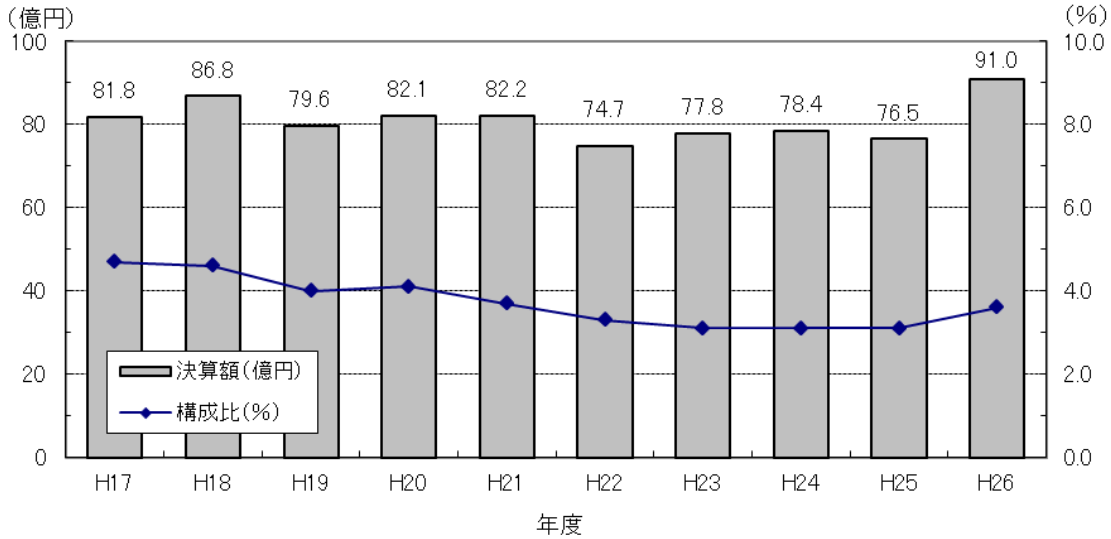

平成 17 年度以降は合併に伴うデジタル地域防災無線整備事業や防災行政用同報無線統合整備事業などにより概ね 80 億円前後で推移していますが、平成 26 年度の決算額は、消防団無線デジタル化整備事業の増、相原分署の整備事業の増及び救急業務の高度化推進事業の増などにより約 91 億円となりました。

（10）教育費

教育費には、小・中学校、公民館、スポーツ施設、図書館、博物館などの施設整備・維持管理、幼稚園就園奨励補助金、就学援助費、公民館活動費などの様々な学校教育・社会教育施策に要する経費を計上しています。

奨学金の貸与や奨学基金への積立てもこの教育費で行っています。

表 35　教育費の決算状況

	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
教育費	21,297,774	20,872,635	425,139	2.0

平成 26 年度は、小学校及び中学校の屋内運動場改修事業の増などにより前年度比で約 4 億円（+2.0%）の増加となりました。教育費の主な事業は次のとおりです。

平成 26 年度の主な事業と決算額

○児童支援体制の強化 ･･･ 1,438 万円
○「いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ防止対策の推進 ･･･ 1,876 万円
○中学校３年生における３５人以下学級のモデル実施 ･････････ 913 万円
○校舎改修事業、トイレ改修事業、給食室改築事業 ･･････ 16 億 8,522 万円
○小・中学校への空調設備の設置に向けた取組 ･･････････････ 2,186 万円
○スポーツ振興 ･･ 519 万円
・Ｊリーグ施設基準等を満たしたスタジアムの整備に向けた調査・検討
・ホームタウンチーム支援

グラフ 42　教育費の推移

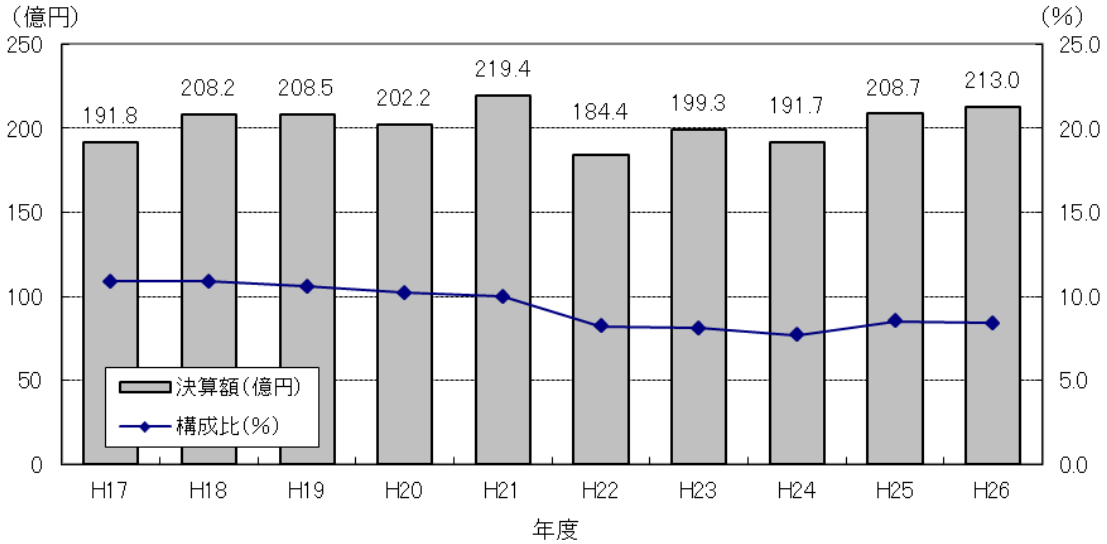

平成 18 年度以降は旧津久井郡 4 町との合併の影響により、概ね 200 億円前後で推移しています。

平成 22 年度以降は、政令指定都市移行による経費や子ども手当により予算規模拡大の影響を受け、構成比が縮小し、概ね 8%で推移しています。

（11）災害復旧費

災害復旧費には、地震や大雨による土砂崩れなどの自然災害による被害箇所の原状復旧に要する経費を計上しています。

表 36　災害復旧費の決算状況

	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
災害復旧費	36,919	656,468	△ 619,549	△ 94.4

平成 26 年度は、平成 25 年 9 月の台風 18 号、平成 26 年 8 月の台風 11 号による被害の復旧に経費を要し、前年度比で約 6 億円（△94.4%）の減少となりました。災害復旧費の主な事業は次のとおりです。

平成 26 年度の主な事業と決算額

○公共土木施設災害復旧費 ･････････････････････････････････ 3,692 万円

- 平成 25 年台風 18 号により被災した一級河川道保川における法面復旧工事（平成 25 年度からの繰越分）
- 平成 26 年台風 11 号により被災した準用河川姥川における河床洗掘による緊急維持補修工事

グラフ 43　災害復旧費の推移

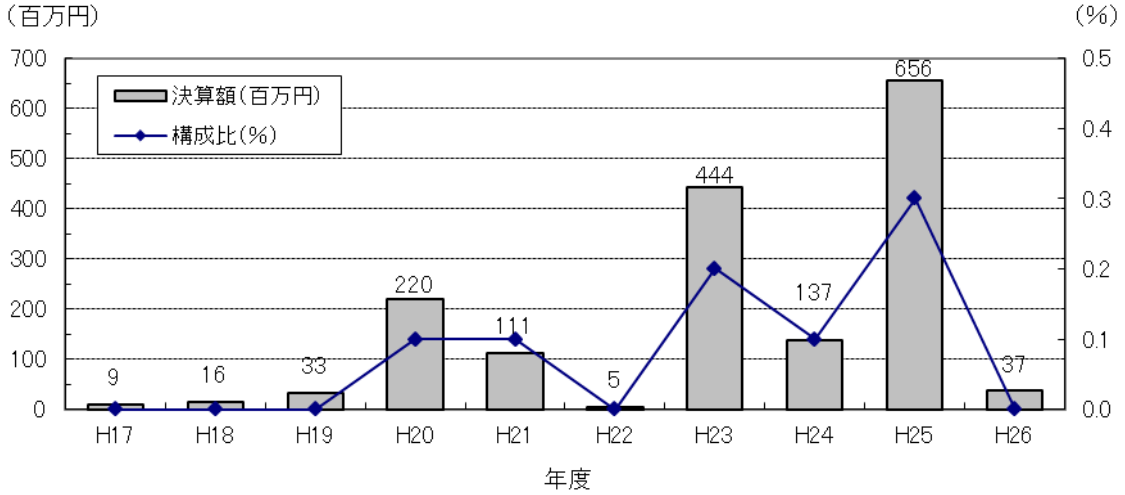

災害復旧費は災害により被害を受けた箇所の復旧に要する経費であるため、特別なことがなければ予算の執行はありません。平成 23 年 3 月の東日本大震災による影響や平成 26 年 2 月の降雪による影響は顕著であり、被害の大きさを物語っています。

(12) 公債費

公債費は、市債に係る償還金の元金や利子、手数料などの公債諸費が計上されています。

表 37　公債費（目的別歳出）の決算状況

	平成 26 年度 決算額	平成 25 年度 決算額	増　減	対前年 度伸率
	千円	千円	千円	%
公債費	23,306,530	23,018,081	288,449	1.3
元金	20,264,189	19,772,636	491,553	2.5
利子	2,987,691	3,192,456	△ 204,765	△ 6.4
公債諸費	54,650	52,989	1,661	3.1

平成 26 年度は、約 233 億円で、前年度比で約 3 億円（+1.3%）の増となりました。そのうち元金償還額は約 203 億円、利子は約 30 億円です。公債諸費は市場公募債の発行や償還に要する手数料などです。

公債費については、性質別歳出の公債費と内容が概ね重複するため、詳細は 102 ページを参照してください。

第２節　歳出の状況（性質別）

１．概要

歳出を経費の性質で分類する性質別歳出については表 38 のとおりとなっています。

歳出総額約 2,527 億円のうち扶助費が約 683 億円で全体の 27.0%を占めています。次いで人件費が約 425 億円(構成比 16.8%)、物件費が約 351 億円(13.9%)、普通建設事業費が約 304 億円（12.1%）となっています。

前年度と比較すると、扶助費が障害児施設措置費・給付費の増及び生活保護費の増などにより約 33 億円（+5.0%）の増額、物件費が臨時福祉給付金等給付事務費の皆増などにより約 28 億円（+8.6%）の増額となりました。一方、普通建設事業費が国直轄事業負担金の減、上溝学校給食センター整備事業及び相模川ふれあい科学館再整備事業の完了による減などにより約 20 億円（△6.2%）の減額、積立金が相模川ダム周辺地域振興基金積立金の皆減などにより約 15 億円（△93.6%）の減額となっています。

表 38　性質別歳出の状況

区　分	平成 26 年度		平成 25 年度		増　減	対前年度伸率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
人 件 費	42,452,062	16.8	41,303,686	16.8	1,148,376	2.8
物 件 費	35,051,716	13.9	32,262,487	13.1	2,789,229	8.6
維持補修費	3,841,903	1.5	3,272,539	1.3	569,364	17.4
扶 助 費	68,345,997	27.0	65,063,470	26.4	3,282,527	5.0
補助費等	16,558,246	6.6	14,665,777	5.9	1,892,469	12.9
普通建設事業費	30,415,955	12.1	32,424,115	13.2	△ 2,008,160	△ 6.2
災害復旧事業費	36,919	0.0	656,468	0.3	△ 619,549	△ 94.4
公 債 費	23,251,880	9.2	22,965,092	9.3	286,788	1.2
積 立 金	103,529	0.0	1,617,585	0.7	△ 1,514,056	△ 93.6
投資及び出資金	19,000	0.0	19,000	0.0	0	0.0
貸 付 金	12,946,050	5.1	13,135,563	5.3	△ 189,513	△ 1.4
繰 出 金	19,629,188	7.8	19,030,838	7.7	598,350	3.1
合　計	252,652,445	100.0	246,416,620	100.0	6,235,825	2.5

２．性質別歳出構成の推移

グラフ 44 は、本市の性質別歳出構成の推移を示したものです。

こうして経年比較すると、扶助費の割合が徐々に大きくなってきていることがわかります。また、その一方で、人件費、市債の返済等に要する経費である公債費の割合が減少傾向となっています。

これは、厳しい経済情勢の影響で、生活保護費などの扶助費が大幅に伸びている一方で、市税収入が横ばいで推移しているため、職員の人件費や市債の発行額を制限することにより公債費の抑制を図り、歳出の削減を努めることにより、メリハリのある財政運営を行っていることを示しています。

グラフ 44　性質別歳出構成の推移

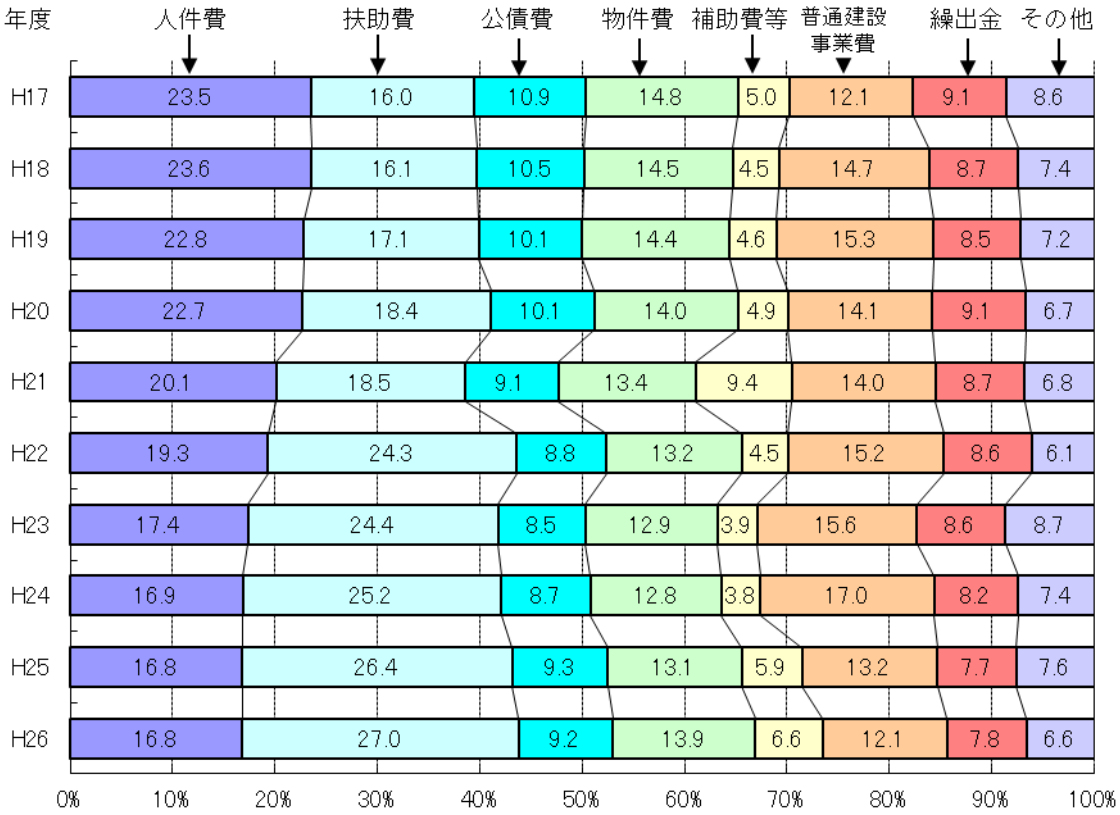

３．他市との歳出構成の比較

グラフ 45 は、平成 26 年度決算の性質別歳出構成比を政令指定都市の平均値と比較したものです。

グラフ 45　性質別歳出構成の比較

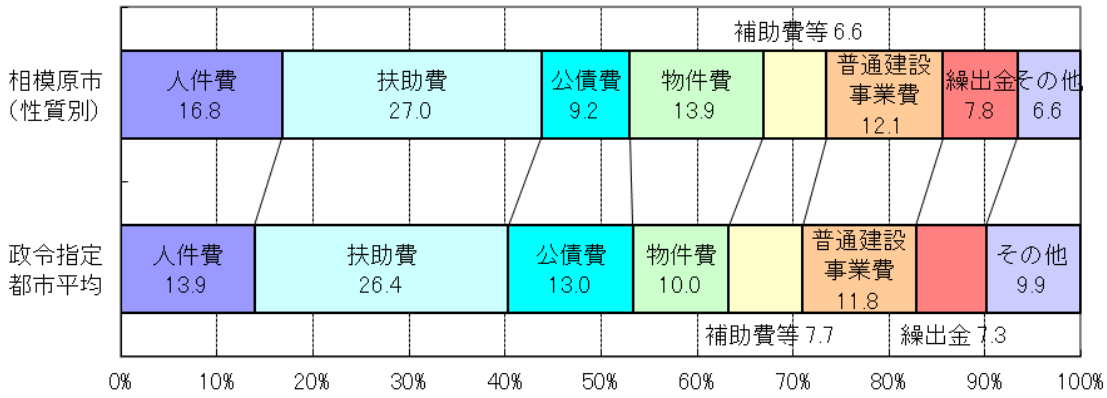

他市と比較すると、本市は人件費、扶助費、物件費の歳出に占める割合が高く、一方で公債費、補助費等の割合が低いことがわかります。

人件費と物件費は、一般行政の運営経費や維持管理経費等で、いわゆるランニングコストです。ランニングコストの占める割合は、規模の影響を受けやすく、規模が大きい団体の方がスケールメリットによりランニングコストの割合が少なくなるのが一般的です。本市は、人口規模も小さく財政規模も他の政令指定都市に及ばないため、この 2 つの経費割合が大きくなっています。

公債費つまり市債の返済に要する経費については、市債の発行を抑制してきた効果などにより少額に留まっています。

補助費等については、本市は他市に比べて公営企業会計への繰出金が少ないため、構成比も小さくなっています。

４．性質別歳出

（１）人件費

人件費には、市職員の給与、諸手当のほか、議員、委員、非常勤特別職の報酬等が含まれます。

ただし、普通会計のルールにより、普通建設事業の実施に要した人件費は普通建設事業費に計上しています。

表 39　人件費の決算状況

	平成 26 年度 決算額	平成 25 年度 決算額	増　減	対前年 度伸率
	千円	千円	千円	%
人件費	42,452,062	41,303,686	1,148,376	2.8

平成 26 年度の決算額は約 425 億円で、前年度に比べ約 11 億円(+2.8%)の増額となっています。

これは、職員給与について、平成 25 年度中に減額措置が実施されており、措置終了後の平成 26 年度は増額となったことなどによるものです。

グラフ 46 は、人件費決算額の推移を示したものです。

17・18 年度の合併により一旦人件費の支出額は増加していますが、平成 13 年度以降人件費の削減に努めています。

また構成比については財政規模が増えているため減少傾向にあります。

グラフ 46　人件費の推移

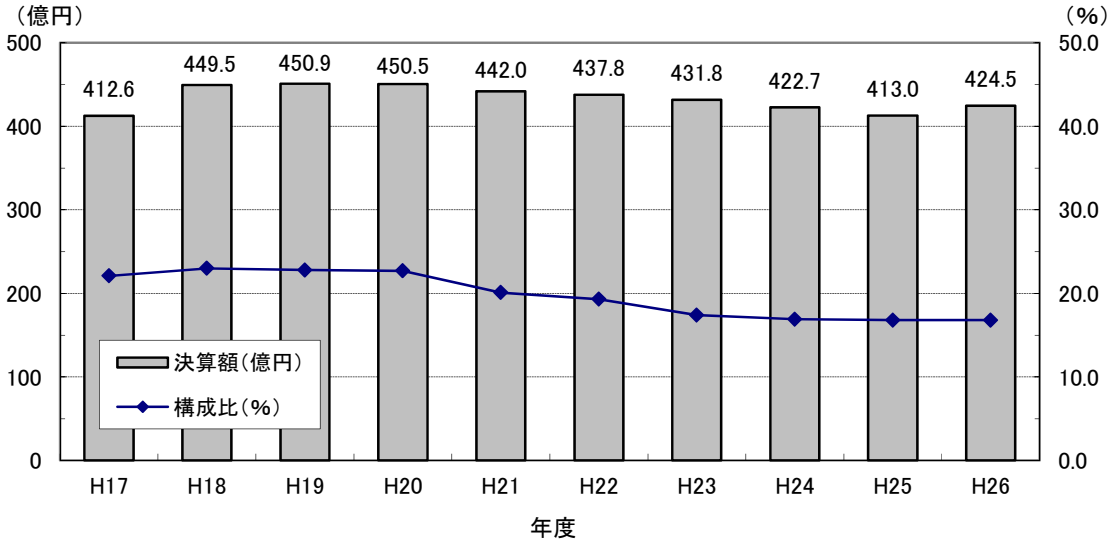

グラフ 47 は、職員一人当たりの住民基本台帳人口とラスパイレス指数について他の政令指定都市と比較したものです。

ラスパイレス指数とは、給与の本給部分について、国家公務員の給与水準を 100 として各団体の水準を算出するもので、本市は政令指定都市中低い方から 6 位の「100.1」となっています。また、職員一人当たりの人口は 159 人で、多い方から 9 位となっており、比較的効率の良い行政運営を行っています。

グラフ 47　職員一人当たりの人口とラスパイレス指数の比較

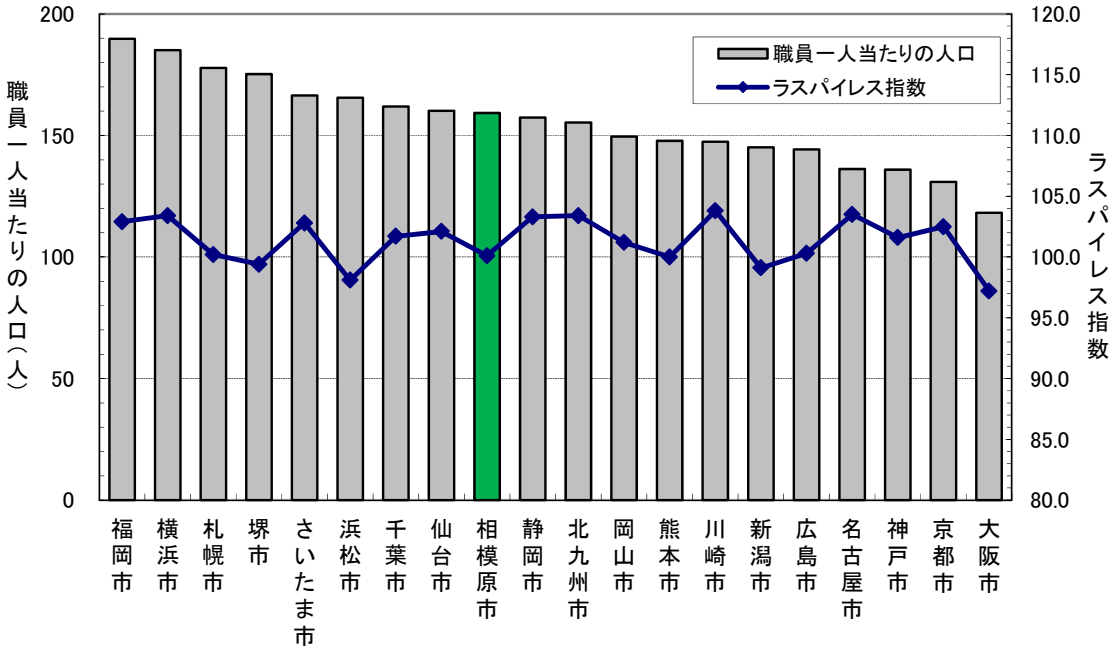

（２）物件費

物件費は、施設の管理費、光熱水費、通信運搬費、委託料、公共施設使用料、非常勤職員などの賃金等に要する経費です。

表 40　物件費の決算状況

	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
物件費	35,051,716	32,262,487	2,789,229	8.6

平成 26 年度の決算額は約 351 億円で、前年度に比べ約 28 億円(+8.6%)の増額となっています。

グラフ 48　物件費の推移

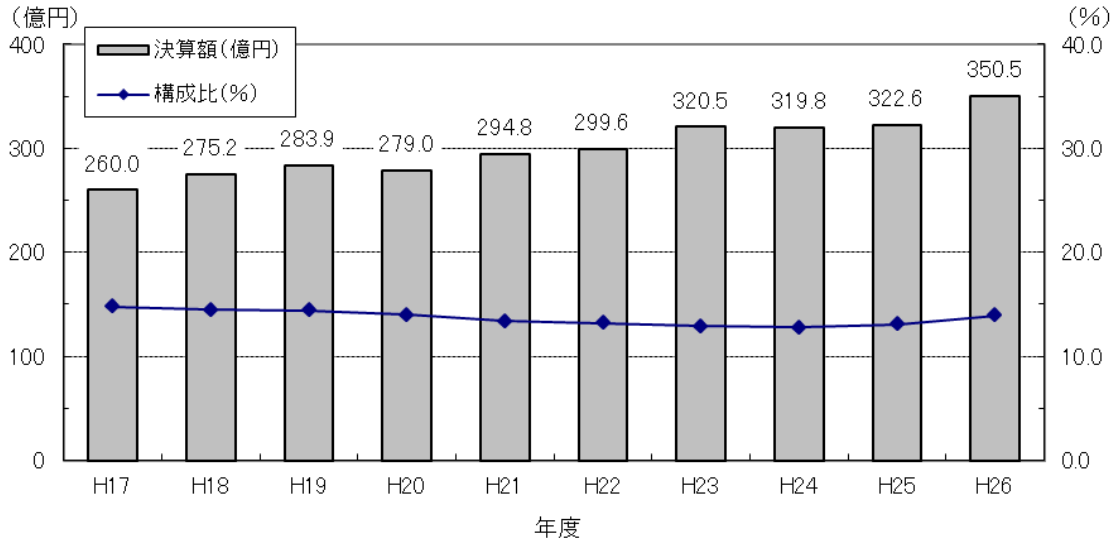

グラフ 48 は、物件費の決算額の推移を示しています。

臨時福祉給付金等給付事務費やがん施設検診事業の増などにより決算額は増加しておりますが、昨今の厳しい財政状況の中、施設の管理費などの見直し、削減に努めています。

（３）維持補修費

維持補修費は、道路、庁舎など、公共施設の修繕に要する経費です。

ただし、建物の大規模改修は維持補修費には含まれず、普通建設事業費に含まれています。

表 41　維持補修費の決算状況

	平成 26 年度 決算額	平成 25 年度 決算額	増　減	対前年 度伸率
	千円	千円	千円	%
維持補修費	3,841,903	3,272,539	569,364	17.4

平成 26 年度の決算額は約 38 億円で、前年度に比べ約 6 億円(17.4%)の増額となっています。

グラフ 49　維持補修費の推移

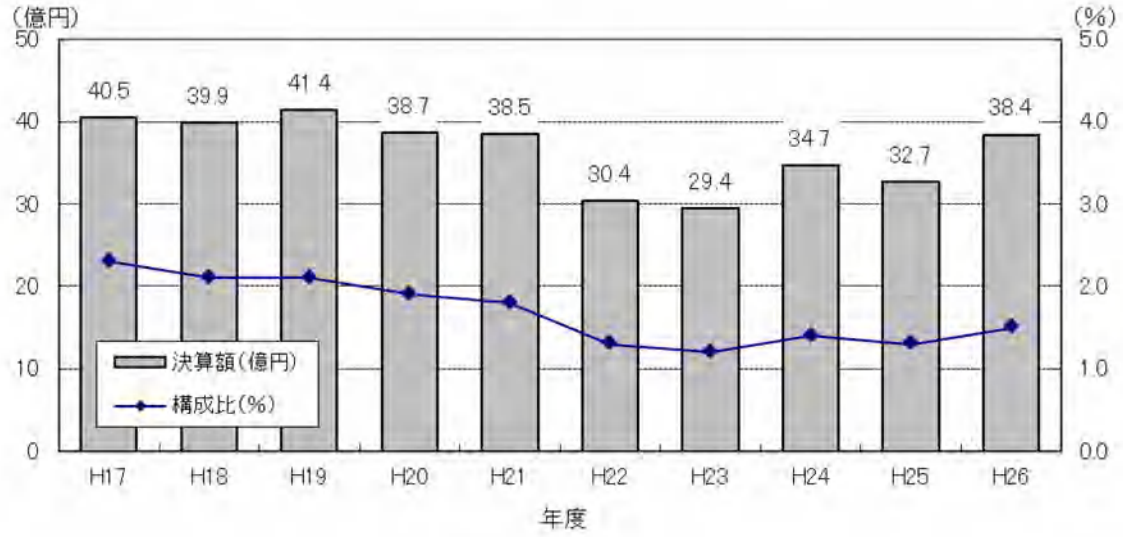

グラフ 49 は、維持補修費の決算額の推移を示したものです。

維持補修費については、平成 21 年度から 22 年度にかけて大きく減となっていますが、これは政令指定都市移行に係る区役所等の庁舎改修費などの終了によるものです。

（4）扶助費

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対する様々な支援を行うための経費で、その目的により、民生費（社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費）、衛生費（保健衛生費、結核対策費）、教育費（就学援助など）に区分されます。

扶助費には、本市の場合、具体的に次のような経費があります。

◎民生費
　○社会福祉費…障害児者自立支援給付、重度障害者医療費助成事業、
　　市重度障害者等福祉手当など
　○老人福祉費…養護老人ホーム入所措置費、
　　はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業、
　　ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業など
　○児童福祉費…児童手当・特例給付、保育所入所児童保育委託、
　　児童扶養手当、小児医療費助成事業、保育所運営助成など
　○生活保護費…生活保護費
◎衛生費…自立支援医療給付（精神通院医療）、特定不妊治療費助成事業、
　　小児慢性特定疾患医療事業など
◎教育費…要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費、
　　特別支援学級児童・生徒就学奨励費

表 42　扶助費の決算状況

	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
扶助費	68,345,997	65,063,470	3,282,527	5.0
社会福祉費	15,596,960	14,339,017	1,257,943	8.8
老人福祉費	278,815	289,004	△ 10,189	△ 3.5
児童福祉費	28,457,809	27,512,142	945,667	3.4
生活保護費	21,951,358	20,887,336	1,064,022	5.1
衛生費	1,476,648	1,437,589	39,059	2.7
教育費	584,407	598,382	△ 13,975	△ 2.3

平成 26 年度の決算額は約 683 億円で、前年度に比べ約 33 億円(+5.0%)の増額となっています。

このうち生活保護費の決算額は約 220 億円で、前年度に比べ約 11 億円（+5.1%）の増額、社会福祉費の決算額は約 156 億円で、障害児者介護給付費等の増などにより約 13 億円（+8.8%）の増額となっています。

グラフ 50　扶助費の推移

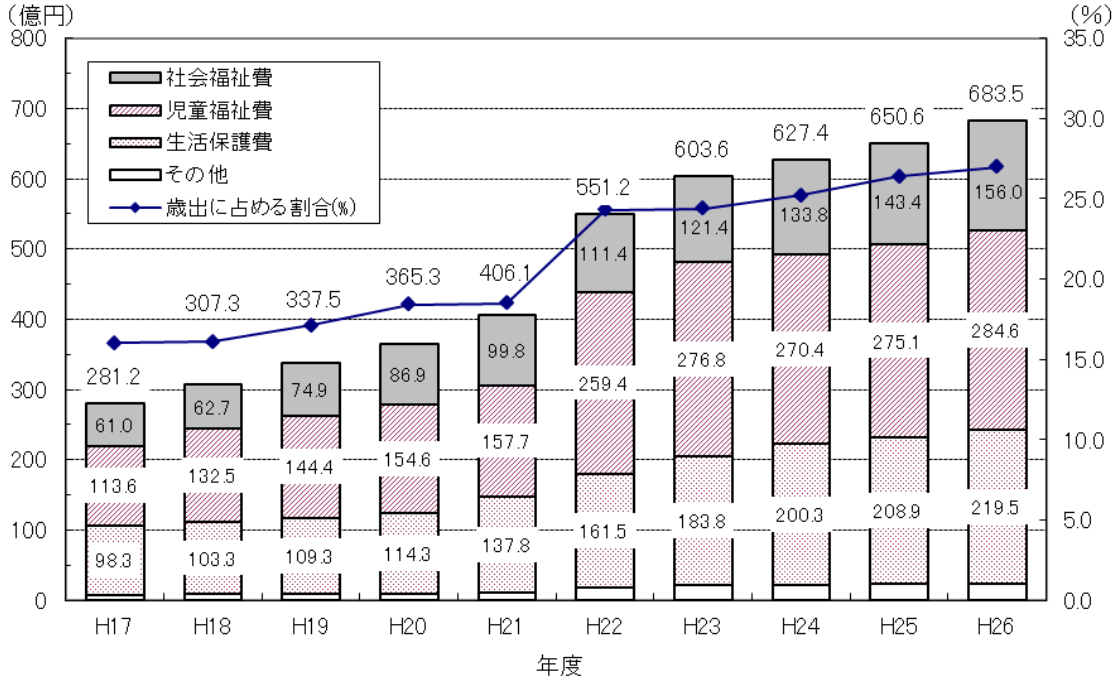

グラフ 50 は、扶助費の内訳ごとの決算額の推移を示しています。

扶助費は、10 年間右肩上がりに増加し続けており、平成 17 年度から比べると決算額が約 2.4 倍になっています。

生活保護費の伸びも同様に 10 年間で約 2.2 倍に伸びており、概ね扶助費の 3 分の 1 を占めています。社会福祉費では、障害者総合支援法の拡充に伴い障害児者介護給付費等が増加しており、平成 26 年度決算では約 156 億円になっています。児童福祉費は、児童手当の制度改正による手当ての増額や保育所の待機児童対策に要する経費などが大きな増加要因となっており、10 年間で約 2.5 倍に伸びています。なお、老人福祉費は、高齢者の介護に要する経費が、主に介護保険事業特別会計から支出されているため、普通会計に占める割合は少なくなっています。衛生費は、精神保健福祉に係る自立支援医療給付（精神通院医療）などの増により約 15 億円（+2.7%）となっています。教育費は、要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費が増加しており、10 年間で約 1.7 倍になっています。

扶助費は、その性質上削減することが難しいため、人件費、公債費と並び義務的経費のひとつとされ、全国的に扶助費の増大が市町村の財政の硬直化を招く大きな要因となっています。

（５）補助費等

補助費等には、市からの補助金や交付金のほか、謝礼・奨励金などの報償費、過誤納収入の還付金、保険料、公租公課の支払い等様々な経費が含まれます。

表 43　補助費等の決算状況

	平成 26 年度 決算額	平成 25 年度 決算額	増　減	対前年 度伸率
	千円	千円	千円	%
補助費等	16,558,246	14,665,777	1,892,469	12.9

平成 26 年度の決算額は約 166 億円で、前年度に比べ約 19 億円(+12.9%)の増額となっています。

グラフ 51　補助費等の推移

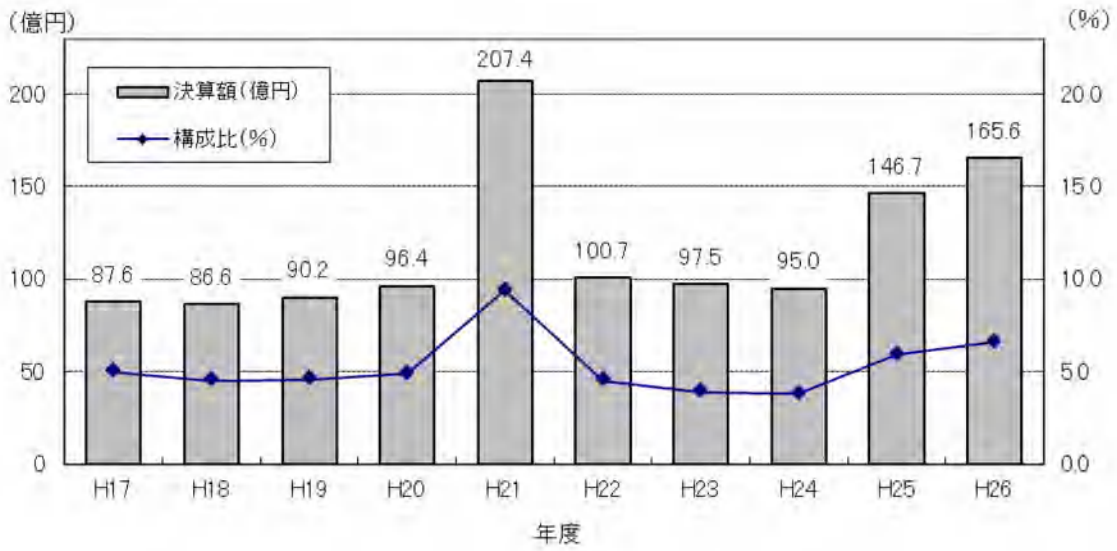

グラフ 51 は、補助費等の決算額の推移を示しています。

補助費等については、平成 21 年度は定額給付金給付事業、平成 26 年度は臨時福祉給付金給付事業などにより増額しています。

また、平成 25 年度以降は下水道事業特別会計が公営企業会計へ移行したことに伴い、下水道事業会計への繰出金を補助費等へ計上することになったため大きく増額となりました。

（６）普通建設事業費

普通建設事業費とは、道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新増設や改良事業を行う際に必要な経費をいいます。

普通建設事業費は、国から補助を受けて行う補助事業と、国から補助を受けることなく主に市が独自の経費で実施する単独事業に区分されます。

表 44　普通建設事業費の決算状況

	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
普通建設事業費	30,415,955	32,424,115	△ 2,008,160	△ 6.2
補助事業	11,173,092	11,221,605	△ 48,513	△ 0.4
単独事業	19,242,863	21,202,510	△ 1,959,647	△ 9.2

平成 26 年度の決算額は約 304 億円で、前年度に比べ約 20 億円(△6.2%)の減額となっています。

このうち補助事業は、都市計画道路整備事業などにより増となった一方、小学校校舎改築事業の減や市民会館改修事業の完了などにより約 0.5 億円（△0.4%）の減額となっています。単独事業は、国直轄事業負担金の減や相模川ふれあい科学館の再整備完了などにより約 19 億円（△9.2%）の減額となっています。

グラフ 52　普通建設事業費の推移

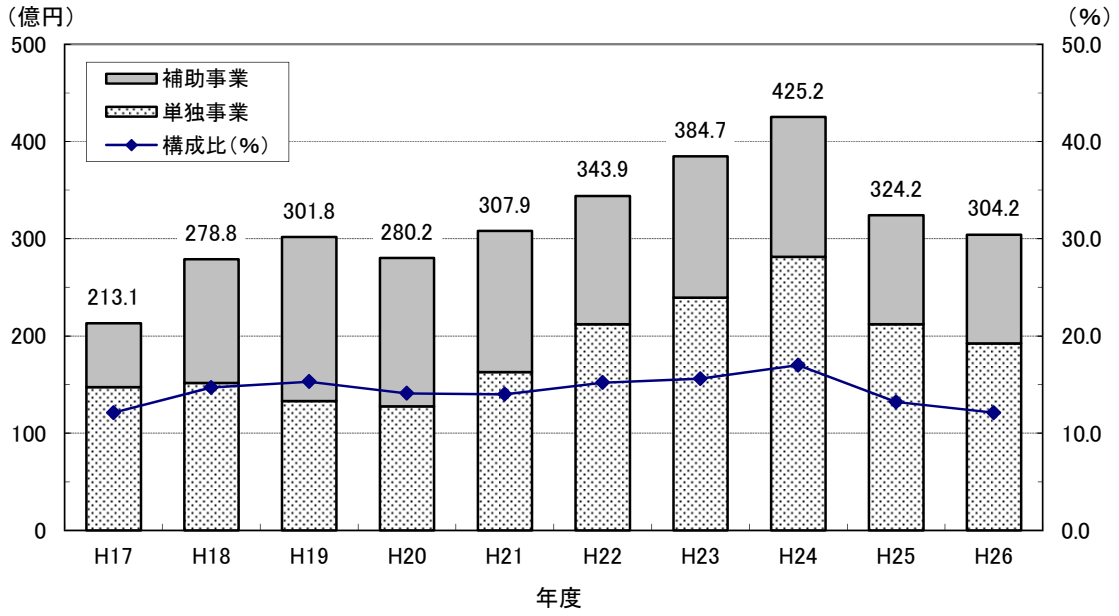

平成 16 年度から 17 年度は決算額、構成比ともに減少傾向にありましたが、平成 18 年度からは、一般廃棄物最終処分場の事業の進捗や南清掃工場の建替えなどにより増額しました。平成 22 年度以降は、政令指定都市移行に伴う国直轄事業負担金や津久井広域道路関連事業、相模大野駅西側地区市街地再開発事業、緑区合同庁舎及び立体駐車場の整備事業などにより増額していましたが、平成 25 年度以降は国直轄事業負担金の減などにより減額しています。

（７）災害復旧事業費

災害復旧事業費については、目的別歳出の災害復旧費と内容が重複するため、89 ページを参照してください。

（８）公債費

ア　公債費の決算状況

公債費は、市債に係る償還金の元金、利子及び一時借入金利子の合計で、目的別の公債費から手数料など公債諸費を除いた額となります。公債諸費は、性質別歳出では、物件費に分類されています。

表 45　公債費（性質別）の決算状況

	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
公債費	23,251,880	22,965,092	286,788	1.2
元金	20,264,189	19,772,636	491,553	2.5
利子	2,987,691	3,192,456	△ 204,765	△ 6.4

平成 26 年度の決算額は約 233 億円で、前年度に比べ約 3 億円（+1.2%）の増となっています。

内訳は、元金が約 203 億円、利子が約 30 億円となっています。

グラフ 53　公債費の推移

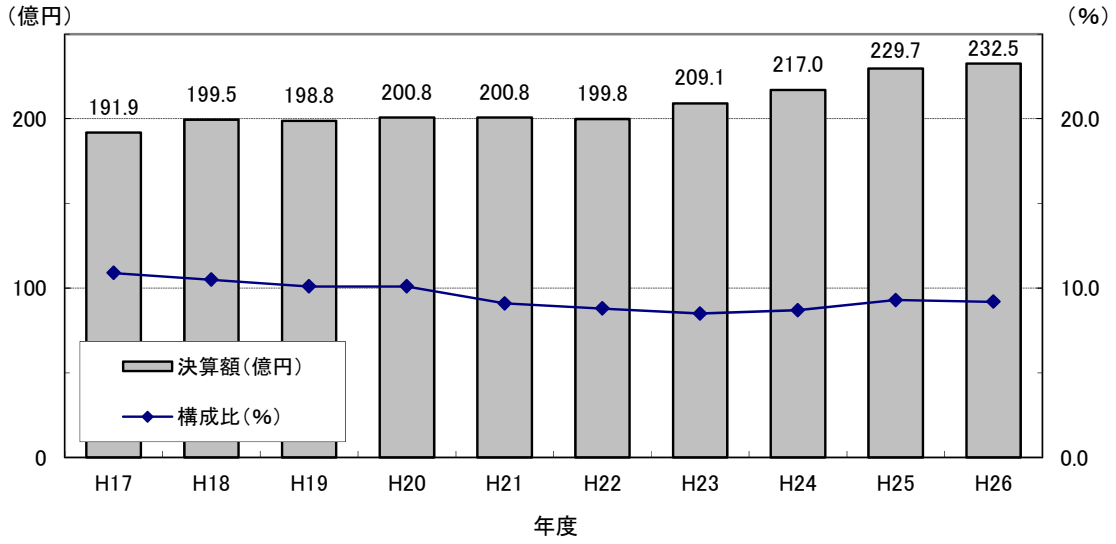

グラフ 53 は公債費の決算額の推移を示したものです。

平成 17 年度以降公債費は概ね増加しているものの、歳出決算額に占める公債費の割合は減少傾向となっています。

これは、厳しい経済情勢の下で土木費などの抑制により建設債の発行が減少したことや市債の発行額を制限することにより、結果として公債費の伸びが抑えられた事や近年の全体の財政規模の拡大により公債費の構成比が減少したものです。

イ　公債費負担比率

公債費は、市が支出する経費の中で最も義務的性質が強いものであり、その管理については、十分に注意することが必要となります。この公債費の水準を示す指標として公債費負担比率と実質公債費比率（P27 参照）があります。

公債費負担比率は公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示したもので、一般財源の規模に対する公債費の負担の度合いを示しています。

公債費負担比率＝公債費充当一般財源÷一般財源総額×100

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示したもので、財政運営上 15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

表 46 のとおり本市の公債費負担比率は 13.9%で､危険ラインといわれる 20%を下回っており、政令指定都市の中でも最も低い値となっています。

表 46　公債費負担比率の状況

	平成 26 年度	平成 25 年度	増減
相模原市	13.9%	13.6%	0.3
政令指定都市平均	19.1%	19.4%	△ 0.3

（９）貸付金

貸付金は、市が直接あるいは間接に市民の福祉の増進や中小企業の経営安定化等を図るために現金の貸し付けを行うもので、母子父子寡婦福祉資金や中小企業融資預託金などがあります。

表 47　貸付金の決算状況

	平成 26 年度 決算額	平成 25 年度 決算額	増　減	対前年 度伸率
	千円	千円	千円	%
貸付金	12,946,050	13,135,563	△ 189,513	△ 1.4

平成 26 年度の決算額は約 129 億円で、前年度に比べ約 2 億円(△1.4%)の減額となっています。これは、中小企業景気対策特別融資預託金が約 2 億円の減額となったことなどによるものです。

グラフ 54　貸付金の推移

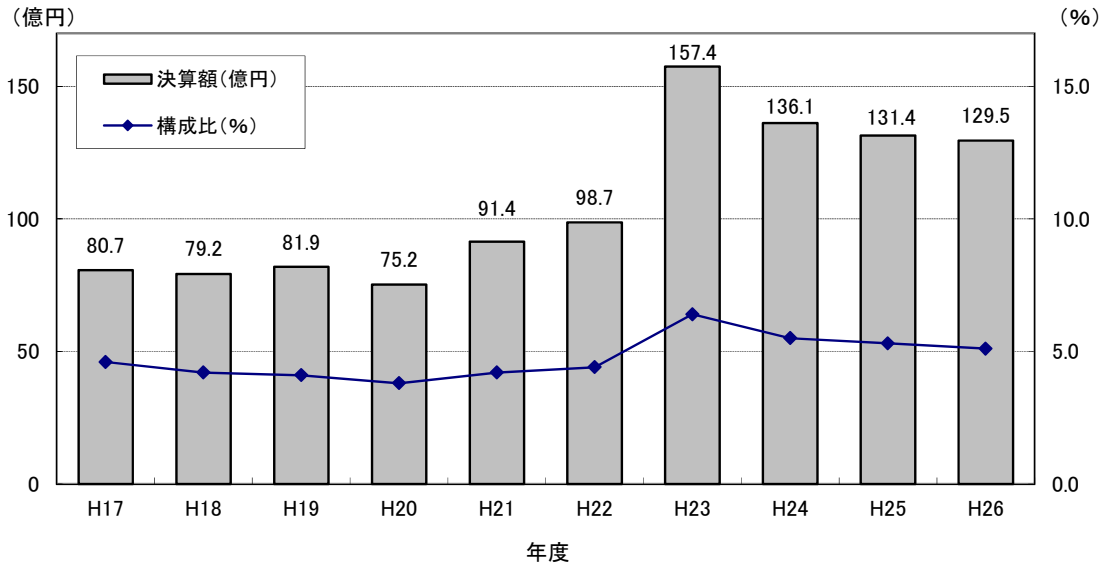

グラフ 54 は貸付金の決算額の推移を示したものです。

貸付金については、中小企業に対する融資預託金などが大きな割合を占めることから、景気対策に伴う金融機関の融資の増額などにより、支出額が上昇したり、また、逆に融資が減額することにより支出額も減額したりしています。

平成 21 年度以降、決算額が大きく増額しており、これは長引く不況の影響により、中小企業景気対策特別融資などを大幅に増額したことによるものです。

（10）繰出金

繰出金は、普通会計以外の会計や基金に繰り出された資金で、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計や後期高齢者医療事業特別会計などの各特別会計に対する繰出金と定額運用基金（P117 参照）に繰り出された繰出金があります。

表 48　繰出金の決算状況

	平成 26 年度決算額	平成 25 年度決算額	増　減	対前年度伸率
	千円	千円	千円	%
繰出金	19,629,188	19,030,838	598,350	3.1

平成 26 年度の決算額は約 196 億円で、前年度に比べ約 6 億円(3.1%)の増額となっています。これは、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が約 4 億円の増額となったことなどによるものです。

グラフ 55　繰出金の推移

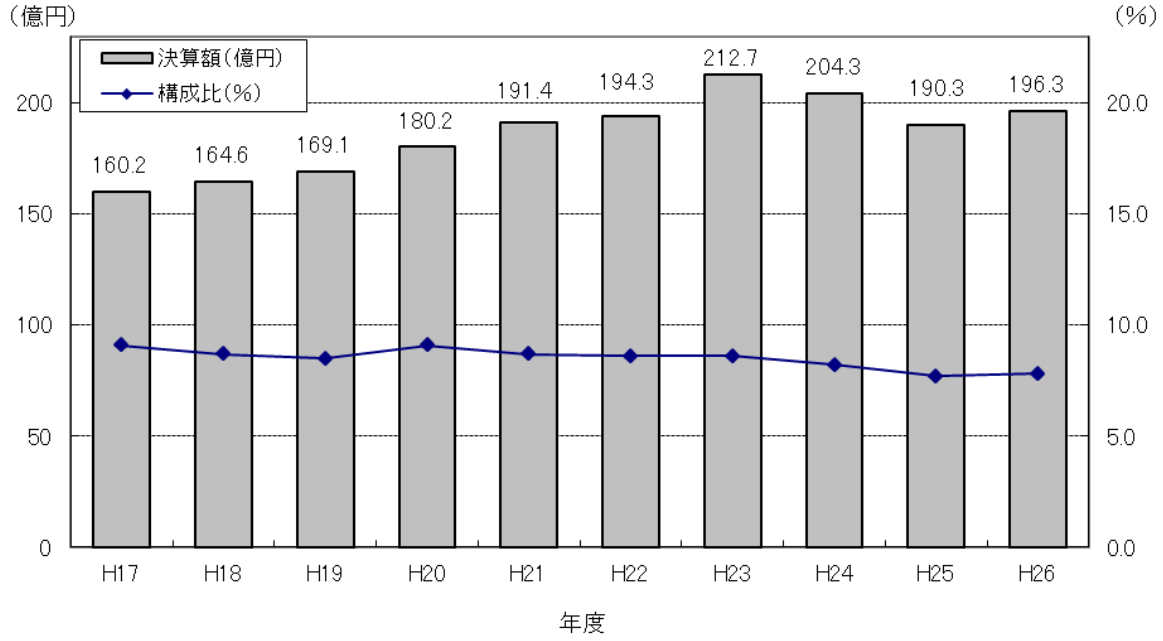

グラフ 55 は繰出金の決算額の推移を示したものです。

繰出金については、平成 17 年度以降、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計や後期高齢者医療事業特別会計に対する繰出金が増加したことに伴い、23 年度まで毎年度増加しています。ただし、構成比については、市全体の予算規模が拡大していったため、全体として緩やかに減少しています。

（11）その他の支出科目

ア　積立金

積立金は、特定の目的のために設置した基金への積立金です。そのうち、基金の積み増しを目的としたものと、基金の運用により生じた利子を積み立てるものに分類されます。

なお、地方財政法の規定により、一般会計の決算剰余金の 2 分の 1 以上については、財政調整基金へ積み立てることになりますが、これは予算を通すことなく直接基金へ編入しているので積立金としては計上されません。

また、満期一括償還方式により借り入れた市債の償還のために計画的に積み立てている減債基金への積立金は、普通会計のルールでは公債費に含まれます。

平成 26 年度の決算額は約 1 億円で、前年度に比べ約 15 億円（△92.6%）の減額となっています。これは相模川ダム周辺地域振興基金積立金が約 5 億円の減額となったことなどによるものです。

イ　投資及び出資金

投資及び出資金には、株券の取得や財団法人の設立行為たる寄附行為として出捐金（しゅつえんきん）*9 を支出する場合の出資金などが含まれます。

平成 26 年度の決算額は 1,900 万円で、前年度と同額となっています。

本文中の＊印は、用語解説P167 をご参照ください。

第３節　義務的経費と投資的経費

１．義務的経費

歳出の中で支出が義務付けられていて、市が任意に節減することが難しい経費を義務的経費と呼びます。具体的には、人件費、扶助費、公債費がこれに当たります。

表 49　義務的経費の状況

区　分	平成 26 年度		平成 25 年度		増　減	対前年度伸率
	決算額	歳出総額に占める割合	決算額	歳出総額に占める割合		
	千円	%	千円	%	千円	%
人 件 費	42,452,062	16.8	41,303,686	16.8	1,148,376	2.8
扶 助 費	68,345,997	27.0	65,063,470	26.4	3,282,527	5.0
公 債 費	23,251,880	9.2	22,965,092	9.3	286,788	1.2
合　計	134,049,939	53.0	129,332,248	52.5	4,717,691	3.6

グラフ 56 は義務的経費の決算額の推移を表したものです。

人件費については、合併により平成 17、18 年度に上昇し、それ以降は微減の傾向が続いていましたが、平成 26 年度は約 425 億円で、平成 25 年度中に実施された職員給の減額措置の終了に伴い、前年度に比べ約 11 億円（+2.8%）の増額となっています。

公債費については約 200 億円前後で推移しており、平成 26 年度は前年度に比べ約 3 億円（+1.2%）の増額となっています。

また、扶助費は平成 26 年度には約 683 億円となっており、17 年度の約 281 億円から約 2.4 倍にも膨れ上がっています。

これにより義務的経費は増え続け平成 20 年度には 1,000 億円を上回り、26 年度は約 1,340 億円と歳出総額の 53.0%を占めています。

義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費、公債費はいずれも経常経費に含まれており、この義務的経費の増大は財政の硬直化を進める最も大きな原因となっており、縮減することが必要とされています

グラフ 56　義務的経費の推移

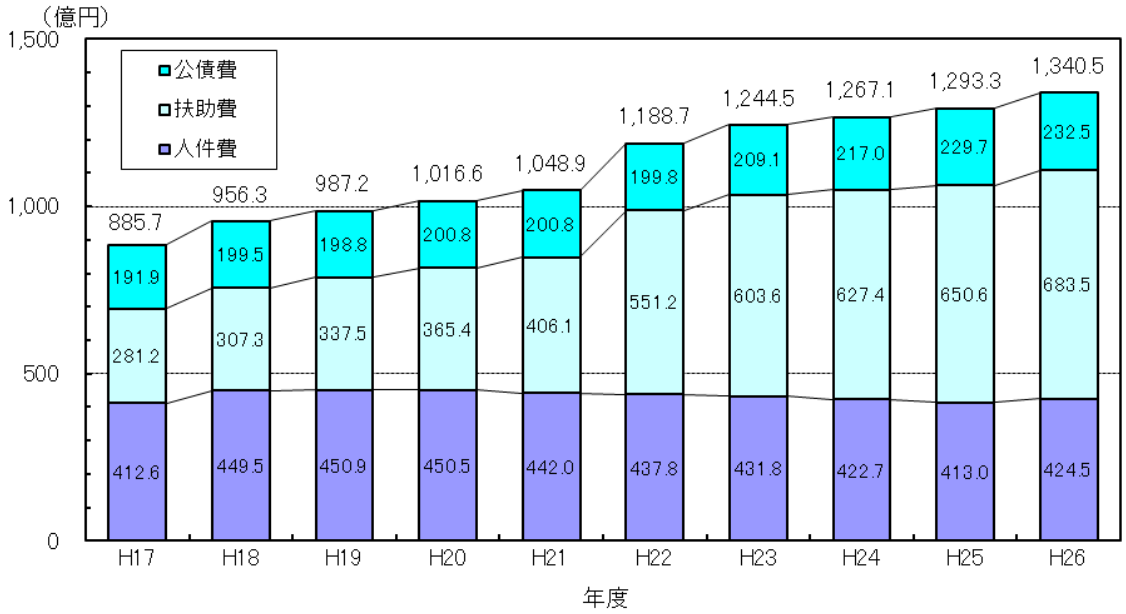

２．投資的経費

投資的経費とは、道路や施設を整備するなど資産形成を伴う経費で、性質別歳出のうち普通建設事業費と災害復旧事業費の合計額を指します。

表 50　投資的経費の決算状況

区　分	平成 26 年度		平成 25 年度		増　減	対前年度伸率
	決算額	歳出総額に占める割合	決算額	歳出総額に占める割合		
	千円	%	千円	%	千円	%
普通建設事業費	30,415,955	12.1	32,424,115	13.2	△ 2,008,160	△ 6.2
災害復旧事業費	36,919	0.0	656,468	0.3	△ 619,549	△ 94.4
合　計	30,452,874	12.1	33,080,583	13.5	△ 2,627,709	△ 7.9

表 50 は、投資的経費の内訳を含む決算状況を示しています。

平成 26 年度は約 305 億円で前年度に比べ約 26 億円（△7.9%）減少しています。これは国直轄事業負担金の減や相模川ふれあい科学館再整備事業の完了などによるものです。

また歳出に占める割合も 13.5%から 1.4 ポイント下降の 12.1%となっています。

グラフ 57　投資的経費の推移

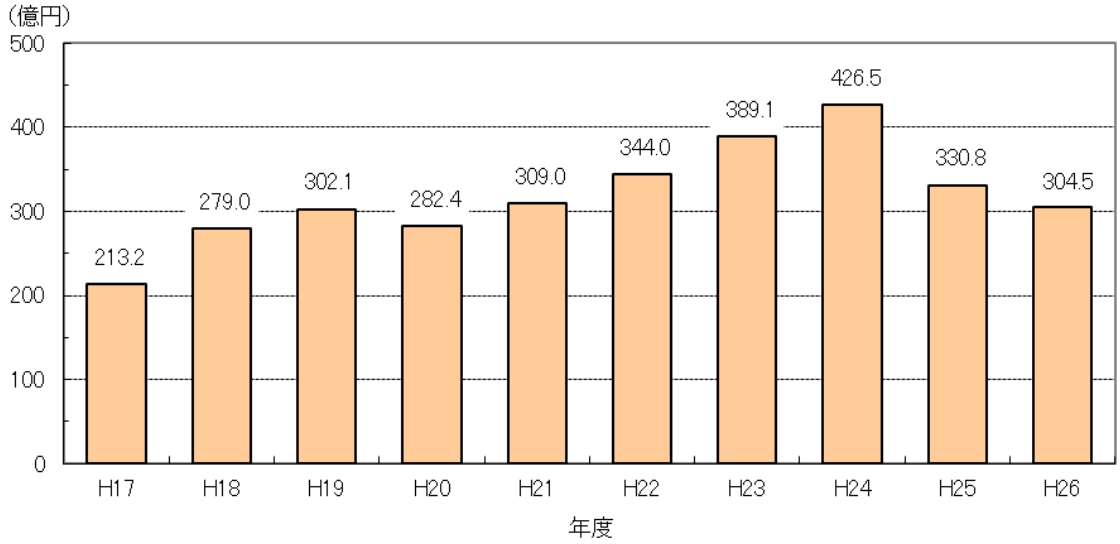

グラフ 57 は投資的経費の推移を示しています。

本市では、災害復旧事業費の決算額が非常に少ないため、投資的経費の推移は、普通建設事業費の推移とほぼ同じになります。

３．義務的経費と投資的経費の推移

グラフ 58 は歳出総額に占める義務的経費と投資的経費それぞれの割合の推移を示しています。

この 2 つの経費は、グラフからわかるとおり対照的な変化をしています。

平成 17 年度から平成 20 年度までは義務的経費・投資的経費ともに割合はほぼ横ばいで推移しています。

平成 21 年度は、定額給付金給付事業など義務的経費・投資的経費のいずれにも含まれない経費が増大したため、義務的経費の下落にもかかわらず投資的経費は上昇していません。

平成 22 年度以降は、政令指定都市移行に伴う国直轄事業への負担や津久井広域道路の整備などにより、投資的経費が増加しています。

平成 25 年度以降は、緑区合同庁舎及び相模川ふれあい科学館の再整備完了並びに国直轄事業負担金の減などにより、投資的経費の割合は減少しています。

政令指定都市の平均と比較すると、義務的経費について、本市はほぼ平均的な推移であることがわかります。一方、投資的経費については、政令指定都市に移行した平成 22 年度以降、本市は平均を上回って推移しておりましたが、平成 25 年度以降は政令指定都市の平均とほぼ同値で推移しています。

グラフ 58　歳出に占める義務的経費と投資的経費の割合の推移

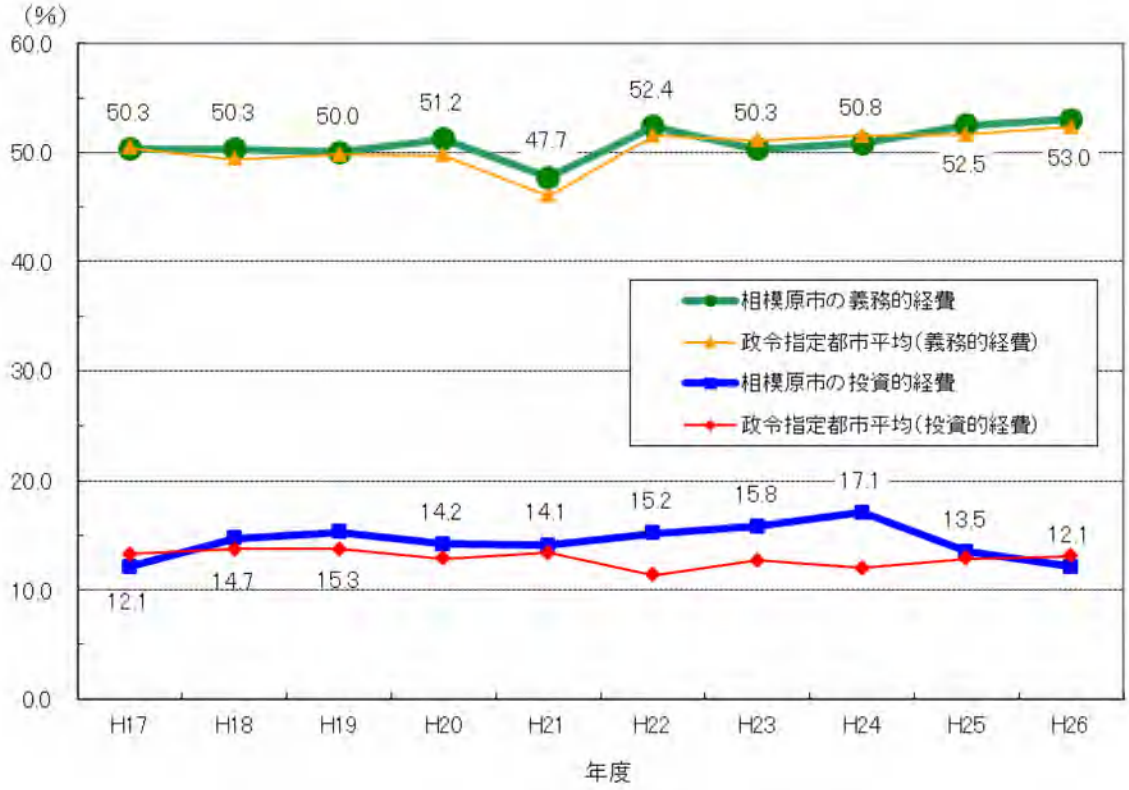

第４節　事業繰越の状況

１．繰越の種類

市の会計は単年度会計主義*10 となっており、各年度の予算に計上された経費は、その年度内に執行するのが原則です。しかし、実際には諸般の事情で年度内に完了しない場合もあり、繰り越して翌年度に執行するものがあります。

繰越は、制度上、次の３種類に分類されます。

（１）繰越明許費（くりこしめいきょひ）

もともと年度内での完了を見込んで予算計上されていた事業で、諸般の事情により年度内に完了が見込めないものについて、市議会の議決を経て繰り越すものです。事業に全く着手できなかったものも繰り越すことができます。

本文中の＊印は、用語解説P167 をご参照ください。

（2）逓次繰越（ていじくりこし）

継続費*11 として複数年度の事業費を議決していたもので、途中の年度の事業量が予定を下回ったことなどにより、事業費の一部を翌年度に繰り越すものです。この場合、事前の議決は不要ですが、繰越後、速やかに市議会へ報告する必要があります。

（3）事故繰越し（じこくりこし）

年度内に完了する見込みで進めていた事業で、大雪やトンネル掘削中の出水など予見不能の不可抗力などにより事業が完了しなかったものを繰り越すものです。この場合、市議会の議決は不要ですが、契約し実際に事業が行われていることが条件で、繰越明許費のように未着手のものは繰り越すことができません。繰越後、速やかに市議会へ報告する必要があります。

２．繰越の状況

本市でも、例年ある程度の繰越事業が発生しており、必要な手続きにより予算の一部について繰越をしています。

平成 26 年度決算においても、25 年度から繰り越してきて、26 年度に支出した事業の経費が含まれています。逆に、平成 26 年度予算に計上されていた事業であっても、27 年度に繰り越したため、26 年度内に支出しなかった経費は含まれていません。

表 51 は、繰越の状況を示したものです。

繰越明許費の平成 27 年度への繰越額が約 29 億円となっているのは、国の緊急経済対策に対応するために平成 27 年度予算を平成 26 年度補正予算へ前倒しした影響によるものです。

表 51　平成 26 年度繰越の状況

（26 年度決算に含むもの）	繰越明許費	逓次繰越	事故繰越し	合　計
平成 25 年度からの繰越（決算額）	千円 5,236,301	千円 3,400,329	千円 91,579	千円 8,728,209
繰り越された財源（充当額）	417,441	271,576	65,753	754,770

（26 年度決算に含まないもの）	繰越明許費	逓次繰越	事故繰越し	合　計
平成 27 年度への繰越（設定額等）	千円 2,899,205	千円 2,577,552	千円 975,935	千円 6,452,692
繰り越すべき財源（繰越額）	615,036	465,821	39,032	1,119,889

本文中の＊印は、用語解説P167 をご参照ください。

第５章　資産と負債の状況

白書早読み

早読みは、この章を簡単にまとめたページです。

※早読みページ内のグラフ番号は本文の番号によります。

第５章　資産と負債の状況

資産の状況は、市の貯金である基金残高の総額が約 264 億円となっており、市民一人当たりとしては約 4 万円です。平成 20 年度に約 294 億円となりましたが、21 年度以降は経済不況の影響により市税などの収入が減少し、財政調整基金の取り崩しを行ったため、基金残高が減少しています。平成 23 年度には財政調整基金取崩し額の減少に伴い、再び増加しています。

グラフ 59　基金額の推移

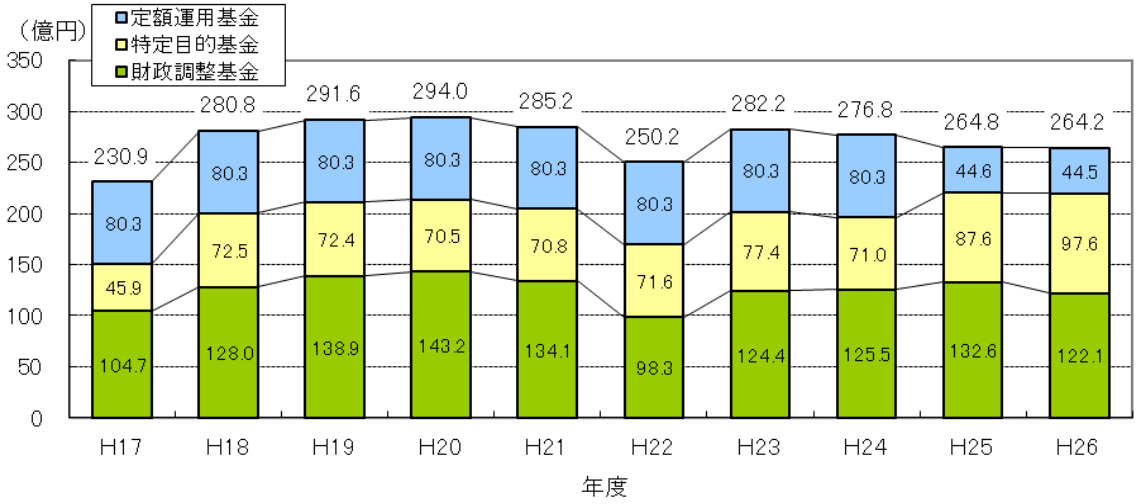

負債の状況としては、市債残高は平成 17、18 年度に合併の影響で増加しています。その後は市債の発行抑制の効果もあり減少に転じますが、21 年度以降は、経済対策事業の実施に伴う補正予算債の追加発行や臨時財政対策債の発行などにより再び増加しています。

グラフ 60　市債残高の推移

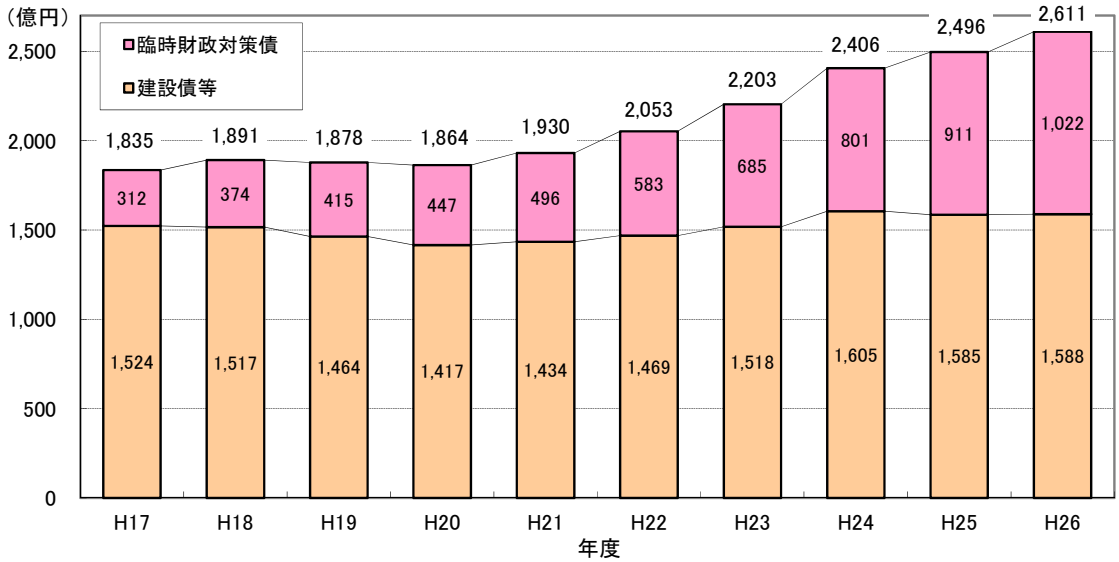

第１節　資産の種類

新公会計制度の財務諸表に計上される資産には、表 52 のような種類のものがあります。

表 52　資産の種類

基　　金	主に目的に応じて積立てを行っているもので、一般家庭での預貯金に該当するもの
固 定 資 産	庁舎や公共施設など、土地、建物などの固定資産
投　資　等	関連団体への出資金や出捐金（しゅつえんきん）
貸　付　金	奨学資金等の貸付金残高としての資産
その他資産	積立金、長期延滞債権や未収入金などの資産

１．基金の状況

（１）基金の種類と状況

基金とは、地方公共団体が特定の目的のために資金の積み立てや運用を行うもので、本市には、普通会計に属する基金が 23 あり、運用の仕方や目的により次の 3 種類に分けられます。

ア　財政調整基金（P54 参照）

年度間の財源の不均衡を調整するためのもので、経済不況等による大幅な税収減などに対応するため、決算剰余金の一部を積み立てるものです。

イ　特定目的基金

特定目的基金は、特定の目的のために現金を積み立てるもので、市街地整備基金や社会福祉基金、減債基金など 16 の基金があります。

そのうち市街地整備基金は、市街地再開発事業などの経費に充てるため積み立てた基金で、事業の進捗に伴い特定の時期に集中して多額の経費が必要となる事業の経費負担を平準化する役割があります。

なお、特定目的基金には、市街地整備基金のように事業実施時に積立額を取り崩して使用するもの（取り崩し型）と、元本は取り崩さず運用益を利用して毎年度の事業に充てるもの（果実運用型）があります。

ウ　定額運用基金

定額運用基金は、特定の事務の円滑化を目的として、定額の資金運用のため設置されるもので、土地取得基金や公共料金支払基金など 6 の基金が

設置されています。

それらのうち、公共料金支払基金は、数多くの施設で使用する電気料や電話代などの公共料金をそれぞれの施設管理者がバラバラに支払うのではなく、基金から一括で立替払いをし、各施設管理者が後に基金に補てんすることで、事務作業の効率化を図ることを目的としています。基金は、現金と立替払いによる債権の合算額が常に定額になるよう運用されています。

表 53 は、平成 26 年度末現在の基金額とその内訳について示したものです。基金額の合計は、約 264 億円で、そのうち現金・預金・有価証券が約 239 億円を占めています。また、財政調整基金は全体の約 46%を占めています。

市民一人当たりの基金額は約 4 万円です。

なお、普通会計のルールにより、出納整理期間中の積立・取崩を反映して年度末残高を算出しているため、財産に関する調書（一般会計決算書）と一致しない場合があります。

表 53　平成 26 年度末基金額一覧

名　　称		現金・預金 有価証券	土地	その他	合　計
財政調整基金		千円 12,211,357	千円 0	千円 0	千円 12,211,357
【特定目的基金】	奨学基金	33,654	0	0	33,654
	社会福祉基金	1,057,509	0	0	1,057,509
	みどりのまちづくり基金	753,104	0	0	753,104
	国際交流基金	241,274	0	0	241,274
	市街地整備基金	221,712	0	0	221,712
	青年起業家育成基金	2,149	0	0	2,149
	減債基金	4,543,027	0	0	4,543,027
	産業集積促進基金	240,126	0	0	240,126
	道志ダム関連地域環境整備基金	9,565	0	0	9,565
	中道志川トラスト基金	19,312	0	0	19,312
	都市交通施設整備基金	1,949,060	0	0	1,949,060
	地球温暖化対策推進基金	114,415	0	0	114,415
	寄附金積立基金	5,740	0	0	5,740
	公共施設保全等基金	3,832	0	0	3,832
	相模川ダム周辺地域振興基金	509,342	0	0	509,342
	岩本育英奨学基金	54,708	0	0	54,708

名　　称		現金・預金 有価証券	土地	その他	合　計
【定額運用基金】	用品調達基金	千円 44,456	千円 0	千円 5,544 (物品)	千円 50,000
	土地取得基金	1,506,145	30,397 (973.77 ㎡)	463,458 (貸付債権)	2,000,000
	美術品等収集基金	41,179	0	60,115 (美術品)	101,294
	緑地保全基金	73,385	1,928,494 (36,303.00 ㎡)	0	2,001,879
	公共料金支払基金	300,000	0	0	300,000
	収入印紙購入基金	393	0	607 (収入印紙)	1,000
合　　計		23,935,444	1,958,891	529,724	26,424,059

（２）基金額の推移

グラフ 59 は、基金額の推移を示しています。定額運用基金は過去 10 年間横ばいとなっています。特定目的基金は、合併により大きく増えて以降はほぼ横ばいで推移しています。

基金総額としては平成 20 年度に約 294 億円となった後、22 年度には約 250 億円まで減少しました。

23 年度には取崩額の減少に伴い再び基金額は約 282 億円まで増加しましたが、平成 26 年度の基金額は約 264 億円まで減少しています。

グラフ 59　基金額の推移

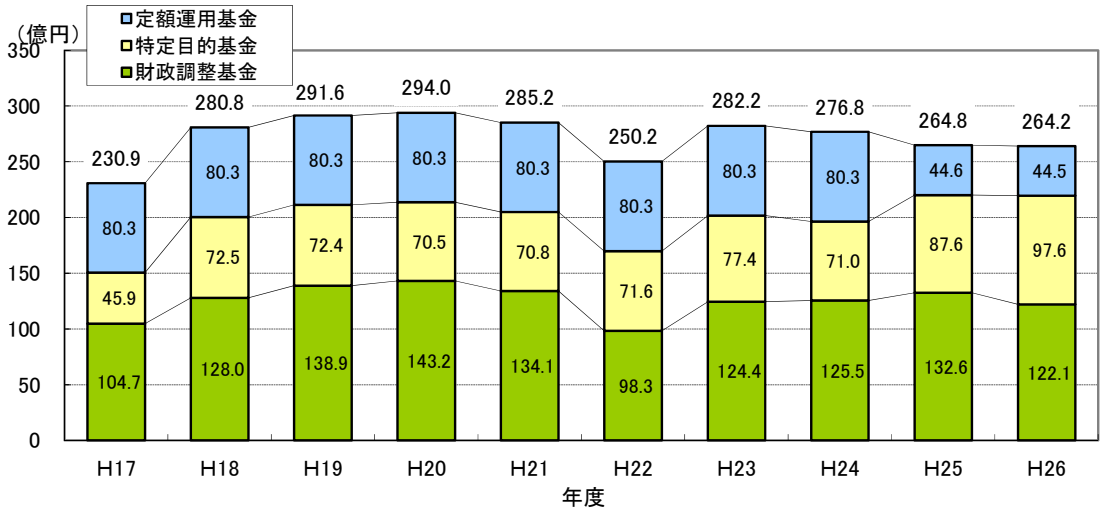

２．固定資産の状況

（１）普通会計に属する固定資産の状況

表 54 は、相模原市の固定資産の状況を示しています。固定資産の額は総額約 8,172 億円で、このうち土地が約 4,165 億円です。固定資産のうち土地以外は償却資産に分類され、取得価額の合計約 8,681 億円から減価償却累計額約 4,674 億円を差し引いた約 4,007 億円となっています。平成 26 年度の償却額は約 189 億円です。

内訳別に見ると、道路・公園などの生活インフラ・国土保全に関する資産が、約 4,653 億円（構成比 56.9%）で最も大きくなっており、次いで教育資産が約 2,138 億円（26.2%）、総務資産が約 441 億円（5.4%）の順になっています。

表 54　固定資産の状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

区分	土地	償却資産				貸借対照表計上額	
		取得価額	減価償却累計額		帳簿価格		
	A	B	C	うち当年度償却額	D＝B－C	A＋D	うち資産評価差額
生活インフラ・国土保全	274,161,380	397,445,684	206,280,374	7,721,577	191,165,310	465,326,690	0
道路	69,145,160	142,491,592	62,301,883	2,904,007	80,189,709	149,334,869	0
橋りょう	1,878,487	10,422,661	3,184,698	159,045	7,237,963	9,116,450	0
河川	12,730,246	17,271,689	6,562,779	349,105	10,708,910	23,439,156	0
砂防	0	0	0	0	0	0	0
海岸保全	0	0	0	0	0	0	0
港湾	0	0	0	0	0	0	0
都市計画	173,109,682	171,591,247	101,931,400	2,967,787	69,659,847	242,769,529	0
街路	72,840,186	37,637,024	10,426,056	707,737	27,210,968	100,051,154	0
都市下水路	9,139,637	51,183,735	50,347,774	173,522	835,961	9,975,598	0
区画整理	9,984,021	36,061,804	14,820,799	896,536	21,241,005	31,225,026	0
公園	77,723,171	41,094,657	21,354,628	1,000,222	19,740,029	97,463,200	0
その他	3,422,667	5,614,027	4,982,143	189,770	631,884	4,054,551	0
住宅	3,874,836	38,977,139	15,983,613	966,473	22,993,526	26,868,362	0
空港	0	0	0	0	0	0	0
その他	13,422,969	16,691,356	16,316,001	375,160	375,355	13,798,324	0
教育	81,085,399	241,546,341	108,849,900	4,756,401	132,696,441	213,781,840	0
小学校	32,107,407	109,246,291	50,131,501	2,139,358	59,114,790	91,222,197	0
中学校	31,490,651	60,996,023	31,134,833	1,209,141	29,861,190	61,351,841	0
高等学校	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	226,413	672,715	357,653	13,453	315,062	541,475	0
特殊学校	0	0	0	0	0	0	0
大学	0	0	0	0	0	0	0
各種学校	2,023	566,792	56,968	11,336	509,824	511,847	0
社会教育	9,873,368	33,398,835	14,122,349	659,439	19,276,486	29,149,854	0
その他	7,385,537	36,665,685	13,046,596	723,674	23,619,089	31,004,626	0
福祉	8,436,300	31,939,496	22,103,013	924,835	9,836,483	18,272,783	0
保育所	1,643,560	5,931,404	4,311,282	107,759	1,620,122	3,263,682	0
その他	6,792,740	26,008,092	17,791,731	817,076	8,216,361	15,009,101	0
環境衛生	13,158,916	88,813,620	59,452,420	2,552,362	29,361,200	42,520,116	0
清掃	8,098,723	69,775,377	45,553,084	1,870,663	24,222,293	32,321,016	0
ごみ処理	6,082,425	59,849,305	37,294,536	1,785,952	22,554,769	28,637,194	0
し尿処理	680,505	7,844,176	6,532,936	49,441	1,311,240	1,991,745	0
その他	1,335,793	2,081,896	1,725,612	35,270	356,284	1,692,077	0
保健衛生	2,983,288	6,523,933	5,708,147	218,803	815,786	3,799,074	0
その他	2,076,905	12,514,310	8,191,189	462,896	4,323,121	6,400,026	0
産業振興	9,464,640	28,439,166	22,557,236	796,055	5,881,930	15,346,570	0
労働	398,681	895,495	624,466	35,819	271,029	669,710	0
農林水産業	2,655,736	17,742,297	14,575,681	387,959	3,166,616	5,822,352	0
造林	10,019	96,153	85,470	671	10,683	20,702	0
林道	448,119	2,159,480	1,187,589	44,808	971,891	1,420,010	0
治山	0	0	0	0	0	0	0
砂防	245	7,005	5,180	140	1,825	2,070	0
漁港	0	0	0	0	0	0	0
農業農村整備	504,213	6,179,723	5,462,573	124,746	717,150	1,221,363	0
海岸保全	0	0	0	0	0	0	0
その他	1,693,140	9,299,936	7,834,869	217,594	1,465,067	3,158,207	0
商工	6,410,223	9,801,374	7,357,089	372,277	2,444,285	8,854,508	0
国立公園等	0	0	0	0	0	0	0
観光	182,242	1,415,912	860,151	48,564	555,761	738,003	0
その他	6,227,981	8,385,462	6,496,938	323,713	1,888,524	8,116,505	0
消防(警察)	7,970,688	27,342,521	17,430,753	851,275	9,911,768	17,882,456	0
庁舎	4,312,520	8,615,292	3,459,407	165,052	5,155,885	9,468,405	0
その他	3,658,168	18,727,229	13,971,346	686,223	4,755,883	8,414,051	0
総務	22,233,721	52,592,645	30,772,634	1,322,678	21,820,011	44,053,732	0
庁舎等	5,813,830	21,999,596	8,369,871	439,583	13,629,725	19,443,555	0
その他	16,419,891	30,593,049	22,402,763	883,095	8,190,286	24,610,177	0
合計	416,511,044	868,119,473	467,446,330	18,925,183	400,673,143	817,184,187	0

（２）固定資産の額の積算方法

固定資産の評価については、新公会計制度に基づく財務諸表の数値を引用しています。本市の財務諸表は総務省方式改訂モデルを採用しつつ、資産額については、売却可能資産のみを時価評価を用い、有形固定資産については再調達価額による台帳の段階的整備が認められているため取得原価主義での積算を用いています。

具体的には昭和 44 年度以降の普通会計決算のうち普通建設事業費を取得原価として用い、土地取得価格以外の部分に定額法により減価償却を行っています。耐用年数については、小中学校の校舎など教育施設は 50 年など、施設の区分ごとに定められています。

３．投資等

（１）投資等の状況

本市は表 55 のとおり計 33 団体に、約 23 億円の出資や出捐をしています。

表 55　出資金及び出捐金の現在高（平成 27 年 3 月 31 日現在）　（単位：千円）

出資（出捐）先名	帳簿価額 (A)	出資（出捐）割合（%） (B)	出資（出捐）先の純資産額 (C)	実質価額 (D) ＝ (B) × (C)	投資損失計上額（D<Aの場合） (D) － (A)
（公財）相模原市産業振興財団	80,000	40.00%	236,208	94,483	0
（公財）相模原市体育協会	49,000	44.14%	247,232	109,128	0
（公財）相模原市勤労者福祉サービスセンター	80,000	40.00%	632,843	253,137	0
相模原市土地開発公社	10,000	100.00%	278,878	278,878	0
（福）相模原市社会福祉事業団	3,000	100.00%	370,012	370,012	0
（株）さがみはら産業創造センター	1,135,000	47.40%	2,433,587	1,153,520	0
（公財）相模原市まち・みどり公社	202,000	97.80%	9,195,189	8,992,895	0
（公財）相模原市民文化財団	100,000	100.00%	580,343	580,343	0
（公社）神奈川県農業公社	2,300	2.65%	128,901	3,416	0
神奈川県農業信用基金協会	4,630	0.09%	9,791,948	8,813	0
神奈川県信用保証協会	208,260	0.41%	67,305,904	275,954	0
（公財）かながわ国際交流財団	2,714	0.30%	4,702,225	14,107	0
（一社）神奈川県畜産会	13,400	8.22%	16,626	1,367	0
（公財）リバーフロント研究所	5,000	0.90%	1,798,591	16,187	0
（公財）かながわ健康財団	4,153	0.60%	855,345	5,132	0
（公財）相模原市健康福祉財団	1,490	49.70%	123,767	61,512	0
（公財）宇宙科学振興会	10,000	2.31%	467,151	10,791	0
（公財）神奈川県暴力追放推進センター	14,500	3.00%	513,016	15,390	0
橋本駅北口第一再開発ビル㈱	60,000	24.20%	668,594	161,800	0
（公財）宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	166,667	11.00%	1,912,956	210,425	0
津久井郡森林組合	4,850	8.00%	92,373	7,390	0
（株）テレビ神奈川	34,780	0.97%	4,222,572	40,959	0
（株）神奈川食肉センター	10,000	5.56%	236,155	13,130	0
（株）日本宝くじシステム	2,000	1.49%	217,886	3,247	0
地方公共団体金融機構	35,000	0.21%	173,489,000	364,327	0
（一財）地方公務員安全衛生推進協会	26,000	0.47%	5,592,614	26,285	0
（一財）地方公務員等ライフプラン協会	17,000	0.64%	2,654,033	17,000	0
地方公共団体情報システム機構	2,000	1.50%	2,056,556	30,848	0
（一財）地域活性化センター	5,000	0.20%	4,092,042	8,184	0
（一財）地域総合整備財団	27,000	0.25%	11,695,941	29,240	0
その他　3件	5,752	－	－	5,752	0
合　計	2,321,496	―	306,608,488	13,163,653	0

（２）投資等の積算方法

投資等については、他団体への出資や出捐金（しゅつえんきん）について計上しています。投資等の現在高は、新公会計制度に基づく財務諸表の数値を引用しています。

計上する金額については、上場株式のように時価があるものは時価で計上することとされていますが、本市の投資先には時価がないため、出資先の財務状況から調整した価値を用いています。調整後の価値は、出資先の財務状況がよい場合は調整を行わず出資額をそのまま用いて、出資先の純資産額が、その団体が受け入れた出資総額を下回っている場合のみ、出資の価値を減額しています。

調整後の実質価額＝出資額×出資先の純資産額÷出資先の出資金合計額

４．貸付金

貸付金の現在高には、本市が直接貸し付けを行っているもののうち、年度末現在で貸付残高があるものを計上しています。中小企業への融資制度など、預託金制度を活用して低利の融資をしているものについては、融資の実施主体が金融機関であり、預託金自体は年度末までに全額金融機関から返済されるため、貸付金の現在高に反映されません。

また、現在高は返済期限が未到来の案件について計上しており、返済期限が既に到来し返済されていないものについては、その時期により未収入金または長期延滞債権に分類しています。

表 56 は、本市の貸付金の状況を示したものです。貸付金現在高は平成 26 年度末で約 6 億円となっています。

表 56　貸付金の状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

貸 付 金	貸付金現在高
看護師等修学資金	千円 132,615
地域医療医師修学資金	58,100
母子父子寡婦福祉資金	360,392
保育所運営資金	29,890
奨学資金	8,379
合　　計	589,376

５．その他の資産科目

（１）未収金と長期延滞債権

貸付金や市税、使用料などで収入未済となっているもののうち、平成 25 年度以前からのものを長期延滞債権、26 年度に発生したものを未収金として計上しています。ただし、26 年度に発生したもののうち、25 年度以前にも未納額がある人の分は長期延滞債権に分類しています。

普通会計上は、事業繰越に係る国庫補助金や県補助金などにも収入未済が存在しますが、事業完了により補助を受ける権利が発生するものであるため、完了前の段階では資産として取り扱われません。

（２）回収不能見込額

未収金や長期延滞債権は資産の一部ですが、債務者の死亡や転居先不明など実際には収入できずに不納欠損処理を行うケースがあります。財務諸表における資産額については全額ではなく、過去の不納欠損の状況から類推して不納欠損になると見込まれる合理的な額を回収不能見込額とし、これを差し引いた額を資産として計上します。

回収不能見込額の計算方法は、100 万円以上の大口の案件と 100 万円未満の案件に分けて次のとおり定められています。

100 万円以上のもの：1 件ごとに個別に回収可能性を判断して計上する

100 万円未満のもの：過去 5 年間の不納欠損の平均比率から計算する

表 57 は未収金と回収不能見込額を、表 58 は長期延滞債権と回収不能見込額をそれぞれ示したものです。

未収金は約 8 億円でそのうち約 4,400 万円が回収不能見込額として積算されます。長期延滞債権は約 53 億円で、回収不能見込額が約 11 億円となっています。

表 59 は未収金、長期延滞債権のうち資産に計上すべき額を示しています。未収金、長期延滞債権から回収不能見込額を差し引いた資産に計上すべき額は約 50 億円です。

表 57　未収金と回収不能見込額
（平成 27 年 3 月 31 日現在）　（単位：千円）

相手先名または種別	貸借対照表価額	回収不能見込額
【貸付金】		
看護師等修学資金	480	0
地域医療医師修学資金	0	0
母子寡婦福祉資金	44,559	0
保育所運営資金	0	0
奨学資金	292	0
小　計	45,331	0
【市税等】		
個人市民税	443,750	706
法人市民税	11,423	0
固定資産税	137,725	83
軽自動車税	5,279	1
市たばこ税	0	0
事業所税	5,771	0
都市計画税	32,606	14
小　計	636,554	804
分担金及び負担金	14,749	7,448
使用料及び手数料	8,301	1,179
諸収入（雑入）	99,161	34,825
小　計	122,211	43,452
合　計	804,096	44,256

表 58　長期延滞債権と回収不能見込額
（平成 27 年 3 月 31 日現在）　（単位：千円）

相手先名または種別	貸借対照表価額	回収不能見込額
【貸付金】		
看護師等修学資金	100	0
地域医療医師修学資金	0	0
母子父子寡婦福祉資金	346,336	6,284
保育所運営資金	0	0
奨学資金	1,574	0
小　計	348,010	6,284
【市税等】		
個人市民税	2,825,441	649,891
法人市民税	86,502	21,064
固定資産税	1,059,501	122,261
軽自動車税	42,522	14,005
市たばこ税	0	0
事業所税	6,029	205
都市計画税	248,581	28,710
小　計	4,268,576	836,136
分担金及び負担金	177,885	72,801
使用料及び手数料	69,819	4,116
諸収入（雑入）	475,531	154,015
小　計	723,235	230,932
合　計	5,339,821	1,073,352

表 59　未収金、長期延滞債権のうち資産に計上すべき額

	収入未済額 (A)	うち回収不能見込額 (B)	資産計上額 (A)-(B)
	千円	千円	千円
未収金	804,096	44,256	759,840
長期延滞債権	5,339,821	1,073,352	4,266,469
合　　計	6,143,917	1,117,608	5,026,309

なお、地役権や無体財産権（特許権、意匠権、商標権）については、本市が採用する財務諸表である総務省方式改訂モデルにおいて、台帳の段階的整備が認められており時価評価が行われていないため財務諸表には計上していません。

第２節　負債の種類

負債には、市債のほか債務負担行為や引当金などがあります。

負債の状況を示す方法は、普通会計決算のほか、第６章で解説する新地方公会計制度（以下「新公会計制度」という。）がありますが、それぞれ取り扱う範囲や積算方法が異なります。

負債の状況は、財政状況を示す重要な情報のひとつであり、財政健全化法の将来負担比率などいくつかの財政指標があります。

１．市債現在高

（１）市債現在高の状況

表 60 は、普通会計上の本市の市債の現在高を示しています。平成 26 年度末現在の市債現在高は約 2,611 億円、前年度末に比べ約 115 億円（+4.6%）の増加となっています。このうち、建設債等は平成 26 年度末で約 1,588 億円となっており、前年度末に比べ 0.2%増加しています。臨時財政対策債は約 1,022 億円で前年度末に比べ 12.3%の増加となっています。

市民一人当たりの市債現在高は約 37 万円です。

表 60　市債現在高の状況

種　　別	平成 26 年度末現在高	平成 25 年度末現在高	増　　減	対前年度伸率
建設債等※1	千円 158,849,424	千円 158,563,124	千円 286,300	% 0.2
臨時財政対策債	102,231,631	91,050,020	11,181,611	12.3
合　　計	261,081,055	249,613,144	11,467,911	4.6
市民一人当たりの市債現在高※2	円 365,286	円 349,905	円 15,381	－

※１　建設債等は、臨時財政対策債以外の全ての市債

※２　市民一人当たりの市債現在高は、年度末現在高を年度末の住民基本台帳人口で除したもの

市債は、借入額を概ね 5 年から 30 年で毎年償還することを原則としていますが、本市が発行する全国型市場公募地方債は、10 年満期一括の償還方法となっています。この方式では、償還の無い 9 年目までと償還年度で市の負担額に大きな差が生じることから、負担の平準化を図るため毎年一定額を減債基金に積立てをし、これを原資の一部として 10 年目の償還を行います。普通会計では、積立額を市債現在高から差し引く一方、積立金は決算額に計上しないルールとなっています。

（２）借先別現在高の状況

表 61 は市債現在高を借先別に示しています。

市債の現在高約 2,611 億円のうち、約 1,025 億円が国からの借入れで全体の約半分を占めています。しかし、前年度に比べ全体で約 67 億円減少しており、不足分は地方公共団体金融機構*[12] や銀行等の民間金融機関からの資金調達で賄っています。

これは、国の郵政民営化などに伴い、本市に限らず地方公共団体の資金調達先が、国以外にシフトしてきたことによるものです。地方公共団体金融機構は、こうした状況に対処するため、地方公共団体が出資し、各団体の円滑な資金調達を目的に設立されたものです。

こうした状況の下、本市では資金調達の安定性を確保するため、普通会計では平成 21 年度より、これまで調達実績の無かった保険会社等も対象に含めるなど、調達先の多様化を図っています。また、22 年度からは「全国型市場公募地方債」により機関投資家や諸法人、市外の方を含めた個人に対して広く債券を発行しています。

表 61　借先別市債現在高の状況

借 入 先	平成 26 年度末 現 在 高	平成 25 年度末 現 在 高	増　減	対前年度伸率
国（財務省ほか）※１	千円 102,475,961	千円 109,167,610	千円 △ 6,691,649	% △ 6.1
地方公共団体金融機構※２	17,245,528	17,481,814	△ 236,286	△ 1.4
銀行、信用金庫、農協等	77,545,769	65,913,037	11,632,732	17.6
保険会社等	5,618,353	5,859,577	△ 241,224	△ 4.1
市場公募地方債	51,166,667	43,100,000	8,066,667	18.7
その他	7,028,777	8,091,106	△ 1,062,329	△ 13.1
合　　計	261,081,055	249,613,144	11,467,911	4.6

※１「国」には旧郵政公社資金の残高を含む

※２「地方公共団体金融機構」には、前身の旧公営企業金融公庫資金の残高を含む

本文中の＊印は、用語解説P167をご参照ください。

（３）市債残高の推移

グラフ 60 は、市債の各年度末現在高（残高）を示しています。

市債残高は平成 17、18 年度に合併の影響で増加しています。その後は市債の発行抑制の効果もあり減少に転じますが、平成 21 年度は、経済対策事業の実施に伴う補正予算債の追加発行などにより再び増加しています。また、平成 22 年度以降は政令指定都市移行に伴う国直轄事業負担金に係る市債なども増加要因になっています。

内訳別に見ると、建設債等については平成 17 年度から平成 20 年度まで減少しつづけていましたが、平成 21 年度以降は増加しています。

一方、臨時財政対策債は、初めて発行した平成 13 年度以降、ほぼ毎年増加を続け 26 年度では 1,000 億円を越えています。

グラフ 60　市債残高の推移

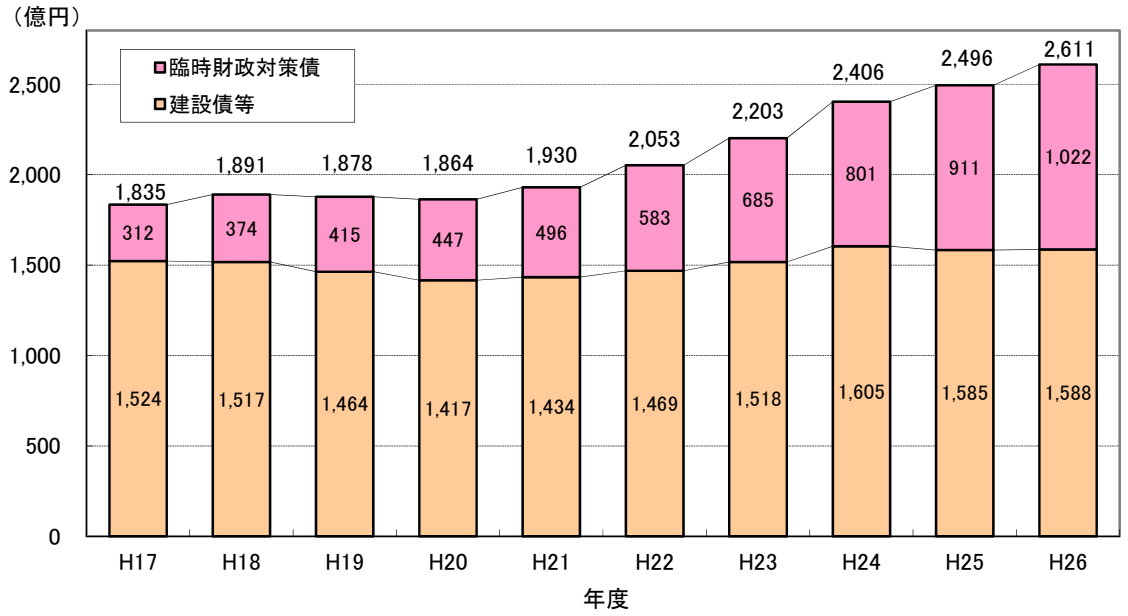

（４）市債現在高に関する財政指標と他市との比較

グラフ 61 及び 62 は、市債現在高に関する財政指標により他市との比較を行ったものです。

ア　一人当たりの市債現在高

一人当たりの市債現在高は、年度末現在の住民基本台帳人口で市債現在高を除したものです。

相模原市は、約 37 万円で政令指定都市の中で第 3 位の少なさとなっています。

グラフ 61　一人当たりの市債現在高の比較（平成 26 年度末現在）

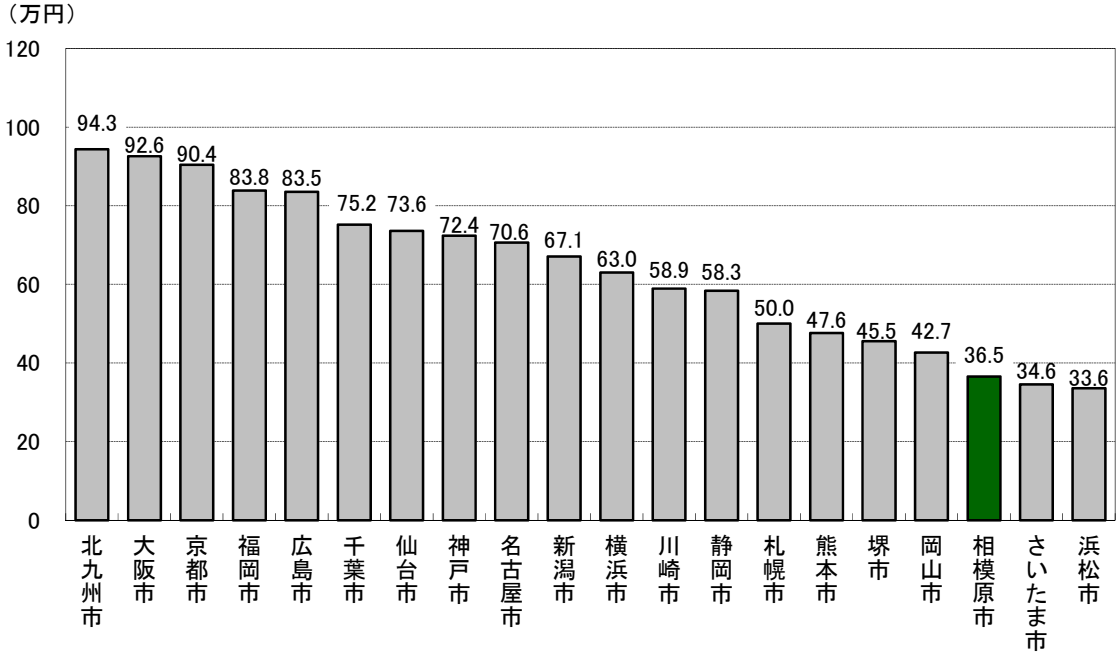

イ　歳入総額に対する市債現在高の比率

相模原市は、1.00 で政令指定都市の中で第３位の小ささとなっています。

歳入総額に対する市債現在高の比率　＝　市債現在高÷歳入決算額

この比率は、財政規模に対する市債現在高の割合を示したもので、個人の「年収に対するローン残高」と似た指標です。

グラフ 62　歳入総額に対する市債現在高の比率

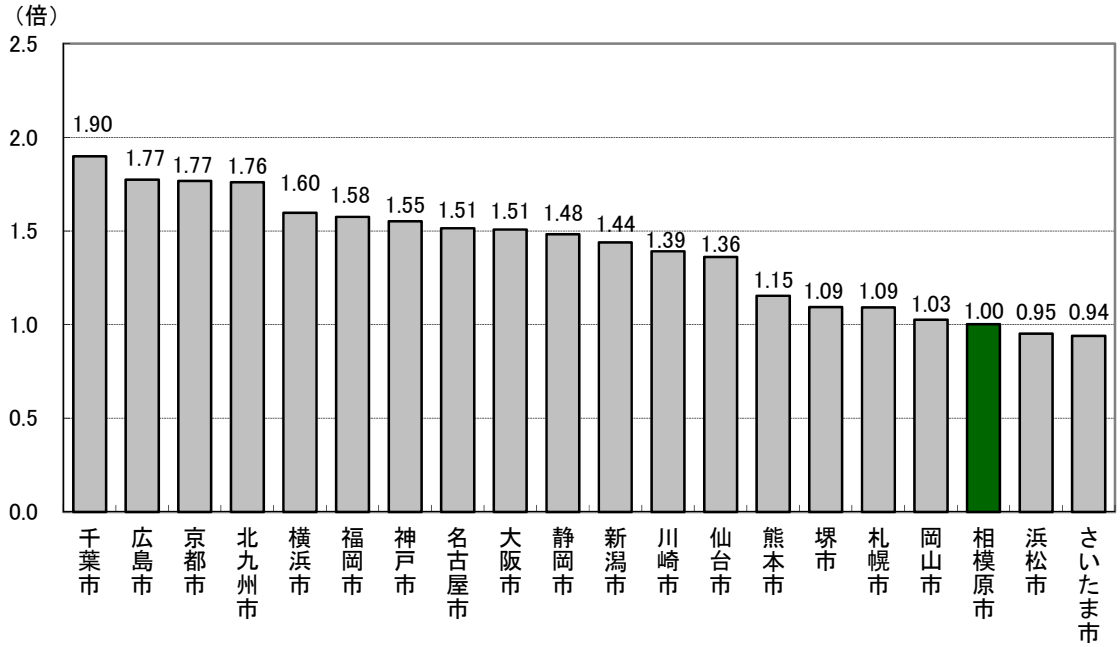

２．債務負担行為

（１）債務負担行為の状況

債務負担行為とは、単年度主義での会計期間を超えて債務を負担する行為で、将来の支払いを約束したものです。

具体的には、翌年度以降において物件を買い取る契約行為、年賦による物件購入の契約行為など既に支払うことが確定しているものと、土地開発公社が金融機関の融資に対し返済が滞った際の弁済を約束する行為など状況に応じて支払いが必要になるものがあります。

状況に応じて支払いが必要になるものについては、新公会計制度に基づく財務諸表上は負債額に計上されませんが、将来負担比率（財政健全化法に基づく財政指標）上は、負担の可能性に応じて所要額が負債額に計上されます。

債務負担行為は、議会の議決により限度額を事前に設定しています。債務負担行為に基づき、実際に支出が必要となる場合のみ、各年度に必要な予算を計上し支出をします。

本市の債務負担行為の状況は表 62 のとおりです。

表 62　債務負担行為の状況

区　分	債務保証によるもの	損失補償によるもの	物件等の年賦購入等に係るもの	うち土地の購入に係るもの	その他	合　　計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
河 川	443,250	－	－	－	－	443,250
道 路	3,684,758	－	－	－	343,145	4,027,903
公 園	4,428,728	－	－	－	－	4,428,728
その他	927,369	1,617,275	1,045,158	617,031	48,244,470	51,834,272
合　計	9,484,105	1,617,275	1,045,158	617,031	48,587,615	60,734,153

（２）債務負担行為の種類

ア　債務保証

債務保証とは、いわゆる地方三公社*13が外部から資金融資を受ける際に、地方公共団体が代位弁済の契約により信用補完を行うことをいい、本市の場合、債務保証は、すべて土地開発公社*14の公共用地先行取得事業に対するものです。土地開発公社は、市の依頼に基づいて公共施設等の予定地を先行取得する際、必要となる資金を金融機関から借り入れます。この資金の借り入れにあたり、市では、土地開発公社からの返済が万が一滞った場合など、市が代位弁済する旨の証書を差し入れています。一般にいう連帯保証人のような役割ですから、土地開発公社が金融機関に滞りなく返済を行っている場合には、市の負担は生じません。

しかし、土地開発公社が取得した土地は、公共施設等の用地ですから、市が将来買い取る必要があります。市では、土地開発公社に対し、将来買い取る旨の契約も行っており、こちらも将来の負担を約束した債務負担行為の一種です。このように、公共用地先行取得というひとつの事業に対し、本市では２つの債務負担行為を行っていますが、２つの債務負担行為に基づく負担が、同時には発生することはありませんので、表 62 では債務保証の金額を掲載しています。

道路、公園などの予定地として約 95 億円を土地開発公社が既に取得しており、これを将来市が買い取ることになっています。

イ　損失補償

損失補償は、外郭団体等の外部との契約締結に際し、信用補完のため損失が生じた場合の補てん等を約束するものです。

本市の損失補償は、市社会福祉協議会や市まち・みどり公社、（株）神奈川食肉センターに対する金融機関からの資金融資について、返済が滞るなどして金融機関に損失が生じた場合にそれを保証する旨の契約などが主なもので、合計額は約 16 億円です。

このうち、し尿等収集業務転換に対する損失補償（約１億 300 万円）は、今後の下水道整備の進捗に従って支払いが必要となるものですが、その他は対象団体が金融機関に対し損失を発生させない限り市の負担は生じません。

ウ　物件の年賦購入等にかかるもの

物件の年賦購入等にかかるものは、不動産を年賦により購入する契約などで市営南台団地用地、自転車駐車場用地（橋本駅南口バイク駐車場）の購入や公共床（杜のホールはしもとなど）に対する賃借料もここに分類されます。

本文中の＊印は、用語解説P167をご参照ください。

表 63　物件の年賦購入等に係る債務負担行為の状況

	限度額	平成 26 年度 支　出　額	平成 27 年度 以降 支出予定額	左の財源内訳	
				特定財源	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円
市営南台団地用地購入事業	2,290,000	62,414	375,082	0	375,082
公共床の取得に係る賃借料	2,968,843	535,827	428,127	0	428,127
自転車駐車場用地購入事業	242,139	0	241,949	0	241,949
合　　計	5,500,982	598,241	1,045,158	0	1,045,158

エ　その他

その他にも、複数年にわたる補助金支出や公共施設の維持管理に関する指定管理者契約、経済対策事業として翌年度工事の契約を前倒しして行うためのいわゆるゼロ市債*15などいろいろな債務負担行為があります。

本文中の＊印は、用語解説P167をご参照ください。

表 64　その他の債務負担行為の状況

	限度額	平成 26 年度 支　出　額	平成 27 年度 以降 支出予定額	左の財源内訳	
				特定財源	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円
㈱神奈川食肉センター食肉流通施設整備事業補助金	1,401,000	75,880	74,746	0	74,746
相模原赤十字病院建設費借入償還金補助金	4,077,247	257,392	2,522,742	0	2,522,742
資源分別回収事業中間処理業務委託	5,102,200	461,986	2,777,253	1,142,736	1,634,517
中学校完全給食推進事業	1,494,000	180,184	217,086	0	217,086
地域医療寄附講座開設事業	107,300	20,000	84,000	6,666	77,334
国県道に係る県債償還金負担金	19,933,563	664,452	18,604,656	0	18,604,656
ペットボトル等分別回収事業	2,669,053	272,160	2,269,871	237,756	2,032,115
生活交通確保対策補助金	74,389	0	25,500	0	25,500
乗合タクシー運行事業	12,000	0	12,000	0	12,000
基幹システム最適化事業	4,147,200	0	4,147,200	0	4,147,200
道路改良事業（市道沼荒久根小屋金原道路改良工事他）	324,000	0	324,000	305,200	18,800
都市計画道路等整備事業（都市計画道路大山氷川線（旭中学校入口交差点）道路改良工事）	19,145	0	19,145	17,200	1,945
指定管理経費	22,001,778	3,755,589	17,509,416	4,198,637	13,310,779
合　　計	61,362,875	5,687,643	48,587,615	5,908,195	42,679,420

３．引当金

（１）退職引当金

職員や非常勤特別職の退職手当としての現段階での必要額で、平成 26 年度末に職員全員が自己都合で退職した場合に支払うべき退職手当の総額です。

市では、一定の雇用契約の下に雇用を行っており、この契約により既に支払うべき額が確定した分は財務諸表、将来負担比率ともに一種の負債として取り扱われます。平成 26 年度末現在の引当金額は約 311 億円で、退職手当の支給率の引下げなどに伴い前年度に比べ約 34 億円の減となっています。

表 65　退職手当引当金の状況

	平成 26 年度	平成 25 年度	増　減
退職引当金	千円 31,057,126	千円 34,503,316	千円 △ 3,446,190

（２）賞与引当金

賞与引当金は、6 月の賞与が前年度 12 月から 3 月と当該年度の 4、5 月の勤務に対し支給されるため、前年度分の勤務について 3 月末時点で翌年度に引き継ぐべき負債として計算されます。年度間の負債の行き来を正確に表現するために財務諸表にのみ計上されます。平成 26 年度末現在の引当金額は約 23 億円です。

第6章　財 務 諸 表

白書早読み

早読みは、この章を簡単にまとめたページです。

※早読みページ内の表番号は本文の番号によります。

本市では、総務省方式改訂モデル財務諸表を作成しています。

このうち、貸借対照表は本市の資産と負債の状況を示していますが、資産合計が負債合計を大きく上回っており、純資産比率は政令指定都市の平均に比べほぼ同様の水準にあることがわかります。

表 66　普通会計の貸借対照表（平成 27 年 3 月 31 日現在）（抜粋）　（単位：億円）

借　方		貸　方	
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
１．公共資産	8,172	１．固定負債	3,035
（うち有形固定資産）	(8,172)	２．流動負債	310
２．投資等	168	負債合計	3,345
３．流動資産	256	〔純資産の部〕	
		純資産	5,251
資産合計	8,596	負債・純資産合計	8,596

表 76　純資産比率の状況

	相模原市		政令指定都市平均（平成 26 年度末）
	平成 26 年度末	平成 25 年度末	
純資産比率	61.1%	61.8%	63.0%

市民一人当たりの貸借対照表では、政令指定都市の平均と比べ、本市の資産合計、負債合計、純資産合計のいずれの項目も概ね半分程度となっており、本市が資産形成も負債も少ないことがわかります。

表 80　市民一人当たりの貸借対照表

（単位：千円）

借　方	相模原市（H26）	政令指定都市平均（H26）	貸　方	相模原市（H26）	政令指定都市平均（H26）
〔資産の部〕			〔負債の部〕		
公共資産	1,143	1,687	固定負債	425	663
投資等	23	199	流動負債	43	71
流動資産	36	110	負債合計	468	734
			〔純資産の部〕		
			純資産合計	734	1,262
資産合計	1,202	1,996	負債・純資産合計	1,202	1,996

表 75　社会資本の将来世代負担率の状況

	相模原市		政令指定都市平均（平成 26 年度末）
	平成 26 年度末	平成 25 年度末	
社会資本の将来世代負担率	36.4%	35.3%	39.0%

表 69　平成 26 年度普通会計行政コスト計算書（抜粋）

（単位：千円）

	金額
〔経常行政コスト〕	210,352,758
人にかかるコスト	40,063,312
物にかかるコスト	57,818,802
移転支出的なコスト	111,941,817
その他のコスト	528,827
〔経常収益〕	7,365,265
（差引）純経常行政コスト	202,987,493

行政コスト計算書は、各種の行政サービスの提供など資産形成以外の行政活動に要したコストを、減価償却費など非現金経費も含めて表しています。

市民一人当たりの純経常行政コストでは、政令指定都市の平均に比べ本市のコストは小さく抑えられていることがわかります。

表 79　市民一人当たりの純経常行政コストの状況

（単位：千円）

	相模原市		政令指定都市平均（平成 26 年度末）
	平成 26 年度末	平成 25 年度末	
市民一人当たりの純経常行政コスト	284	277	339

第１節　財務諸表とは

１．新公会計制度と採用モデル

国や地方公共団体の会計のことを公会計といいますが、普通会計など現在採用されている公会計制度は、その年の予算に対する現金の収入と支出を管理するもので、一般の家庭に例えると家計簿で管理している家計のようなものです。

しかし、一般の家庭でも住宅ローンを組んで住宅を購入するなど、長期にわたる借金をして資産を得ることがあると思います。その場合、家計簿での管理だけでは、借金の返済状況や購入した住宅の資産価値は把握しきれません。

これは、地方公共団体も同様で、各団体が整備した建物・公園・道路等の社会資本の状況や、これらを形成するために借り入れた負債の状況などを現行の会計制度で的確に把握し、わかりやすく説明するため企業会計の考え方を取り入れたのが新公会計制度です。

総務省通知では、作成する財務諸表について２つの推奨モデルが示されおり、いずれかのモデルを用いて作成・公表することとされています。2 つのモデルは「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」といい、それぞれの特徴は次のとおりです。

○基　準　モ　デ　ル：日々の予算執行を複式簿記で管理。固定資産については期首（スタート時点）で固定資産台帳を整備し、時価評価で、もれなく計上する。

○総務省方式改訂モデル：現行の公会計制度に基づく地方財政状況調査から読み替えで作成。固定資産については、過去の決算統計から取得価額を積み上げ計上する。固定資産台帳については段階的に整備することが認められている。

本市では、新公会計制度が始められる以前より「旧総務省方式」と呼ばれる手法で貸借対照表などを作成していたことや、従来からの決算書との比較のしやすさなどから「総務省方式改訂モデル」を採用し、平成 20 年度決算より新制度に基づく財務諸表を作成しています。

２．財務４表とその相互関係

新公会計制度に基づく財務諸表とは、下記の 4 つの表のことで、それぞれの表は互いに関連をもち４つが別々の視点でその団体の財政状況を表しています。

○貸借対照表（バランスシート）【資産や負債の状況がわかる表】

地方公共団体が保有している資産と、その資産をどのような財源で賄ってきたかを総括的に表しています。

○行政コスト計算書　【受益者負担の状況がわかる表】

1 年間の行政活動のうち資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、その行政サービスの直接の対価として得られた財源の対比を表しています。

○純資産変動計算書　【純粋な資産額の変動】

地方公共団体が保有する純粋な資産が 1 年間でどのように変動したかを表しています。

○資金収支計算書　【資金収支の総括表】

資金の出入りの情報を「経常的」、「公共資産整備」、「投資・財務的」の 3 つの区分に分けて表しています。

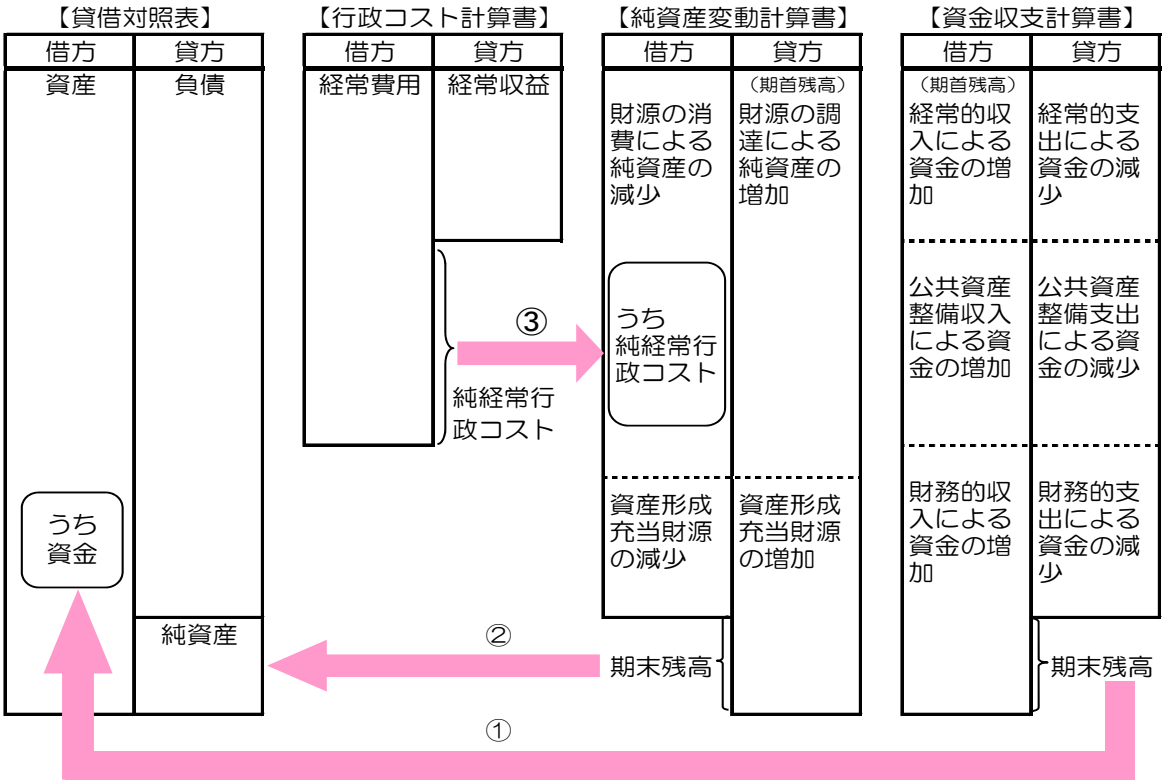

前ページのイメージは、財務４表の相関について示しています。

（１）【資金収支計算書】は資金の動きを表す計算書ですが、期末資金残高は【貸借対照表】の残高と必ず一致します。すなわち【資金収支計算書】は【貸借対照表】に計上されている資金の増減明細ということになります。

（２）【貸借対照表】の純資産は、国・都道府県からの補助金や自団体の財源で既に負担した部分を表していますが、この純資産の変動を表したものが【純資産変動計算書】になります。

（３）【行政コスト計算書】は【純資産変動計算書】における純経常行政コストの詳細な内訳明細です。１年間にかかった経常行政コスト総額から受益者負担である経常収益を控除することで、一般財源、補助金受入等で負担すべき純経常行政コストが算出されます。

３．作成基準

作成基準日は会計年度の最終日（平成 27 年 3 月 31 日）です。

対象会計は普通会計で、原則として決算統計が始められた昭和 44 年度以降の決算統計データの数値を用いて作成しています。

第２節　貸借対照表

１．貸借対照表の見方

貸借対照表（バランスシート）とは、作成基準日において、市が保有するすべての資産・負債等のストック（財貨の貯蔵量）の状況を総括的に表示したもので、過去から累積された資産・負債等の状況をわかりやすくしたものです。

左側（借方）には『資産の部』として公共資産、投資等及び流動資産など、本市が基準日において所有する財産の状況を記載しています。

右側（貸方）には、資産の部に計上された財産を形成するための財源となった資金を『負債の部』と『純資産の部』に分けて載せています。

このうち、『負債の部』は、固定負債と流動負債に分けて、地方債・債務負担行為・退職手当引当金など将来において負担しなければならないものを記載しています。

『純資産の部』は、企業における「資本」にあたる部分で、『資産の部』から『負債の部』を差し引いたものをいい、市においては、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等及びその他一般財源等（市税等）がこれに該当します。つまり、前ページの図を式で表すと、

『資産の部』＝『負債の部』＋『純資産の部』

となり、左右のバランスのとれた対照表となります。

<table>
<tr><th>借　　方</th><th>貸　　方</th></tr>
<tr><td rowspan="2">〔資産の部〕
○公共資産

○投資等

○流動資産</td><td>〔負債の部〕
○固定負債
○流動負債</td></tr>
<tr><td>〔純資産の部〕
○公共資産等整備国県補助金等
○公共資産等整備一般財源等
○その他一般財源</td></tr>
</table>

２．本市普通会計の貸借対照表

表 66 は、本市の普通会計の貸借対照表（平成 27 年 3 月 31 日現在）とその見方を示したものです。

各計上科目の積算方法は第 5 章のとおりです。

ただし、負債の部については、長期的な負債である固定負債と、翌年度の返済が予算額として担保されている流動負債を区分するため、「地方債」現在高のうちの「翌年度償還予定地方債」償還額を、債務負担行為のうち翌年度以降の支払いが確定しているものを計上する「長期未払金」のうちの翌年度支払分である「未払金」を、「退職手当引当金」のうち「翌年度支払予定退職手当」をそれぞれ分割計上しています。

本市普通会計の資産合計は、約 8,596 億円で、このうち公共資産が約 8,172 億円と約 95%を占めています。

一方、負債合計は約 3,345 億円で、固定負債の「地方債」と流動負債の「翌年度償還予定地方債」に分かれて計上されている地方債残高の約 2,655 億円が約 79%を占めています。

資産合計から負債合計を差し引いた純資産合計は約 5,252 億円で、資産が負債を大きく上回っています。

表 66　普通会計の貸借対照表（平成 27 年 3 月 31 日現在）とその見方

貸借対照表の見方

公共資産

有形固定資産と売却可能資産に区分して計上しています。
(1)有形固定資産
資産の評価方法は再調達価額が基本とされていますが、資産台帳の段階的整備が認められていることから、平成２６年度決算では取得原価主義により積算し、行政目的別に表示しています。土地以外の資産については定額法により減価償却しています。
(2)売却可能資産
市が所有する土地のうち売却が可能なものを時価評価により計上しています。

投資等

投資及び出資金・貸付金・基金の年度末残高に加え、前年度以前から収入未済となっている債権なども計上しています。
基金のうち、流動性の高い財政調整基金などは流動資産に区分して計上しています。
また、長期延滞債権のうち、過去の実績から最終的に不納欠損となる可能性がある額を按分計算するなどにより積算し回収不能見込額として計上しています。

流動資産

歳計現金（形式収支額）や流動性の高い基金のほか、平成26年度に発生した収入未済額（長期延滞債権振替分は除く）を未収金として計上しています。
未収金については、過去の実績から最終的に不納欠損となる可能性がある額を按分計算するなどにより積算し回収不能見込額として計上しています。

借		方	
[資産の部]			
1　公共資産			
(1) 有形固定資産			
①生活インフラ・国土保全	465,326,690		
②教育	213,781,840		
③福祉	18,272,783		
④環境衛生	42,520,116		
⑤産業振興	15,346,570		
⑥消防	17,882,456		
⑦総務	44,053,732		
有形固定資産合計		817,184,187	
(2) 売却可能資産		649	
公共資産合計			817,184,836
2　投資等			
(1) 投資及び出資金			
①投資及び出資金	2,321,496		
②投資損失引当金	0		
投資及び出資金計		2,321,496	
(2) 貸付金		589,376	
(3) 基金等			
①退職手当目的基金	0		
②その他特定目的基金	5,215,502		
③土地開発基金	2,000,000		
④その他定額運用基金	2,454,173		
⑤退職手当組合積立金	0		
基金等計		9,669,675	
(4) 長期延滞債権		5,339,821	
(5) 回収不能見込額		△ 1,073,352	
投資等合計			16,847,016
3　流動資産			
(1) 現金預金			
①財政調整基金	12,211,357		
②減債基金	4,543,027		
③歳計現金	8,094,151		
現金預金計		24,848,535	
(2) 未収金			
①地方税	636,554		
②その他	167,542		
③回収不能見込額	△ 44,256		
未収金計		759,840	
流動資産合計			25,608,375
資　産　合　計			859,640,227

（単位：千円）

貸方			
[負債の部]			
1　固定負債			
(1) 地方債		242,424,997	
(2) 長期未払金			
①物件の購入等	9,793,771		
②債務保証又は損失補償	0		
③その他	20,208,531		
長期未払金計		30,002,302	
(3) 退職手当引当金		31,057,126	
(4) 損失補償等引当金		0	
固定負債合計			303,484,425
2　流動負債			
(1) 翌年度償還予定地方債		23,097,728	
(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）		0	
(3) 未払金		1,540,620	
(4) 翌年度支払予定退職手当		4,100,000	
(5) 賞与引当金		2,254,787	
流動負債合計			30,993,135
負　債　合　計			334,477,560
[純資産の部]			
1　公共資産等整備国県補助金等			114,625,306
2　公共資産等整備一般財源等			582,167,737
3　その他一般財源等			△ 171,588,228
4　資産評価差額			△ 42,148
純　資　産　合　計			525,162,667
負債・純資産合計			859,640,227

地方債

年度末の地方債残高から翌年度償還予定額（流動負債に別途計上）を差し引いた額を計上しています。

長期未払金

債務負担行為のうち、既に契約相手の履行が完了するなど債務が確定しているものについて、平成２８年度以降の支払い分を計上しています。翌年度（平成２７年度）支払い分は流動負債（未払金）に計上しています。

退職手当引当金

特別会計の従事者も含めた市職員が年度末に全員普通退職した場合の退職手当支給を全額計上しています。

流動負債

地方債の「翌年度償還予定額」や債務負担行為確定分に係る翌年度支払い分として「未払金」「翌年度支払予定退職手当」などを計上しています。

このうち「賞与引当金」は翌年度夏季一時金の支払予定額のうち平成２６年度勤務に対する手当分を引当てたものです。

純資産

資産合計－負債合計の金額を意味します。

公共資産等整備国県補助金等

公共資産等整備一般財源等

公共資産の整備に充当した補助金や一般財源の累計額を有形固定資産同様に減価償却した額を計上しています。

その他一般財源

純資産合計から公共資産等整備国県補助金・一般財源、資産評価差額を差し引いた額を表示しています。

貸借対照表に計上される負債のうち、他団体に対する資産整備についての補助金やその他行政コストに充てた地方債残高などが計上されています。

貸借対照表の補足情報

※１　他団体及び民間への支出金により形成された資産	①生活インフラ・国土保全	66,231,195 千円
	②教育	623,914 千円
	③福祉	26,249,288 千円
	④環境衛生	4,432,493 千円
	⑤産業振興	13,916,309 千円
	⑥消防	1,207,027 千円
	⑦総務	5,376,918 千円
	計	118,037,144 千円
上の支出金に充当された財源	①国県補助金等	千円
	②地方債	千円
	③一般財源等	118,037,144 千円
	計	118,037,144 千円
※２　債務負担行為に関する情報	①物件の購入等	965,695 千円
	②債務保証又は損失補償	103,349 千円
	（うち共同発行地方債に係るもの	千円）
	③その他	22,681,738 千円

※３　地方債残高（翌年度償還予定額を含む）のうち219,546,809千円については、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれているものです。

※４　普通会計の将来負担に関する情報

項目	金額	[内訳] 負債計上 【(翌年度償還予定)地方債・(長期)未払金・引当金】	[内訳] 注記 【契約債務・偶発債務】
普通会計の将来負担額	382,152,780 千円		
［内訳］　普通会計地方債残高	266,630,063 千円	266,630,063 千円	
債務負担行為支出予定額	31,542,922 千円	31,542,922 千円	0 千円
公営事業地方債負担見込額	45,795,997 千円		45,795,997 千円
一部事務組合等地方債負担見込額	0 千円		0 千円
退職手当負担見込額	35,157,126 千円	35,157,126 千円	
第三セクター等債務負担見込額	3,026,672 千円	0 千円	3,026,672 千円
連結実質赤字額	0 千円		0 千円
一部事務組合等実質赤字負担額	0 千円		0 千円
基金等将来負担軽減資産	333,289,585 千円		
［内訳］　地方債償還額等充当基金残高	26,076,073 千円		
地方債償還額等充当歳入見込額	87,666,703 千円		
地方債償還額等充当交付税見込額	219,546,809 千円		
(差引)普通会計が将来負担すべき実質的な負債	48,863,195 千円		

※５　有形固定資産のうち、土地は416,511,044千円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は467,446,330千円です。

３．前年度貸借対照表との比較

本市では、新公会計制度に基づく財務諸表を平成 20 年度より作成しています。平成 25 年度と 26 年度を比較したのが表 67 です。

（１）資産合計等

平成 25 年度との比較では、資産は約 24 億円増加し、負債は約 68 億円増加したため、その結果、純資産は約 44 億円減少しています。

（２）資産

公共資産のうち有形固定資産は、合計で約 33 億円増加しています。

有形固定資産を行政目的別にみると、「生活インフラ・国土保全」が約 58 億円、デジタル消防救急無線の整備などで「消防」が約 11 億円増加しています。「教育」、「福祉」、「環境衛生」、「産業振興」及び「総務」については資産の売却に伴い資産額が減少しています。

売却可能資産は、前年度から約 300 万円減少しています。

投資等は産業集積促進基金や社会福祉基金の取崩しなどにより約 6 億円減少し、合計では約 10 億円減少しています。

流動資産は、財政調整基金の取崩しによる減少（約 10 億円）と減債基金の積立による増加（約 16 億円）などにより、全体では約 1.5 億円増加しています。

（３）負債

固定負債のうち、地方債は固定負債の「地方債」と流動負債の「翌年度償還予定地方債」を合わせて約 130 億円増加しています。

退職手当引当金は、固定負債の「退職手当引当金」と流動負債の「翌年度支払予定退職手当」を併せて約 33 億円減少しています。

流動負債は、翌年度償還予定地方債の増加などにより、約 21 億円増加しています。

（４）純資産

公共資産等整備国県補助金等及び公共資産等整備一般財源等は増加していますが、その他一般財源等は主に行政コストにより減少し、全体では約 44 億円減少しています。

表 67　貸借対照表前年度比較

（単位:千円）

相模原市普通会計貸借対照表　比較表

（単位：千円）

借　　方	２６年度			２５年度			２６年－２５年度
	金　額	市民一人当たり	構成比%	金　額	市民一人当たり	構成比%	差　額
[資産の部]							
1. 公共資産							
(1) 有形固定資産	817,184,187	1,143	95.1%	813,921,739	1,141	94.9%	3,262,448
①生活インフラ・国土保全	465,326,690	651	54.1%	459,555,395	644	53.6%	5,771,295
②教育	213,781,840	299	24.9%	214,780,350	301	25.1%	△ 998,510
③福祉	18,272,783	26	2.1%	18,675,853	26	2.2%	△ 403,070
④環境衛生	42,520,116	59	4.9%	43,424,456	61	5.1%	△ 904,340
⑤産業振興	15,346,570	21	1.8%	16,098,055	23	1.9%	△ 751,485
⑥消防	17,882,456	25	2.1%	16,757,593	23	2.0%	1,124,863
⑦総務	44,053,732	62	5.1%	44,630,037	63	5.2%	△ 576,305
(2) 売却可能資産	649	0	0.0%	3,784	0	0.0%	△ 3,135
公共資産合計	817,184,836	1,143	95.1%	813,925,523	1,141	94.9%	3,259,313
2. 投資等							
(1) 投資及び出資金	2,321,496	3	0.3%	2,316,186	3	0.3%	5,310
①投資及び出資金	2,321,496	3	0.3%	2,316,186	3	0.3%	5,310
②投資損失引当金	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0
(2) 貸付金	589,376	1	0.1%	583,193	1	0.1%	6,183
(3) 基金等	9,669,675	14	1.1%	10,233,559	14	1.2%	△ 563,884
①退職手当目的基金	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0
②その他特定目的基金	5,215,502	7	0.6%	5,779,477	8	0.7%	△ 563,975
③土地開発基金	2,000,000	3	0.2%	2,000,000	3	0.2%	0
④その他定額運用基金	2,454,173	3	0.3%	2,454,082	3	0.3%	91
⑤退職手当組合積立金	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0
(4) 長期延滞債権	5,339,821	7	0.6%	5,855,169	8	0.7%	△ 515,348
(5) 回収不能見込額	△ 1,073,352	△ 2	△ 0.1%	△ 1,102,544	△ 2	△ 0.1%	29,192
投資等合計	16,847,016	23	2.0%	17,885,563	25	2.1%	△ 1,038,547
3. 流動資産							
(1) 現金預金	24,848,535	35	2.9%	24,688,401	35	2.9%	160,134
①財政調整基金	12,211,357	17	1.4%	13,260,665	19	1.5%	△ 1,049,308
②減債基金	4,543,027	6	0.5%	2,983,715	4	0.3%	1,559,312
③歳計現金	8,094,151	11	0.9%	8,444,021	12	1.0%	△ 349,870
(2) 未収金	759,840	1	0.1%	774,956	1	0.1%	△ 15,116
①地方税	636,554	1	0.1%	671,112	1	0.1%	△ 34,558
②その他	167,542	0	0.0%	155,320	0	0.0%	12,222
③回収不能見込額	△ 44,256	△ 0	△ 0.0%	△ 51,476	△ 0	△ 0.0%	7,220
流動資産合計	25,608,375	36	3.0%	25,463,357	36	3.0%	145,018
資 産 合 計	859,640,227	1,202	100.0%	857,274,443	1,202	100.0%	2,365,784

貸　　方	２６年度			２５年度			２６年度－２５年度
	金　額	市民一人当たり	構成比%	金　額	市民一人当たり	構成比%	差　額
[負債の部]							
1. 固定負債							
(1) 地方債	242,424,997	339	28.2%	231,393,123	324	27.0%	11,031,874
(2) 長期未払金	30,002,302	42	3.5%	32,890,718	46	3.8%	△ 2,888,416
①物件の購入等	9,793,771	14	1.1%	11,721,188	16	1.4%	△ 1,927,417
②債務保証又は損失補償	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0
③その他	20,208,531	28	2.4%	21,169,530	30	2.5%	△ 960,999
(3) 退職手当引当金	31,057,126	44	3.6%	34,503,316	48	4.0%	△ 3,446,190
(4) 損失補償等引当金	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0
固定負債合計	303,484,425	425	35.3%	298,787,157	419	34.9%	4,697,268
2. 流動負債							
(1) 翌年度償還予定地方債	23,097,728	32	2.7%	21,120,020	30	2.5%	1,977,708
(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0
(3) 未払金	1,540,620	2	0.2%	1,650,123	2	0.2%	△ 109,503
(4) 翌年度支払予定退職手当	4,100,000	6	0.5%	3,950,000	6	0.5%	150,000
(5) 賞与引当金	2,254,787	3	0.3%	2,167,093	3	0.3%	87,694
流動負債合計	30,993,135	43	3.6%	28,887,236	40	3.4%	2,105,899
負 債 合 計	334,477,560	468	38.9%	327,674,393	459	38.2%	6,803,167
[純資産の部]							
1. 公共資産等整備国県補助金等	114,625,306	160	13.3%	113,557,848	159	13.2%	1,067,458
2. 公共資産等整備一般財源等	582,167,737	814	67.7%	579,917,626	813	67.6%	2,250,111
3. その他一般財源等	△ 171,588,228	△ 240	△ 20.0%	△ 163,862,961	△ 229	△ 19.1%	△ 7,725,267
4. 資産評価差額	△ 42,148	△ 0	△ 0.0%	△ 12,463	△ 0	△ 0.0%	△ 29,685
純 資 産 合 計	525,162,667	734	61.1%	529,600,050	743	61.8%	△ 4,437,383
負債及び純資産合計	859,640,227	1,202	100.0%	857,274,443	1,202	100.0%	2,365,784

住民基本台帳人口	715,145 人	713,374 人

第３節　行政コスト計算書

１．行政コスト計算書とは

貸借対照表は資産、負債等の状況を明らかにするものでしたが、本市の活動は将来の世代も利用できる資産の形成だけではなく、各種の行政サービスも提供しています。この資産形成につながらない市民への行政サービスにどれだけ費用がかかり、それをどのような歳入で賄ったかを示すものが行政コスト計算書です。

計上するコストの範囲は、当該年度の市民に提供した行政サービスに要する費用のうち、資産形成につながる支出を除いた現金支出に減価償却費、不納欠損額、退職手当引当金や賞与引当金への繰入額といった非現金支出を加えたものをコストの範囲としており、普通会計では表現されないコストも計上しています。行政コスト計算書は、企業会計での経常経費の明細表に対応するものです。

目的別経費は、生活インフラ・国土保全、教育、福祉など行政分野ごとに、また、性質別経費は、普通会計をより大別化し、「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」、「移転支出的なコスト」、「その他のコスト」の 4 つに分類しています。4 つの分類と普通会計科目の対応関係は表 68 のとおりで、表 69 の行政コスト計算書には、分類番号のみが表示されています。

表 68　性質別分類に係る行政コスト計算書の分類と普通会計科目の対応表

分類番号	行政コスト計算書の分類	対応する普通会計の科目等
1	「人にかかるコスト」	人件費、（退職手当引当金繰入等、賞与引当金繰入額）
2	「物にかかるコスト」	物件費、維持補修費、（減価償却費）
3	「移転支出的なコスト」	社会保障給付、補助金等、他会計等への支出額、 他団体への公共資産整備補助金等
4	「その他のコスト」	失業対策費、公債費の利子分、債務負担行為繰入、 不納欠損額等

（　）内は普通会計にない科目

なお、経常収益については、「使用料・手数料」「分担金・負担金・寄附金」といった具体的な行政サービスに対する対価として収入される科目のみを計上しています。

２．本市普通会計の行政コスト計算書

表 69 は本市普通会計の行政コスト計算書です。行政コストは総額で約 2,104 億円となっており、そのうち手数料などの対価収入である経常収益で約 74 億円を賄い、差し引いた純経常行政コスト約 2,030 億円には税等が充てられています。

表69　普通会計行政コスト計算書

（自　平成26年4月１日
至　平成27年3月31日）

【経常行政コスト】　（単位：千円）

		総　額	（構成比率）	生活インフラ・国土保全	教　育	福　祉	環境衛生	産業振興	消　防	総　務	議会	支払利息	回収不能見込計上額	その他
1	（1）人件費	37,117,415	17.6%	3,434,288	5,446,427	7,794,451	5,114,668	844,506	5,691,448	7,921,396	870,231			0
	（2）退職手当引当金繰入等	691,110	0.3%	56,591	101,053	147,810	95,840	15,990	106,973	150,284	16,569			0
	（3）賞与引当金繰入額	2,254,787	1.1%	184,633	329,691	482,239	312,682	52,169	349,007	490,308	54,058			0
	小　計	40,063,312	19.0%	3,675,512	5,877,171	8,424,500	5,523,190	912,665	6,147,428	8,561,988	940,858			0
2	（1）物件費	35,051,716	16.7%	3,271,792	8,349,612	4,827,830	10,421,519	849,112	826,533	6,398,270	52,398			54,650
	（2）維持補修費	3,841,903	1.8%	1,804,686	767,994	171,969	798,200	65,089	44,325	189,640	0			
	（3）減価償却費	18,925,183	9.0%	7,721,577	4,756,401	924,835	2,552,362	796,055	851,275	1,322,678	0			
	小　計	57,818,802	27.5%	12,798,055	13,874,007	5,924,634	13,772,081	1,710,256	1,722,133	7,910,588	52,398	0		54,650
3	（1）社会保障給付	68,345,997	32.5%		584,407	66,284,942	1,476,648							
	（2）補助金等	11,996,246	5.7%	476,421	2,073,451	5,344,706	1,326,811	1,329,205	170,649	1,226,015	48,988			0
	（3）他会計等への支出額	24,191,096	11.5%	5,097,113	0	19,005,039	88,944	0	0	0	0			0
	（4）他団体への公共資産整備補助金等	7,408,478	3.5%	3,954,080	0	2,406,244	283,095	608,771	0	156,288	0			0
	小　計	111,941,817	53.2%	9,527,614	2,657,858	93,040,931	3,175,498	1,937,976	170,649	1,382,303	48,988			0
4	（1）支払利息	2,987,691	1.4%									2,987,691		
	（2）回収不能見込計上額	539,055	0.3%										539,055	
	（3）その他行政コスト	△ 2,997,919	−1.4%	0	0	0	0	0	0	0	0			△ 2,997,919
	小　計	528,827	0.3%	0	0	0	0	0	0	0	0	2,987,691	539,055	△ 2,997,919
経常行政コスト　a		210,352,758		26,001,181	22,409,036	107,390,065	22,470,769	4,560,897	8,040,210	17,854,879	1,042,244	2,987,691	539,055	△ 2,943,269
（構成比率）				12.4%	10.7%	51.1%	10.7%	2.2%	3.8%	8.5%	0.5%	1.4%	0.3%	−1.4%

【経常収益】

	総　額	（構成比率）	生活インフラ・国土保全	教　育	福　祉	環境衛生	産業振興	消　防	総　務	議会	支払利息	回収不能見込計上額	その他	一般財源振替額
1 使用料・手数料　b	5,165,402		1,244,265	166,169	1,088,221	1,316,678	230	10,416	301,496	0	0		0	1,037,927
2 分担金・負担金・寄附金　c	2,199,863		27,186	2,590	2,115,262	17,744	50	6,570	29,744	0	0		0	717
経常収益合計（b＋c）d	7,365,265		1,271,451	168,759	3,203,483	1,334,422	280	16,986	331,240	0	0		0	1,038,644
d／a	3.50%		4.9%	0.8%	3.0%	5.9%	0.0%	0.2%	1.9%	0.0%	0.0%		0.0%	
（差引）純経常行政コスト　a－d	202,987,493		24,729,730	22,240,277	104,186,582	21,136,347	4,560,617	8,023,224	17,523,639	1,042,244	2,987,691	539,055	△ 2,943,269	△ 1,038,644

第４節　純資産変動計算書

１．純資産変動計算書とは

純資産変動計算書は、貸借対照表に計上されている純資産額が前年度（期首）に比べどのように変動したかを示したもので、貸借対照表や行政コスト計算書に計上されていない財源や臨時損益にあたるものなどが計上されており、企業会計の損益計算書及び株主資本等変動計算書と対応するものです。

計上されている科目は、行政コスト計算書の収支差である「純経常行政コスト」、使途が限定されていない「一般財源」、国県からの「補助金受入」、経常的でない収支として「臨時損益」などです。科目振替の欄には、一般財源が公共資産等整備などにどのように振り替えられたかなどが表示されています。

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書の関係は下図のとおりです。

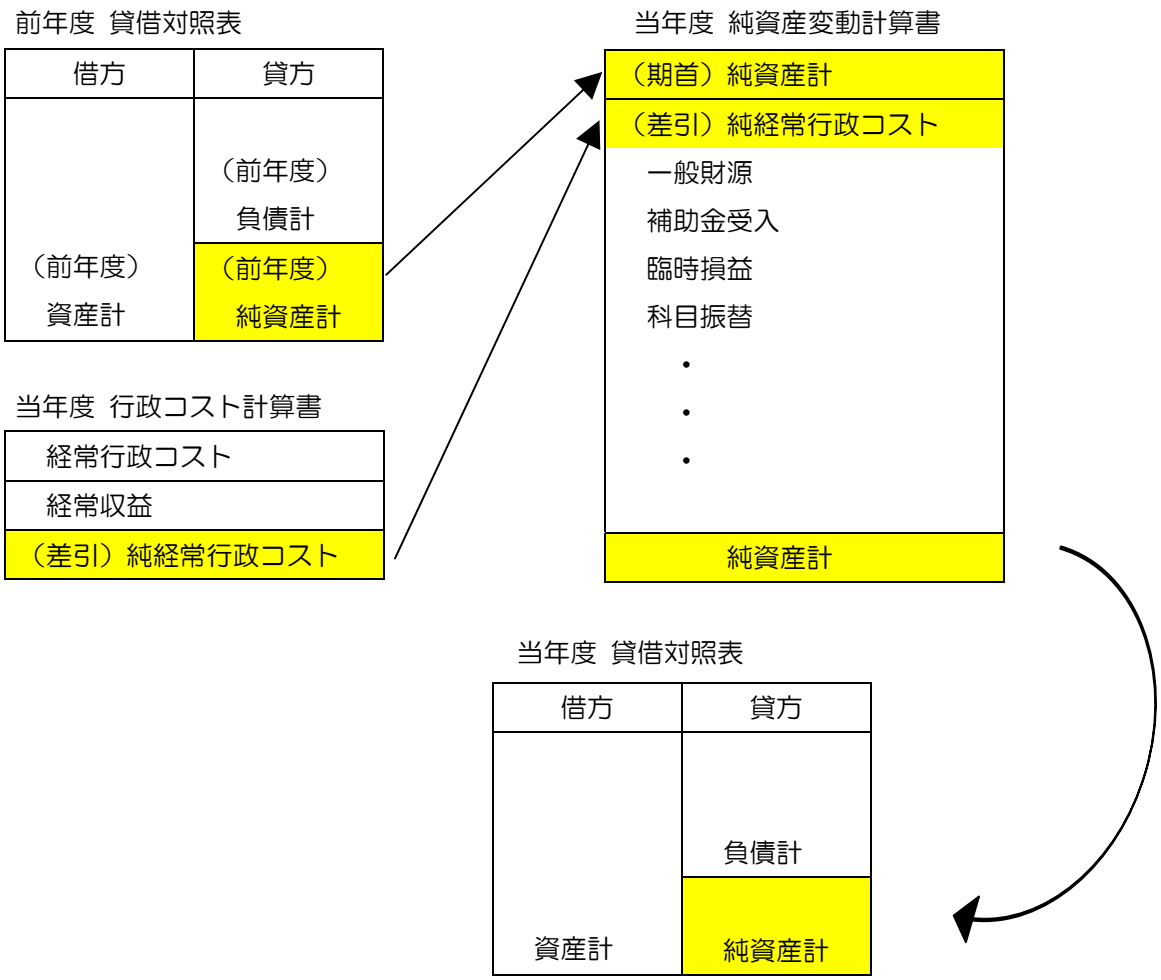

２．本市普通会計の純資産変動計算書

表 70 は本市普通会計の純資産変動計算書です。

表70　普通会計純資産変動計算書

（自　平成26年4月 1 日
至　平成27年3月31日）

（単位：千円）

	純資産合計	公共資産等整備国県補助金等	公共資産等整備一般財源等	その他一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高	529,600,050	113,557,848	579,917,626	△ 163,862,961	△ 12,463
純経常行政コスト	△ 202,987,493			△ 202,987,493	
一般財源					
地方税	111,768,008			111,768,008	
地方交付税	9,128,527			9,128,527	
その他行政コスト充当財源	21,458,940			21,458,940	
補助金等受入	56,261,239	4,951,318		51,309,921	
臨時損益					
災害復旧事業費	△ 36,919			△ 36,919	
公共資産除売却損益	0			0	
投資損失	0			0	
⋮					
科目振替					
公共資産整備への財源投入			5,046,859	△ 5,046,859	
公共資産処分による財源増		0	△ 321,985	321,985	0
貸付金・出資金等への財源投入			12,972,862	△ 12,972,862	
貸付金・出資金等の回収等による財源増		0	△ 14,089,720	14,089,720	
減価償却による財源増		△ 3,883,860	△ 15,041,323	18,925,183	
地方債償還に伴う財源振替			13,683,418	△ 13,683,418	
資産評価替えによる変動額	△ 29,685				△ 29,685
無償受贈資産受入	0				0
その他	0			0	
期末純資産残高	525,162,667	114,625,306	582,167,737	△ 171,588,228	△ 42,148

表 69 のとおり純経常行政コストは約 2,030 億円です。表 70 では、地方税等の一般財源として約 1,424 億円、補助金等受入として約 563 億円の収入があり、臨時損益や資産評価替えによる変動額を差引くと損益は約 44 億円の減となりました。これにより、期首には純資産残高が約 5,296 億円であったものが、期末には約 44 億円減の約 5,252 億円となりました。

３．行政コスト計算書、純資産変動計算書の前年度比較

表 71、表 72 は行政コスト計算書、純資産変動計算書それぞれを前年度と比較したものです。表 71 によれば障害児者の自立支援給付や生活保護費の増加等により、経常行政コストが約 473 億、純経常行政コストが約 526 億円の増額となっています。

表 72 では、表 71 からの純経常行政コストの赤字が約 53 億円増えた一方で、一般財源が約 41 億円、補助金等受入が約 9 億円の増加となっており、純資産残高は 1 年間で 44 億円の減額となっています。

表 71　行政コスト計算書の対前年度比較　（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 25 年度	増　減
〔経常行政コスト〕	210,352,758	205,620,722	4,732,036
1. 人にかかるコスト	40,063,312	40,445,168	△ 381,856
2. 物にかかるコスト	57,818,802	54,601,272	3,217,530
3. 移転支出的なコスト	111,941,817	109,558,614	2,383,203
4. その他のコスト	528,827	1,015,668	△ 486,841
〔経常収益〕	7,365,265	7,889,637	△ 524,372
〔純経常行政コスト〕	202,987,493	197,731,085	5,256,408

表 72　純資産変動計算書の対前年度比較　（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 25 年度	増　減
〔期首純資産残高〕	529,600,050	534,362,618	△ 4,762,568
純経常行政コスト	△ 202,987,493	△ 197,731,085	△ 5,256,408
一般財源	142,355,475	138,232,127	4,123,348
補助金等受入	56,261,239	55,373,396	887,843
臨時損益	△ 36,919	△ 656,468	619,549
資産評価替え変動額	△ 29,685	19,462	△ 49,147
〔期末純資産残高〕	525,162,667	529,600,050	△ 4,437,383

第５節　資金収支計算書

１．資金収支計算書とは

資金収支計算書は、貸借対照表に計上されている流動資産の「歳計現金」が前年度（期首）に比べどのように変動したかを示したもので、現金の動きのみに着目しその変動をあらわしており、企業会計のキャッシュフローと対応するものです。各種引当金や減価償却といった非現金支出を含まないことから、貸借対照表や行政コスト計算書などと違い現金主義での積算額となっています。

このため資金収支計算書は、普通会計の姿に最も近い内容ですが、普通会計の科目ではなく、「経常的収支の部」「公共資産整備収支の部」「投資・財務的収支の部」の三つに大きく区分した上で人件費、物件費など性質別の科目で経費を分類し他の３表との整合を図っています。

２．本市普通会計の資金収支計算書

表 73 は本市普通会計の資金収支計算書です。普通建設事業費などが計上される公共資産整備収支の部では、国県補助金等、地方債（建設債）発行などの特定財源を充てても約 62 億円の赤字となっています。市債の償還や貸付、基金への積立金などを計上する投資・財務的収支の部では、貸付金回収額のほか公共資産等の売却収入を充てても約 280 億円の赤字です。一方、収入として市税や使用料、手数料などを計上する経常的収支の部では、人件費や物件費などのランニングコストを差し引いても約 338 億円の黒字となっており、全体の収支を示す当年度歳計現金増減額では約 3 億円の赤字となっています。

表73　資金収支計算書
（自　平成26年4月　1日　至　平成27年3月31日）

（単位：千円）

１　経常的収支の部	
人件費	43,276,670
物件費	35,051,716
社会保障給付	68,345,997
補助金等	11,996,246
支払利息	2,987,691
他会計等への事務費等充当財源繰出支出	19,774,372
その他支出	3,878,822
支出合計	185,311,514
地方税	111,841,411
地方交付税	9,128,527
国県補助金等	49,697,629
使用料・手数料	4,840,401
分担金・負担金・寄附金	2,170,972
諸収入	4,284,971
地方債発行額	15,199,000
基金取崩額	5,302,586
その他収入	16,626,902
収入合計	219,092,399
経常的収支額	33,780,885

２　公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	22,182,869
公共資産整備補助金等支出	7,408,478
他会計等への建設費充当財源繰出支出	11,966
支出合計	29,603,313
国県補助金等	6,513,466
地方債発行額	16,533,100
基金取崩額	395,896
その他収入	6,899
収入合計	23,449,361
公共資産整備収支額	△ 6,153,952

３　投資・財務的収支の部	
投資及び出資金	19,000
貸付金	12,946,050
基金積立額	4,103,529
定額運用基金への繰出支出	92
他会計等への公債費充当財源繰出支出	4,404,758
地方債償還額	20,264,189
支出合計	41,737,618
国県補助金等	50,144
貸付金回収額	12,933,268
基金取崩額	0
地方債発行額	0
公共資産等売却収入	335,816
その他収入	441,587
収入合計	13,760,815
投資・財務的収支額	△ 27,976,803

翌年度繰上充用金増減額	0
当年度歳計現金増減額	△ 349,870
期首歳計現金残高	8,444,021
期末歳計現金残高	8,094,151

※1 一時借入金に関する情報
① 資金収支計算書には一時借入金の増減は含まれていません。
② 平成26年度における一時借入金の借入限度額は25,000,000千円です。
③ 支払利息のうち、一時借入金利子は0千円です。

※2 基礎的財政収支（プライマリーバランス）に関する情報

収入総額		260,746,596
繰越金	△	4,444,021
地方債発行額	△	31,732,100
財政調整基金等取崩額	△	5,061,000
支出総額	△	252,652,445
地方債償還額		23,251,880
財政調整基金等積立額		4,030,021
基礎的財政収支		△ 5,861,069

第６節　財務諸表を用いた財政分析

ここでは普通会計の財務諸表を用いた本市の主な財政分析の結果と政令指定都市の平均との比較について紹介します。なお、政令指定都市については、本市と同じく総務省方式改訂モデルを採用している政令指定都市のうち、平成 28 年 3 月時点で入手可能な 6 市（札幌市、仙台市、静岡市、名古屋市、大阪市、岡山市）の資料から本市が独自に算出したものです。

１．社会資本の過去及び現世代負担率

社会資本の過去及び現世代負担率は、公共資産のうち、過去及び現世代により既に負担済みの資産の割合を示す指標です。

社会資本の過去及び現世代負担率　＝ 純資産合計 ÷ 公共資産合計

表 74 は、社会資本の過去及び現世代負担率の状況を示したものです。

平成 26 年度は、公共資産の増加（約 33 億円）に対し、負債の増加（約 68 億円）により純資産が減少（約 45 億円）したため、この数値は 0.8 ポイント下降しています。

年々、負債の増加に伴い下降の傾向にあります。

表 74　社会資本の過去及び現世代負担率の状況

	相模原市		政令指定都市平均（平成 26 年度末）
	平成 26 年度末	平成 25 年度末	
社会資本の過去及び現世代負担率	64.3%	65.1%	73.9%

２．社会資本の将来世代負担率

社会資本の将来世代負担率は、過去及び現世代負担率とは逆に、公共資産のうち将来の世代が負担する割合を示します。

社会資本の将来世代負担率 ＝ 地方債残高 ÷ 公共資産合計

表 75 は社会資本の将来世代負担率の状況を示したものです。過去及び現世代負担率と同様の理由により、平成 26 年度の数値は上昇していますが、政令指定都市の平均との比較では、公共資産の整備に対する将来世代の負担率（地方債への依存度）は低くなっています。

表 75　社会資本の将来世代負担率の状況

	相模原市		政令指定都市平均
	平成 26 年度末	平成 25 年度末	（平成 26 年度末）
社会資本の将来世代負担率	36.4%	35.3%	39.0%

３．純資産比率

純資産比率は、資産合計に対する純資産合計の割合を示した数値です。企業会計における自己資本比率に対応するもので、数値が高いほど健全な財政状況を維持しているということができます。

純資産比率 ＝ 純資産合計 ÷ 資産合計

表 76 は、純資産比率の状況を示したものです。平成 26 年度の数値は低下していますが、政令指定都市の平均に比べほぼ同様の水準にあることがわかります。

表 76　純資産比率の状況

	相模原市		政令指定都市平均
	平成 26 年度末	平成 25 年度末	（平成 26 年度末）
純資産比率	61.1%	61.8%	63.3%

４．市民一人当たりの公共資産

市民一人当たりの公共資産は、市民一人当たりにどれだけの公共資産整備が行われているかを表します。また、規模の異なる他市との公共資産の絶対量を比較する目安となる指標です。

表 77 は、市民一人当たりの公共資産の状況を示したものです。

本市では、市民一人当たり約 114 万円の公共資産整備が行われていることになります。

しかし、政令指定都市の平均との比較では低めの水準にあります。

表 77　市民一人当たりの公共資産の状況　（単位：千円）

	相模原市		政令指定都市平均
	平成 26 年度末	平成 25 年度末	（平成 26 年度末）
市民一人当たりの公共資産	1,143	1,141	1,687

５．市民一人当たりの負債額

負債額を市民一人当たりの数値にすることで、市民一人当たりにどれだけの負債があるかを表します。また、規模の異なる他市との比較を行う目安になります。

表 78 は、市民一人当たりの負債額の状況を示したものです。

本市では、平成 25 年度から約 9,000 円増加し、市民一人当たり約 46 万 8,000 円の負債額となっています。

政令指定都市の平均との比較では依然として低い水準にあります。

表 78　市民一人当たりの負債額の状況　（単位：千円）

	相模原市		政令指定都市平均（平成 26 年度末）
	平成 26 年度末	平成 25 年度末	
市民一人当たりの負債額	468	459	734

６．市民一人当たりの純経常行政コスト

市民一人当たりの純経常行政コストは、市民一人当たりにどれだけの行政コストがかかっているかを表す指標です。また、規模の異なる他市との比較を行う目安になります。

表 79 は､市民一人当たりの純経常行政コストの状況について示したものです。

平成 26 年度は、生活保護費などの社会保障費の増加により、市民一人当たりの純経常行政コストは約 7,000 円増加しています。

政令指定都市の平均との比較では低めの数値となっています。これは「第 6 節－3. 純資産比率」で示したとおり、本市は一人当たりの財政規模が低い上に、「4. 市民一人当たりの公共資産」で示したとおり、市民一人当たりの公共資産が他市よりも小さいため減価償却費も他市に比べ小さいことなどによるものです。

表 79　市民一人当たりの純経常行政コストの状況　（単位：千円）

	相模原市		政令指定都市平均（平成 26 年度末）
	平成 26 年度末	平成 25 年度末	
市民一人当たりの純経常行政コスト	284	277	339

７．市民一人当たりの貸借対照表

市民一人当たりの貸借対照表は、貸借対照表の各項目をそれぞれ住民基本台帳人口で除したもので、市民一人当たりの資産や負債の状況を示しています。

表 80 は相模原市の市民一人当たりの貸借対照表と政令指定都市の平均を比較したものです。資産合計、負債合計、純資産合計のいずれの項目も本市は概ね半分程度となっており、資産形成が少ない分、負債も少なくなっている状況です。

表 80　市民一人当たりの貸借対照表

（単位：千円）

借　方	相模原市 (H26)	政令指定都市平均 (H26)	貸　方	相模原市 (H26)	政令指定都市平均 (H26)
〔資産の部〕			〔負債の部〕		
公共資産	1,143	1,687	固定負債	425	663
投資等	23	199	流動負債	43	71
流動資産	36	110	負債合計	468	734
			〔純資産の部〕		
			純資産合計	734	1,262
資産合計	1,202	1,996	負債・純資産合計	1,202	1,996

第７章　外部による評価

第１節　市監査委員による審査結果と意見

１．審査結果

決算書類は、地方自治法の定めにより市監査委員の審査に付されています。平成 26 年度決算の審査結果の概要は次のとおりです。

○歳入歳出決算など定められた関係書類に記載された金額などは計数的に正確であり、決算内容及び予算執行状況等については、概ね適正であること。

○決算審査意見書等で意見を付した事項については、今後検討又は改善を求めること。

２．決算審査意見書に付された意見

決算審査意見書に付された意見の概要は次のとおりです。

○歳入については財源の確保、歳出については財源と資産の有効活用が必要であると考えられるが、これらの課題に対応するためにも効率的な組織の構築と、職員一人ひとりの資質・能力の向上が求められる。

○職員一人ひとりが財政状況を把握し、その厳しさを認識した上で業務の遂行に取り組む必要がある。今後とも、財政状況の的確な分析などを通じて、財政運営の健全性の確保に鋭意取り組まれたい。

資 料 編

平成26年度 決算状況	都道府県名	神奈川県	コード番号	141500	市町村類型	政令市
			ふりがな	さがみはらし	26年度交付税種地区分	種地 Ⅰ－7
			市町村名	相模原市		

人口		面積	人口密度	人口集中地区人口
国調 22年	717,515人	km²	2,182人	658,866人
国調 17年	701,594人	328.82	2,134人	640,863人
増加率	2.3%	35.10.1 以降の合併状況		
住民基本台帳 27.1.1	715,145	H18.3.20 津久井町、相模湖町を編入 H19.3.11 城山町、藤野町を編入		
住民基本台帳 26.1.1	713,351			

産業構造 区分	第1次	第2次	第3次
就業人口 22年 国調	1,892人	79,375人	248,791人
	0.6%	24.0%	75.4%
就業人口 17年 国調	2,205人	93,710人	243,338人
	0.6%	27.6%	71.8%

区分	平成25年度	平成26年度
1 歳入総額(A)	254,860,641	260,746,596
2 歳出総額(B)	246,416,620	252,652,445
3 歳入歳出差引額(A)-(B)=(C)	8,444,021	8,094,151
4 翌年度へ繰り越すべき財源(D)	1,566,706	1,269,112
5 実質収支(C)-(D)=(E)	(ア) 6,877,315	(イ) 6,825,039
6 単年度収支(F)	576,308	(イ)-(ア) △ 52,276
7 積立金(G)	11,658	11,692
8 繰上償還金(H)	0	0
9 積立金とりくずし額(I)	2,700,000	5,061,000
10 実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I)=(J)	△ 2,112,034	△ 5,101,584

区分	指数等
基準財政需要額	95,545,394
基準財政収入額	89,040,420
標準財政規模	138,404,594
財政力指数	単 0.932
	平 0.941
実質収支比率	4.9%
公債費比率	9.4%
積立金現在高	17,528,216
地方債現在高	261,081,055
収益事業収入額	1,316,057
債務負担行為額	59,678,706
可処分資産額	－

指定団体等の状況	事務の共同処理状況
○ 不交付	○ ごみ処理
● 首都	○ し尿処理
● 山振	○ 火葬場
	○ 農業関係
	● 後期高齢

公営事業の状況 事業名	法適用の有無	収支額	普通会計からの繰入額	職員数(人)
国民健康保険事業	無	1,538,861	8,392,944	87
後期高齢者医療事業	無	125,851	852,000	9
介護保険事業	無	317,682	5,686,814	39
下水道事業	有	55,170	4,562,000	81
自動車駐車場事業	無	227,773	535,113	－
簡易水道事業	無	33,652	56,000	2

健全化判断比率		資金不足比率	
起債制限比率	9.0%	臨財債発行可能額	15,199,080
経常収支比率(臨財債除)	98.1% (109.7%)	臨財債発行額	15,199,000
		公債費負担比率	13.9%
実質赤字比率	－	下水	－
連結実質赤字比率	－	簡水	－
実質公債費比率	3.4%		
将来負担比率	40.2%		

一般職員等 区分	職員数 A	給料月額 B	1人当たり支給月額B／A
	人	千円	円
一般職員	3,679	1,153,578	313,560
教育公務員	84	32,776	390,186
消防職員	727	237,874	327,200
臨時職員	－	－	－
計	4,490	1,424,228	317,200

特別職員等 区分	改定実施年月日	1人当たり平均給料(報酬)月額
市町村長	H. 9・4・1	1,142,000 円
副市長	H. 19・4・1	935,000
教育長	H. 9・4・1	804,000
議会議長	H. 9・4・1	779,000
議会副議長	H. 9・4・1	713,000
議会議員	H. 9・4・1	(47人) 670,000

市町村名	相模原市	類型	政令市

（単位：千円・％）

歳入

区分	決算額	構成比	経常一般財源 k	Kの構成比
地方税	111,841,411	42.9	103,028,998	80.3
地方譲与税	1,656,337	0.6	1,656,337	1.3
利子割交付金	195,387	0.1	195,387	0.1
配当割交付金	850,866	0.3	850,866	0.7
株式等譲渡所得割交付金	533,087	0.2	533,087	0.4
地方消費税交付金	7,513,543	2.9	7,513,543	5.9
ゴルフ場利用税交付金	176,220	0.1	176,220	0.1
特別地方消費税交付金	－	－	－	－
軽油・自動車交付金	3,562,098	1.4	3,562,098	2.8
地方特例交付金	571,078	0.2	571,078	0.4
地方交付税	9,128,527	3.5	8,048,370	6.3
普通	8,048,370	3.1	8,048,370	6.3
特別	1,080,157	0.4	－	－
小計	136,028,554	52.2	126,135,984	98.3
交通安全対策特別交付金	221,528	0.1	221,528	0.2
分担金・負担金	2,170,255	0.8	－	－
使用料	3,624,611	1.4	700,053	0.5
手数料	1,555,262	0.6	－	－
国庫支出金	44,751,702	17.2		－
国有提供交付金	1,198,357	0.4	1,198,357	0.9
都道府県支出金	11,509,537	4.4		－
財産収入	482,131	0.2	66,341	0.1
寄附金	13,819	0.0		－
繰入金	5,739,822	2.2		－
繰越金	4,444,021	1.7		－
諸収入	17,274,897	6.6	1,075	0.0
地方債	31,732,100	12.2		－
合計	260,746,596	100.0	128,323,338	100.0

性質別歳出

区分	決算額	構成比	税等	経常一般財源	経常収支比率
人件費	42,452,062	16.8	40,125,259	39,427,582	27.5
うち職員給	29,410,218	11.6	27,494,940	27,421,006	19.1
扶助費	68,345,997	27.0	25,511,048	25,511,048	17.8
公債費	23,251,880	9.2	22,871,062	22,871,062	15.9
内訳 元利償還金	23,251,880	9.2	22,871,062	22,871,062	15.9
内訳 一時借入金利子	0	0.0	0	0	0.0
小計	134,049,939	53.0	88,507,369	87,809,692	61.2
物件費	35,051,716	13.9	27,812,059	27,202,691	19.0
維持補修費	3,841,903	1.5	3,317,398	3,317,398	2.3
補助費等	16,558,246	6.6	13,619,071	11,248,234	7.8
積立金	103,529	0.0	0		
投資及び出資金・貸付金	12,965,050	5.1	76,360	57,360	0.0
繰出金	19,629,188	7.8	17,279,450	11,162,925	7.8
前年度繰上充用金	－	－	－		
投資的経費	30,452,874	12.1	6,376,909	計 98.1%	
うち人件費	824,608	0.3	818,750	経常収支比率	
内訳 普通建設事業費	30,415,955	12.1	6,343,592	経常経費一般財源	
内訳 補助	11,173,092	4.5	327,843	140,798,300	
内訳 単独	19,242,863	7.6	6,015,749	税等総額	
内訳 災害復旧費	36,919	0.0	33,317		
内訳 失業対策事業費	－	－	－	156,988,616	
合計	252,652,445	100.0	156,988,616		

市町村税

区分		決算額	構成比	増減率	基準税額 ×100÷75	超過課税分収入済額
市町村民税	個人分	43,485,771	38.9	0.2	46,131,192	－
市町村民税	法人分	7,759,056	6.9	24.3	5,918,473	623,913
固定資産税		43,342,630	38.8	2.5	41,747,523	－
軽自動車税		700,950	0.6	4.1	701,727	－
市町村たばこ税		4,752,917	4.2	△ 3.8	4,670,787	
鉱産税		－	－	－	－	
特別土地保有税		－	－	－	14,036,486	
法定外普通税		－	－	－		－
目的税		11,800,087	10.6	2.9		－
内訳	入湯税	－	－	－		－
内訳	都市計画税	8,812,413	7.9	2.7		
内訳	その他	2,987,674	2.7	3.4		
旧法による税		－	－	－		－
合計		111,841,411	100.0	2.6	113,206,188	623,913

目的別歳出

区分	決算額	構成比	税等
議会費	1,023,573	0.4	1,023,389
総務費	21,158,643	8.4	18,670,249
民生費	107,000,532	42.4	54,994,174
衛生費	21,578,117	8.5	16,150,908
労働費	1,075,883	0.4	259,842
農林水産業費	994,813	0.4	657,375
商工費	14,075,937	5.6	1,875,675
土木費	32,004,807	12.7	15,907,177
消防費	9,098,917	3.6	7,269,621
教育費	21,297,774	8.4	17,221,177
災害復旧費	36,919	0.0	33,317
公債費	23,306,530	9.2	22,925,712
諸支出金	－	－	－
前年度繰上充用金	－	－	－
合計	252,652,445	100.0	156,988,616

適用税率の状況

市町村民税	個人分	均等割	3,500円	市町村民税	法人分	均等割 3,000,000円
						均等割 1,750,000円
						均等割 410,000円
						均等割 400,000円
		所得割	標準税率に対する比率 1.0			均等割 160,000円
						均等割 150,000円
						均等割 130,000円
						均等割 120,000円
						均等割 50,000円
						法人税割 14.7
				固定資産税		1.4

徴収率

区分	現年課税分	滞納繰越分	合計
市町村民税	98.0	27.1	93.1
固定資産税	99.2	29.9	97.1
全体	98.7	27.9	95.4

政令指定都市財政指標等一覧

	住民基本台帳人口 (H27.1.1 現在)	財政力指数 (3か年平均)	実質収支比率	ラスパイレス指数	経常収支比率※	実質赤字比率
	人		%		%	%
相模原市（順位）	**715,145（19位）**	**0.94（6位）**	**4.9**	**100.1（6位）**	**98.1（15位）**	**－**
札幌市	1,936,016	0.70	1.0	100.2	94.0	－
仙台市	1,053,509	0.87	1.2	102.1	98.2	－
さいたま市	1,260,879	0.97	2.3	102.8	96.7	－
千葉市	962,376	0.95	1.4	101.7	97.4	－
横浜市	3,722,250	0.96	1.3	103.4	97.4	－
川崎市	1,445,484	1.00	0.1	103.8	99.7	－
新潟市	804,413	0.74	0.5	99.1	94.6	－
静岡市	715,752	0.90	2.4	103.3	91.9	－
浜松市	810,317	0.88	3.3	98.1	91.7	－
名古屋市	2,260,440	0.98	0.3	103.5	99.3	－
京都市	1,419,474	0.77	0.6	102.5	99.8	－
大阪市	2,670,766	0.91	0.1	97.2	98.8	－
堺市	847,719	0.84	0.9	99.4	95.3	－
神戸市	1,550,831	0.78	0.4	101.6	96.3	－
岡山市	706,027	0.78	5.4	101.2	87.5	－
広島市	1,188,398	0.82	0.9	100.3	97.7	－
北九州市	976,925	0.71	0.9	103.4	96.9	－
福岡市	1,486,314	0.86	2.2	102.9	93.3	－
熊本市	734,917	0.70	1.9	100.0	90.6	－

連結実質赤字比率	実質公債費比率※	将来負担比率※	自主財源比率	市税	個人市民税
%	%	%	%	千円	千円
－	**3.4** **(1位)**	**40.2** **(4位)**	**56.4** **(9位)**	**111,841,411** **(19位)**	**43,485,771** **(15位)**
－	5.9	72.1	48.4	286,778,231	96,614,894
－	10.8	133.2	58.4	182,134,702	61,613,619
－	5.2	26.9	61.3	225,182,240	90,249,169
－	18.4	231.8	62.7	174,983,017	64,168,971
－	16.9	182.5	61.9	719,971,636	291,071,665
－	8.2	115.3	63.9	296,558,930	116,024,414
－	11.0	135.1	48.2	120,963,607	39,609,363
－	9.3	69.9	56.3	127,734,343	41,183,219
－	10.2	－	55.6	131,317,236	46,107,991
－	13.0	153.9	65.9	503,508,113	156,189,260
－	15.0	228.9	54.6	252,119,049	80,038,567
－	9.3	141.8	61.3	659,255,786	138,354,909
－	5.4	21.9	45.9	132,746,566	43,168,598
－	8.7	86.1	53.5	275,006,150	90,933,201
－	11.0	43.4	47.6	112,934,849	38,216,277
－	15.4	228.0	51.5	204,132,746	69,635,616
－	11.8	174.3	49.4	157,555,165	46,042,023
－	12.6	168.0	61.1	282,135,984	86,048,412
－	9.9	122.4	43.6	98,325,268	35,184,202

※印が付く指標は、数値が小さいほど良いとされる指標

	法　人 市民税	固　定 資産税	人件費	扶助費	公債費
	千円	千円	千円	千円	千円
相模原市 （順位）	**7,759,056 （20 位）**	**43,342,630 （19 位）**	**42,452,062 （20 位）**	**68,345,997 （18 位）**	**23,251,880 （20 位）**
札幌市	31,648,814	108,565,044	94,876,388	265,309,238	80,720,326
仙台市	27,841,976	64,274,993	64,309,416	90,769,234	60,388,660
さいたま市	23,691,456	80,420,404	72,938,950	106,395,114	49,343,911
千葉市	19,390,118	65,836,988	54,898,616	88,482,101	57,951,483
横浜市	64,609,809	264,845,238	197,064,201	389,330,262	192,200,097
川崎市	21,702,442	115,771,171	90,599,160	155,973,731	69,794,030
新潟市	12,987,734	48,550,102	52,817,861	69,375,401	40,570,579
静岡市	12,739,989	53,242,653	44,364,210	54,453,203	39,769,794
浜松市	13,881,191	52,045,806	44,888,798	60,482,398	38,888,668
名古屋市	70,235,622	198,322,072	161,261,672	271,701,067	147,964,966
京都市	30,072,972	100,865,299	110,687,063	194,775,800	85,985,013
大阪市	134,976,670	271,528,912	207,535,178	517,168,585	265,954,583
堺市	11,567,100	56,215,976	48,667,372	114,002,617	32,907,325
神戸市	29,676,202	110,580,760	116,805,292	187,959,905	110,341,051
岡山市	12,794,164	43,778,980	44,234,486	71,498,859	34,181,640
広島市	25,430,126	77,253,207	82,034,058	154,473,196	70,152,511
北九州市	14,070,952	68,628,356	65,876,797	125,167,272	66,409,567
福岡市	43,186,584	108,866,078	76,011,942	192,238,747	105,558,803
熊本市	10,444,465	38,844,214	48,486,615	86,363,477	32,116,874

普通建設事業費	普通交付税	特別交付税	臨時財政対策債	市債残高	財政調整基金残高
千円 30,415,955 (20位)	千円 8,048,370 (16位)	千円 1,080,157 (14位)	千円 15,199,000 (18位)	千円 261,081,055 (20位)	千円 12,211,357 (　10位)
105,994,012	89,229,571	3,088,405	59,342,000	968,211,126	14,983,196
110,669,169	17,352,346	1,055,392	24,451,000	775,535,939	29,546,525
73,100,297	4,939,483	1,652,878	18,639,339	434,978,438	18,963,904
31,857,387	6,170,712	632,341	19,049,850	723,896,263	3,666,203
176,985,806	23,315,290	1,390,444	66,979,000	2,346,433,697	18,805,828
92,095,709	1,600,532	511,465	8,635,000	852,087,166	2,880,141
71,342,973	37,723,492	3,388,221	23,534,700	539,664,468	9,604,440
43,270,452	10,948,309	1,405,386	19,179,500	417,580,087	8,607,994
38,380,837	19,479,485	2,540,333	13,677,000	272,073,991	15,105,936
98,801,637	5,677,172	800,432	28,000,000	1,596,675,946	14,513,415
59,216,694	51,016,359	2,312,764	45,569,000	1,283,784,665	499,831
101,863,912	35,731,706	1,055,476	75,915,000	2,473,326,499	161,797,296
48,250,312	22,558,208	1,070,567	26,263,600	385,678,396	1,809,000
86,093,204	53,852,296	2,029,843	42,857,000	1,122,275,231	11,005,942
38,571,271	24,383,127	1,969,268	20,500,000	301,269,440	19,012,932
53,653,363	33,050,065	4,190,225	35,427,700	992,803,716	11,209,877
72,699,403	50,075,855	2,557,470	33,303,000	921,431,947	10,127,974
83,730,554	28,403,255	1,436,123	36,000,000	1,246,108,029	19,976,427
43,797,085	32,937,644	2,171,396	21,939,100	349,664,458	10,057,550

用語解説

（本文中で解説している用語は掲載していません）

＊１ **リーマンショック**…平成 20 年 9 月にアメリカの投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことが引き金になり発生した、世界的な金融危機。リーマン・ブラザーズが発行している社債などを保有している企業への影響の波及と連鎖などの恐れから、アメリカ経済に対する不安が広がり、世界的な金融危機へと連鎖した。わが国の株価も暴落し、その後の株安と円高による不況の影響は現在も続いている。(P39)

＊２ **国の三位一体改革**…平成 16 年から 18 年にかけて小泉内閣によって実施された、国と地方公共団体の税源配分の構造改革。①国庫補助負担金の廃止・縮減、②国から地方への税源の移譲、③地方交付税の見直しの 3 つを一体で実施したことから、三位一体の改革と称される。(P42)

＊３ **電源立地地域対策交付金**…発電施設の周辺地域振興のため、関係市町村に対して県を通じて交付される国からの補助金。本市には津久井地域にダムや水力発電所があるため交付を受けている。(P52)

＊４ **財源対策債**…国の財源不足を補てんするため、建設債の充当率（事業費に対する割合）を通常以上に引き上げたり、通常地方債が充当されていなかった事業へ地方債の充当を拡大することにより上乗せされる地方債。(P57)

＊５ **産業集積促進基金**…相模原市の特定目的基金のひとつで、産業集積の促進を図る事業の財源とするため積み立てを行っているもの。平成 17 年度に設置、平成 25 年度末残高は約 6 億円。(P67)

＊６ **津久井郡広域行政組合**…旧津久井 4 町が設立したもので、主に広域常備消防、一般廃棄物（ごみ、し尿）の収集・処理などを行う組合。昭和 45 年度設立、平成 17 年度に旧相模原市との合併に伴い解散。(P69)

＊７ **緊急雇用創出事業**…雇用の安定・拡大のための施策であり、国の平成 20 年度第 2 次補正予算において計上された。離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会の創出を目的とし、地方公共団体が直接実施、もしくは失業者等の一定の採用を条件に民間企業に発注する事業。(P81)

＊８ **融資預託金**…市内中小企業向けなどの低利の制度融資を金融機関で実施するため、その資金の一部にあてるよう市が無利子で金融機関に預ける資金。(P82)

＊９ **出捐金**…財団法人などの公益法人に対し拠出する資金のこと。一般の出資金としての性格を持っている。(P106)

＊10 **単年度会計主義**…一会計年度の予算が、その年度内に執行し完結することを建前とした会計方式。(P110)

＊11 **継続費**…単年度会計主義の例外のひとつで、大規模市営住宅の工事など単年度では完了せず 2 か年以上にわたり支出が必要な経費について、市議会において総額及び年割額の議決を受けたもの。(P111)

＊12 **地方公共団体金融機構**…地方公共団体に対して長期かつ低利の資金融通を行うことなどを目的として、全都道府県市区町村が出資し、平成 21 年度に設立された法人。(P124)

＊13 **地方三公社**…地方公共団体の外郭団体の中で特別法に基づき設置される土地開発公社、地方住宅公社、地方道路公社を指す。本市は、土地開発公社のみを設置している。(P128)

＊14 **土地開発公社**…公共用地の計画的な確保を図るため「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号)」の規定に基づき、市が設置した公社。(P128)

＊15 **ゼロ市債**…債務負担行為の一種で、景気対策などのため、翌年度予定されている公共工事等を、翌年度を待たずに前倒し発注するもの。一般に年度末近くに発注し、工事が完成する翌年度に全てを支払うため、発注年度の支出額が 0 円となる。「初年度ゼロ円の市の債務負担行為」を略して「ゼロ市債」と呼んでいる。借入金である「市債」とは全く違うもの。(P129)

相模原市財政白書

（平成２６年度普通会計決算の解説）

発　行　平成28年4月
発行者　相模原市
編　集　相模原市企画財政局財務部財務課
〒252－5277
相模原市中央区中央2丁目11番15号
TEL　042-769-8216
FAX　042-751-0208
E-mail:zaimu@city.sagamihara.kanagawa.jp

潤水都市 さがみはら